

# 第55回定時総会

## 議案書



日時:2026年 6月6日(土) 13:00~18:10  
2026年 6月7日(日) 9:00~15:30  
場所:ベルサール渋谷ファースト B1ホール

公益社団法人  
日本理学療法士協会  
Japanese Physical Therapy Association

## 【会場周辺図・交通案内】

### ●アクセス



### 【住 所】

〒150-0011

東京都渋谷区東 1-2-20 住友不動産渋谷ファーストタワー B1F

現地連絡先：050-3112-0924

### 【ベルサール渋谷ファースト アクセス図】

[https://www.bellesalle.co.jp/wp-content/uploads/access\\_shibuyaf.pdf](https://www.bellesalle.co.jp/wp-content/uploads/access_shibuyaf.pdf)

「渋谷 駅」C1 出口より徒歩 6 分（半蔵門線・田園都市線・副都心線・東横線）

「渋谷 駅」東口より徒歩 8 分（JR 線）

「表参道 駅」B1 出口より徒歩 10 分（銀座線・半蔵門線・千代田線）

# 目 次

## I 審議事項

|        |   |     |
|--------|---|-----|
| 第1号議案  | 名誉会員の承認を求める件  | 1   |
| 第2号議案  | 2025年度事業の報告ならびに決算書類の承認を求める件                             | 5   |
|        | 1) 2025年度総括報告   | 6   |
|        | 1. 事業総括報告   | 6   |
|        | 2. 業務執行報告   | 9   |
|        | 3. 常設委員会報告  | 36  |
|        | 4. 個別事業実施状況   | 40  |
|        | 2) 2025年度決算報告書案   | 46  |
|        | 1. 2025年度決算について   | 46  |
| 第3号議案  | 法人法関連法令の改正に伴う定款条文の変更に係る定款改正案の承認を求める件                    | 57  |
| 第4号議案  | 法人法関連法令の改正に伴う定款条文の追加に係る定款改正案の承認を求める件                    | 61  |
| 第5号議案  | 正確性を向上させるための定款条文の変更に係る定款改正案の承認を求める件                     | 63  |
| 第6号議案  | 法人の構成員要件追加に係る定款改正案の承認を求める件                              | 65  |
| 第7号議案  | 定款細則廃止等に伴う会員資格喪失要件追加に係る定款改正案の承認を求める件                    | 67  |
| 第8号議案  | 「選任」への用語変更を行うにあたっての定款改正案の承認を求める件                        | 69  |
| 第9号議案  | 役員の制限付き選任等に係る定款改正案の承認を求める件                              | 71  |
| 第10号議案 | 法令に抵触する恐れのある文章削除に係る定款改正案の承認を求める件                        | 73  |
| 第11号議案 | 役員の資格喪失要件の追記に係る定款改正案の承認を求める件                            | 75  |
| 第12号議案 | 政策参与の名称追記等に係る定款改正案の承認を求める件                              | 77  |
| 第13号議案 | 章名称変更等の追記に係る定款改正案の承認を求める件                               | 79  |
| 第14号議案 | 常任理事会の定款掲載に係る定款改正案の承認を求める件                              | 81  |
| 第15号議案 | 業務執行理事会の定款掲載に係る定款改正案の承認を求める件                            | 83  |
| 第16号議案 | 常設委員会の定款掲載に係る定款改正案の承認を求める件                              | 85  |
| 第17号議案 | 事務局の定款掲載に係る定款改正案の承認を求める件                                | 87  |
| 第18号議案 | 定款細則廃止等に伴う変更、および委員追加や用語の定義追加等に係る<br>総会議事運営規程改正案の承認を求める件 | 89  |
| 第19号議案 | 処分決定プロセス変更に係る懲戒規程改正案の承認を求める件                            | 95  |
| 第20号議案 | 議事運営委員の承認を求める件  | 101 |
| 第21号議案 | 選挙管理委員の承認を求める件  | 103 |
| 第22号議案 | 常勤役員要件審査委員の承認を求める件                                      | 105 |
| 第23号議案 | 懲戒委員の承認を求める件  | 107 |

## II 報告事項

|                        |     |
|------------------------|-----|
| 1. 2025年度監査報告について      | 109 |
| 2. 定款細則廃止について          | 111 |
| 3. 2026年度事業計画、予算について   | 117 |
| 4. 休会制度の運用変更について       | 129 |
| 5. 2025年度本会会員の叙勲受賞について | 131 |

## III 資料

|                      |     |
|----------------------|-----|
| 2025年度(第44回)協会賞授賞者一覧 | 134 |
| 要望書                  | 139 |
| 2025年度本会事業の基礎データ     | 141 |
| 2025年度ブロック事業報告       | 156 |
| 2026年度ブロック事業計画       | 162 |

# 第55回定時総会次第

1. 定足数報告
2. 開会の辞
3. 会長挨拶
4. 来賓挨拶
5. 定足数報告
6. 議長団選出
7. 書記任命
8. 議事録署名人任命
9. 議事
  - 第1号議案 名誉会員の承認を求める件
  - 第2号議案 2025年度事業の報告ならびに決算書類の承認を求める件
    - 1) 2025年度総括報告
      1. 事業総括報告
      2. 業務執行報告
      3. 常設委員会報告
      4. 個別事業実施状況
    - 2) 2025年度決算報告書案
      1. 2025年度決算について
  - 第3号議案 法人法関連法令の改正に伴う定款条文の変更に係る定款改正案の承認を求める件
  - 第4号議案 法人法関連法令の改正に伴う定款条文の追加に係る定款改正案の承認を求める件
  - 第5号議案 正確性を向上させるための定款条文の変更に係る定款改正案の承認を求める件
  - 第6号議案 法人の構成員要件追加に係る定款改正案の承認を求める件
  - 第7号議案 定款細則廃止等に伴う会員資格喪失要件追加に係る定款改正案の承認を求める件
  - 第8号議案 「選任」への用語変更を行うにあたっての定款改正案の承認を求める件
  - 第9号議案 役員への制限付き選任等に係る定款改正案の承認を求める件
  - 第10号議案 法令に抵触する恐れのある文章削除に係る定款改正案の承認を求める件
  - 第11号議案 役員への資格喪失要件の追記に係る定款改正案の承認を求める件
  - 第12号議案 政策参与の名称追記等に係る定款改正案の承認を求める件
  - 第13号議案 章名称変更等の追記に係る定款改正案の承認を求める件
  - 第14号議案 常任理事会の定款掲載に係る定款改正案の承認を求める件
  - 第15号議案 業務執行理事会の定款掲載に係る定款改正案の承認を求める件
  - 第16号議案 常設委員会の定款掲載に係る定款改正案の承認を求める件
  - 第17号議案 事務局の定款掲載に係る定款改正案の承認を求める件
  - 第18号議案 定款細則廃止等に伴う変更、および委員追加や用語の定義追加等に係る総会議事運営規程改正案の承認を求める件
  - 第19号議案 処分決定プロセス変更に係る懲戒規程改正案の承認を求める件
  - 第20号議案 議事運営委員の承認を求める件
  - 第21号議案 選挙管理委員の承認を求める件
  - 第22号議案 常勤役員要件審査委員の承認を求める件
  - 第23号議案 懲戒委員の承認を求める件
10. 報告
11. 書記解任
12. 議長解任
13. 閉会の辞

# 第1号議案

## 名誉会員の承認を求める件

### 【提出理由】

本会名誉会員として、埼玉県理学療法士会、千葉県理学療法士会、東京都理学療法士協会、新潟県理学療法士会、広島県理学療法士会、山口県理学療法士会、鹿児島県理学療法士協会から以下13人の推薦があり、理事会審議の結果、総会への提案が承認された。

名誉会員規程第3条第1項に基づき、13人を名誉会員とすることについて承認をいただきたい。

### 【推薦会員】

柳澤 健 氏 77歳

氏は、本会の代議員、理事を務めた他、長年にわたり東京都理学療法士協会の理事、副会長を務め、本会、士会の発展に多大な貢献をした。多数の論文発表をおこない、多くの著書を執筆するなど学術活動にも優れた功績をおさめた。理学療法の発展に寄与するところは大きく、我々協会の模範となること多大である。

清宮 清美 氏 66歳

氏は、本会の代議員、理事を務めた他、長年にわたり埼玉県理学療法士会の副会長、会長、監事などを歴任し、本会、士会の発展に多大な貢献をした。また、本会及び士会活動を通じた医療への貢献が認められ厚生労働大臣表彰を受賞するなど、理学療法の発展に寄与するところは大きく、我々協会の模範となること多大である。

宮前 信彦 氏 74歳

氏は、本会の代議員、委員などを務めた他、千葉県理学療法士会の副会長、会長、監事などを歴任し、本会、士会の発展に多大な貢献をした。行政や教育分野とのネットワーク作りに尽力するなど、現在の礎を築いた。理学療法の発展に寄与するところは大きく、我々協会の模範となること多大である。

西山 晴彦 氏 73歳

氏は、本会の代議員を務めた他、千葉県理学療法士会の理事、会長、監事などを歴任し、本会、士会の発展に多大な貢献をした。地域に密着したりハビリテーション専門職の育成等に努め、地域リハビリテーションの基礎づくりに尽力した。理学療法の発展に寄与するところは大きく、我々協会の模範となること多大である。

吉田 久雄 氏 70歳

氏は、本会の代議員、委員などを務めた他、長年にわたり千葉県理学療法士会の理事、会長、監事などを歴任し、本会、士会の発展に多大な貢献をした。また、学術大会の大会長を務めるなど、学術活動を通じて国民の健康に携わる事業の基礎を築いた。理学療法の発展に寄与するところは大きく、我々協会の模範となること多大である。

井田 興三郎 氏 76歳

氏は、本会の代議員、委員などを務めた他、千葉県理学療法士会の理事、副会長などを歴任し、本会の発展に多大な貢献をした。士会運営と地域リハビリテーションの両輪で、理学療法の広がり築いた。理学療法の発展に寄与するところは大きく、我々協会の模範となること多大である。

野本 彰 氏 72歳

氏は、本会の代議員、委員を務めた他、東京都理学療法士協会の理事、副会長、会長を歴任し、本会、士会、学会の発展に多大な貢献をした。また、国内外を問わず積極的に学術活動を展開し理学療法の普及に尽力された。理学療法の発展に寄与するところは大きく、我々協会の模範となること多大である。

高田 治実 氏 72歳

氏は、本会の代議員、理事などを務めた他、東京都理学療法士協会の理事、副会長、監事などを歴任し、本会、士会の発展に多大な貢献をした。学術活動や教育活動にも積極的に尽力されるなど、理学療法の発展に寄与するところは大きく、我々協会の模範となること多大である。

## 五十嵐 進 氏 73歳

氏は、本会の代議員や委員を務めた他、福島県理学療法士会ならびに新潟県理学療法士会にて理事、副会長を歴任し、本会、士会の発展に多大な貢献をした。また、中越地震の発生時には災害支援事務局を担い、地域医療に尽力された。理学療法の発展に寄与するところは大きく、我々協会の模範となること多大である。

## 深川 新市 氏 79歳

氏は、本会の代議員や委員を務めた他、新潟県理学療法士会で副会長、会長などを歴任し、本会、士会の発展に多大な貢献をした。また、市町村の事業にも長年携わり、県民向けの講演や公開講座を開催するなど、理学療法の普及にも尽力した。理学療法の発展に寄与するところは大きく、我々協会の模範となること多大である。

## 梶村 政司 氏 65歳

氏は、本会の代議員や理事を務めた他、広島県理学療法士会で副会長、会長などを歴任し、本会、士会の発展に多大な貢献をした。長年にわたり組織の基盤を支え、その功績が認められて広島県知事表彰を受章されている。理学療法の発展に寄与するところは大きく、我々協会の模範となること多大である。

## 砥上 恵幸 氏 65歳

氏は、本会の代議員や委員を務めた他、山口県理学療法士会で副会長、会長などを歴任し、本会、士会の発展に多大な貢献をした。幅広い世代の会員との対話を重ねながら、他団体との連携を積極的に推進し、県内の医療保険福祉の発展に尽力した。理学療法の発展に寄与するところは大きく、我々協会の模範となること多大である。

## 内匠 正武 氏 76歳

氏は、本会の代議員や委員を務めた他、鹿児島県理学療法士協会で長年会長を務め、本会、士会の発展に多大な貢献をした。学術大会の大会長を多数務め、学術活動の発展に尽力するとともに、現在も母子保健・地域理学療法の第一線で活躍している。理学療法の発展に寄与するところは大きく、我々協会の模範となること多大である。

※順不同

※年齢は令和8年3月31日時点



## 第2号議案

# 2025年度事業の報告ならびに 決算書類の承認を求める件

### 【提案理由】

定款第37条の定めるところにより、2025年度事業を報告するとともに、貸借対照表、正味財産増減計算書、貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書、財産目録の承認を求めたい。

## 2025年度事業総括報告

会長 齊藤秀之

### ■2025年度の主なポイント

#### I. 医療政策環境への対応

診療報酬改定や地域医療計画の策定、国政選挙など、医療政策を取り巻く環境が大きく変化する中、本会は、理学療法士の専門性および役割や処遇が政策の中で適切に位置づけられるよう、関係団体や政策関係者との連携を図りながら取り組みを推進いたしました。

#### II. 理学療法士の社会的役割の拡大

公衆衛生分野や地域包括ケアシステムの推進、DX・AIの活用に関する検討などを通じて、理学療法士の活動領域を医療分野にとどまらず地域社会へと広げる取り組みを推進いたしました。

#### III. 国際的プレゼンスの向上

東京で開催されたWorld Physiotherapy Congress 2025を契機として、日本の理学療法の実践および研究成果を国際社会に発信いたしました。また、国際会議の運営・開催に関する取り組みが高く評価され、表彰を受けるなど、本会の国際的評価の向上につながり一年となりました。

### ■本会を取り巻く社会環境

2025年度は、本会にとって組織運営および社会環境の双方において重要な節目となる一年でございました。2026年に本会創立60周年を迎えることから、これまでの歩みを振り返るとともに、各種記念事業を行い、次の時代に向けた理学療法士の役割を見据えた取り組みを進めました。また、本年度は役員改選期にあたり、組織の継続性および発展性を確保する観点から、次世代につながる組織運営体制の整備を進めました。

我が国では、人口減少と超高齢社会の進展を背景として、健康寿命の延伸や地域包括ケアシステムの深化が重要な政策課題となっております。疾病の治療のみならず、生活機能の維持・向上や社会参加を支援するリハビリテーションの役割は一層重要性を増しており、その中核を担う理学療法士に対する社会的期待は一層高まっております。

本会は、こうした社会環境の変化を踏まえ、理学療法士の資質向上と職域の発展、地域社会への貢献、そして組織基盤の強化を柱として、2025年度事業計画において掲げた重点目標に基づき、各種事業を推進いたしました。

### ■公益目的事業の実施状況

事業計画で掲げた以下の5つの事業については、実施できなかった事業や計画変更した事業はなく、各事業の実施目的は概ね達成できたものと総括いたします。

1. 国民の健康と福祉の増進並びに障害と疾病の予防に資する事業
2. 理学療法における学術及び科学技術の振興に資する事業
3. 国際協力及び貢献に資する事業
4. 教育機関に協力し、健康並びに教育の向上に資する事業
5. 理学療法に関する刊行物の発行及び調査研究事業

## 1. 重点目標に基づく事業の推進

### (1) 専門職としてのキャリアデザインの支援

理学療法士一人ひとりの専門性向上と多様なキャリア形成を支援するため、養成教育と卒後教育の連続性を意識した教育体系の検討を進めるとともに、理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則の見直しを踏まえた教育の質の向上に向けた取り組みを推進いたしました。また、理学療法士教育の高度化を見据え、4年制大学化推進事業を継続しました。

新たな職域の可能性として、動物に対する理学療法の可能性に関する検討にも取り組みました。

### (2) 全世代の心身機能を支える理学療法業務の強化

理学療法が、あらゆる世代の健康と生活機能の維持・向上に寄与する専門職として社会に貢献できるよう、公衆衛生分野や地域社会における理学療法士の役割整理を進めました。

具体的には、公衆衛生等理学療法業務構築・検討部会の活動を通じて地域における理学療法の役割を整理するとともに、DXおよびAIの活用に関する検討、母子保健分野を含む保健領域での取り組み、さらには保険外領域における健康づくり事業の検討などを推進いたしました。

### (3) 地域におけるリハビリテーションと健康づくりを支える理学療法士の自律性向上

地域包括ケアシステムの深化および健康寿命の延伸に寄与するため、介護予防領域における中長期的事業計画の検討を進めるとともに、フレイル予防や認知症予防など、地域における健康づくりの取り組みを推進いたしました。

また、産業保健領域における理学療法士の役割整理やスポーツ理学療法の全国展開などを通じ、地域社会の多様な場面において、理学療法士が専門性を発揮できる体制整備を進めました。

### (4) 本会事業を支える組織基盤の強化

入会促進および会員定着については、なお改善すべき課題が山積していると認識しております。引き続き、各種指標の動向把握および検証を行い、士会との連携をさらに強化し、継続的に改善サイクルを回す体制を構築します。加えて、会員増加を前提とした従来の組織運営の考え方についても見直しを検討する必要があります。要因分析に加え、会員にとっての組織価値の可視化や、負担感との均衡、信頼関係のさらなる強化といった構造的課題への対応が、今後の組織強化には不可欠であると考えています。

一方で、公益法人としての事業を安定的に推進するため、組織基盤の強化にも取り組みました。生涯学習制度の見直しや社会的評価の向上などを通じた入会促進および会員定着施策を推進するとともに、事業運営の効率化や組織体制の改善に向けた検討を進めました。また、創立60周年記念事業を予定通り実施し、本会のさらなる発展に向けた基盤整備を進めました。

## 2. 2025年度を象徴する出来事

2025年は、本会および我が国の理学療法の歴史においても象徴的な出来事が重なる一年となりました。まず、COVID-19の影響により本来2023年に日本開催予定であったWorld Physiotherapy

Congress 2025が東京において開催され、世界各国の理学療法関係者が一堂に会する国際的な学術交流の場が実現いたしました。本会は開催地協会として同会議の運営に積極的に関わり、日本の理学療法の実践および研究成果を国際社会に発信するとともに、国際会議の開催・運営に関する取り組みが高く評価され、表彰を受けるなど、日本の理学療法の国際的プレゼンスの向上に大きく寄与いたしました。その後、第60回日本理学療法学会研修大会を引き続き開催し、国内における学術交流および専門職能の発展に向けた取り組みを継続したことも特記すべき事業となりました。

また、本会の発展に多大な功績を残された元会長である奈良勲先生ならびに中屋久長先生がご逝去され、本会として深い哀悼の意を表します。両先生は、我が国における理学療法の制度的基盤の確立および学術的発展に大きく貢献され、本会の歩みにおいて極めて重要な役割を果たされました。本年度は、両先生の功績を改めて顕彰するとともに、その理念と志を次世代へ継承していくことの重要性を再認識する一年となりました。

### 3. 医療政策環境への対応

2025年度は、診療報酬改定および新たな地域医療計画の策定が進むなど、医療政策環境において重要な動きが見られました。

本会は、リハビリテーション医療の質向上と持続可能な提供体制の確保を目指し、関係団体や政策関係者との連携を図りながら、理学療法士の専門性が医療政策の中で適切に位置づけられるよう働きかけを行いました。

また、本年度は参議院議員選挙および衆議院議員選挙が実施され、政治環境にも変化が見られました。本会としては、国民の健康と生活の質の向上に資する理学療法の価値を社会に広く発信するとともに、政策形成に関わる関係者との対話を通じて、理学療法の役割に対する理解の促進に努めました。

#### ■公益法人の運営体制の充実を図るための取り組み

定款をはじめとする各種規程の整備を進めました。役員報酬や常勤役員の選定については、委員会を設置し適切な運営を行っております。

また、事業執行にあたっては、理事会のほか、業務執行理事会および常任理事会を開催し、適切な法人運営に努めました。さらに、外部監事として専門家である公認会計士による会計監査を受けるなど、公益法人としてのガバナンス強化にも取り組みました。

#### ■次年度に向けて

2025年度は、重点目標に基づく各種事業の推進を通じて、理学療法士の専門性の向上、地域社会への貢献、そして国際的プレゼンスの向上に取り組んだ一年でございました。

これまで先人たちが築いてきた理学療法の歩みを礎としながら、理学療法士が国民の健康と生活の質の向上に貢献する専門職として、社会の中でその役割を十分に発揮できるよう、今後も職能の発展と政策環境の整備の両面から取り組みを進めてまいります。

## 2. 業務執行報告

会長 齊藤秀之

### I-1 所管事業

- (1) 会長としての法人全体の掌理・統括
- (2) 法人を代表した事業の執行（重要事項への対応を含む）・掌理

### I-2 執行結果および成果

- (1) 会長としての法人全体の掌理・統括
  - ・2025年度は、役員改選期であり、本会創立60周年を迎える節目の年として、これまでの歩みを踏まえつつ、次世代に向けた組織運営および事業展開を推進した一年であった。
  - ・事業計画で掲げた6つの事業区分および重点目標に基づき、各種事業を適切に掌理し、概ね計画どおりの成果を得ることができた。
- (2) 法人を代表した事業の執行（重要事項への対応を含む）・掌理
  - ・東京において開催されたWorld Physiotherapy Congress 2025に関与し、日本の理学療法の実践および研究成果を国際社会へ発信した。これにより、本会の国際的プレゼンスの向上に寄与するとともに、国際会議運営に関する取り組みが評価される成果を得た。
  - ・補正予算への対応、診療報酬改定や地域医療計画の策定など、医療政策環境の変化に対応し、関係団体および政策関係者との連携を図りながら、理学療法士の専門性および処遇の適切な位置づけに向けた働きかけを実施し、今後の事業展開につながる新たな成果を得た。
  - ・第60回日本理学療法学会研修大会をはじめとした創立60周年記念事業を計画どおり実施し、本会の歴史と成果を広く発信するとともに、今後の発展に向けた基盤整備を行った。
  - ・本会の発展に多大な功績を残された2名の元会長の逝去に際し、深い哀悼の意を表するとともに、その理念と志を次世代へ継承する重要性を再認識した。
  - ・参議院議員選挙および衆議院議員選挙の実施などによる政治環境の変化を踏まえ、理学療法の価値を社会に発信し、政策形成に関わる関係者との対話を推進し、政策提言活動に関する取り組みの広がりを得た。

### I-3 総括

2025年度は、事業計画に基づく各種事業を着実に実施し、公益目的事業としての役割を果たすとともに、理学療法士の専門性の向上、地域社会への貢献および国際的プレゼンスの向上に資する取組を推進できたものと総括する。特に、World Physiotherapy Congress 2025への対応と連動した活動は、国際事業における重要な成果であり、今後の国際展開に向けた大きな基盤となった。また、各事業は、担当業務執行理事および担当部署による着実な執行により、概ね計画どおりに実施され、事業目的の達成に寄与した。さらに、医療政策環境の変化への対応、理学療法士の本来的業務の強化・充実および職域の社会的防衛と拡大、組織基盤の強化等について、次年度以降に継続的に発展させるべき成果と課題を整理することができた。

一方で、近年課題となっている入会率の低下については、組織の持続的発展を左右する重要事項である。これまで要因分析を行い、改善に向けた取組を実施してきたものの、十分な成果を得るには至らなかった。このことから、会員の帰属意識を高めるためにも、事業計画に基づくそれぞれの取組を点で終わらせることなく線として継続・発展させるとともに、これまでの取組を礎として、理学療法士が国民の健康と生活の質の向上に貢献する専門職として、その役割を一層発揮できるよう、学術・職能の発展と政策提言環境の整備の両面から事業を推進する法人運営に取り組む必要がある。

## I-1 所管事業

- (1) 国際協力事業
- (2) 国際調査・情報収集事業
- (3) 役員および代議員選挙制度・組織体制検討

## I-2 執行結果および成果

## (1) 国際協力事業

- ・世界理学療法連盟学会2025の開催にあわせて、「Physical therapy work force for better public health in Asia」をテーマに、第5回アジア理学療法フォーラムを開催した。ユニバーサルヘルスカバレッジの推進にむけた協力、連携など意見交換が行われた。
- ・海外からの実習や見学希望者の国内の施設とのマッチングを実施。海外からの実習生のインタビュー記事の作成と公開を行った。
- ・台湾60周年記念事業へ参加。アメリカ、イギリス、オーストラリアなどの協会トップとも関係醸成をおこない、今後の組織的な協力体制の意思を確認した。
- ・言語交換システムの発展的終了、代替サービスの開発を行った（初めての国際学会発表支援、英語初心者むけの臨床英語など）。
- ・Global Caféを開催（2026年3月31日現在までに14回開催、参加者累計345人延数：第71回まで）
- ・複数のSNSの運営（Facebook、Instagram記事38本、YouTube動画1本 ※2026年3月31日現在）
- ・韓国理学療法士協会および台湾理学療法士協会との計3回の会員交流プログラムの計画・実施。今年度は世界理学療法連盟学会2025開催直前にプログラムを実施した。約50名の会員が参加し、9割が大変満足、満足と好評であった。
- ・カンボジアの人材育成として、JICA（国際協力機構）と民間連携派遣に関する覚書を締結し、短期、長期派遣の募集を開始。
- ・JIMTEFと共同でベトナムでの現地調査を行った。ベトナムの大学、病院との多組織間のMoUを締結した。

## (2) 国際調査・情報収集事業

- ・世界理学療法連盟学会2025は、おかげさまで過去最大規模の開催となった。今後の参考になる国際会議とのことで、日本政府観光局から「国際会議誘致・開催貢献賞」を受賞した。
- ・同学会にあわせて、2組織間MoUを締結している他国協会や、中央アジアなど多くの組織と意見交換を行った。
- ・AWP地区の委員会活動やJANNETの活動に参加し、運営支援および情報収集を行った。また日本障害者リハビリテーション協会の国際委員会会議に参加し、情報収集を行った。
- ・他国で理学療法士として働くための取組の情報を収集し、公開した。

## (3) 役員および代議員選挙制度・組織体制検討

- ・2024年度役員候補者選挙・会長候補者選挙を踏まえた選挙管理委員会からの意見に加え、2013

～2024年度における各特別委員会、諮問委員会の答申や過去の各選挙における選挙管理委員会報告、実施要綱、選挙運動Q&Aの資料を踏まえ、両選挙制度改正内容の検討を行った。検討した案をもとに、委員会と意見交換を行い、規程改正を行った。

### I-3 総括

- ・国際事業について、まずは上述のとおり、世界理学療法連盟学会2025が過去最大規模で開催された。アジア理学療法フォーラムと合わせて、これらのイベントが、国際事業における会員の参加・発表支援や様々な国・地域の協会との情報交換など、大きなトピックスであったと考えている。世界理学療法連盟学会2025の誘致から開催に至るまでの種々の準備や会員支援等、ご尽力くださった方々に改めて感謝申し上げます。世界理学療法連盟学会2025以外にも、例年どおり、主として会員向けのもの、国内の利害関係者における理学療法士のプレゼンスを向上させるもの、行政とともに進めるもの、他の国・地域への支援を含む海外の協会と共同で進めるものに分けて事業を実施した。国際学会の開催を契機として、会員における国際事業の認知度は向上したと考えているものの、引き続き、部会、国際事業課のメンバーと一緒に、国際活動の啓発、会員の国際活動に資する事業を進めていきたいと考えている。また、カンボジアでの人材育成事業から発展したJICAとの連携についても特筆すべき事項であったと考えている。

## I-1 所管事業

- (1) U40 Future Network事業
- (2) 60周年記念事業広報ワーキンググループ
- (3) 他団体関連

## I-2 執行結果および成果

## (1) U40 Future Network事業

- ・部会員の公募およびWebでの説明会を3回開催し、本事業への理解促進に努めた。
- ・部会員の選定および決定を行い、部会内にて有能な若手理学療法士がどのように本会事業に参画するか議論を重ねた。
- ・U40リーダーサミットを開催し、グループワークを通じて若手理学療法士同士が交流できる機会を提供した。
- ・U40 Future Network Café（イベント）の企画・開催準備及び運営を行い、本会会員に留まらない若手理学療法士らと本会との接点創出に努めた。（4回実施：申込者1,123名、内訳 会員966名、非会員28名、学生121名、その他8名）

## (2) 60周年記念事業広報ワーキンググループ

- ・PR動画「理学療法のチカラ」5本および特設サイト、チラシを制作・公開した。
- ・モザイクアートを第60回日本理学療法学会研修大会、60周年記念式典・祝賀会および賛助会員懇談会に掲示した。
- ・60周年記念式典開催および60周年記念誌発行についてホームページに掲載した。
- ・広報媒体「Enjoy Your Life」（シニアシリーズ、ウィメンズ・メンズシリーズ）を発行した。
- ・協会公式キャラクター「にこるくん」LINEスタンプを継続して販売した。
- ・メッセージ動画については各種広報施策の実施および募集期間延長を行ったが、締切時点で応募0件であったため中止（終了）した。

## (3) 他団体関連

## ・日本理学療法学会連合

監事として理事会に出席。組織の継続性、財政的安定性が課題であり、2026年度開催の第1回学会連合学術総会、学会連合の将来構想について検討した。

## ・チーム医療推進協議会

役員改選があり、代表は日本診療放射線技師会で再任、副代表は、日本公認心理士協会、本会（再任）、日本視能訓練士協会（新任）となった。代表が中央社会保険医療協議会の専門委員であり、適宜連携を図った。

## ・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士養成施設等教員講習会運営

今年度第52回講習会（8/18～9/10）が実施されたが、2年連続の定員割れが大きな課題となっており、本講習会の役割も含めて検討した。

## ・日本脳損傷者ケアリング・コミュニティ学会

理事会出席、学会（6/21・22広島）運営支援を行った。高次脳機能障害、失語症当事者への就業支援、生きがい支援、家族（きょうだい児）への支援をテーマに、当事者と専門職が協働して開催できた。

・一般財団法人日本脆弱性骨折ネットワーク

NPO法人から一般社団法人に移行した。二次性骨折予防に関するリハ職の関与が少ないことから、5月にリハ部会を立ち上げ、登録施設を対象に「大腿骨近位部骨折治療の急性期におけるリハビリテーション体制の実態把握」調査を実施した。

・公衆衛生協会 地域保健総合推進事業担当

4年目の継続事業として受託され、今年度は地域職域での健康づくり、伴走支援について香川県理学療法士会と徳島県作業療法士会と共に事業を実施した。

・がんのリハビリテーション・リンパ浮腫診療ネットワークコンソーシアム事業

2023～2025年度の厚生労働科学研究費の事業であり、本会会員も委員として活動、本会は支援団体として事業協力を行った。

### I-3 総括

- ・60周年記念事業、U40 Future Network事業、ならびに他団体との連携活動を中心に、概ね計画に沿った事業推進が図られた。
- ・60周年記念事業広報では、本会の歩みを振り返るとともに、次の時代への一步を模索する期間となった。LINEスタンプ制作・販売やモザイクアートなど新たな試みにより一定の成果を得た一方、動画募集企画は応募がなく、企画意図の浸透や対象設定の妥当性について課題が残った。企画側の「届けたい」内容と、会員の皆さまが「参加したい」と感じる企画との間に、なお工夫の余地があると思われた。締切延長や広報強化を行ったものの成果に結びつかなかった点を真摯に受け止め、今後の事業設計に活かしていく。
- ・U40 Future Network事業では具体的プログラム実施が決定し、若手理学療法士（会員・非会員・学生を含む）との接点創出に向けた基盤整備が進んだ。今後は積極的な広報と参加機会の拡充により、本会への関与意識を高めていく必要がある。課題としては本事業を単発事業に留めず、オンラインコミュニティ等へ発展させ、将来の担い手育成の基盤を構築することである。
- ・他団体関連活動では、各団体の役員・委員として理事会出席や事業協力を通じ、専門職団体としての責務を果たしてきた。多くの場面で本会は最大規模団体としての立場にあり、その影響力を自覚しつつ慎重かつ戦略的な対応が求められる。また、これらの活動は公益的使命の一環であると同時に会費を原資とする事業であることを踏まえ、成果の見える化と迅速な情報発信を一層強化する必要がある。
- ・理事会運営においては、議題整理や事前協議の充実、意思決定プロセスの明確化など改善すべき点も明らかとなった。執行部としての責任を自覚し、透明性と効率性を高め、組織基盤の安定と社会課題解決への貢献を両立させる体制整備に引き続き取り組んでいく。

## I-1 所管事業

- (1) 政策企画課
- (2) 職能推進課
- (3) 他団体関連会議

## I-2 執行結果および成果

## (1) 政策企画課

## ①各種政策要望活動

- ・10省庁（文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、外務省、法務省、農林水産省、観光庁、こども家庭庁、スポーツ庁）へ令和8年度予算概算要求に向けた要望書を提出。
- ・当時の政権与党（自由民主党、公明党）へ令和7年度補正予算および令和8年度予算および税制改正に関する要望書を提出。
- ・自民党の各種ヒアリング等への対応（新しい資本主義実行本部物価上昇に合わせた公的制度の点検・見直しPT、自民党参議院議員政策審議会、団体総局厚生関係団体委員会・厚生労働部会「予算・税制に関する政策懇談会」）
- ・第11回、第12回リハビリテーションを考える議員連盟総会における要望活動の実施。
- ・内閣府特命担当大臣へ防災庁設置準備室の発足に際し、防災庁における理学療法士の配置に関する要望書を提出。
- ・処遇改善ならびに急性期および包括期におけるリハビリテーションの365日提供体制構築の実現に向けたリハビリテーション専門職の配置の推進に向けた3病院団体への陳情。
- ・第4期スポーツ基本計画に理学療法士の活用を明記するための団体ヒアリングの対応およびロビー活動。
- ・その他補正予算、予算税制要望に係る要望活動（処遇改善と診療報酬改定、介護報酬と障害福祉サービス等報酬の期中改定等）について、自由民主党主要議員約10名に対し要望活動を実施。

## ②都道府県理学療法士会、日本理学療法学会連合、賛助会員等との情報連携強化（本会要望活動、政策関連情報共有）

- ・計4回の政策関連事業報告（資料・動画の共有）を実施。
- ・都道府県理学療法士会・賛助会員等からの要望意見の聴取および都道府県で提出している要望内容の把握を実施。
- ・令和8年度予算税制改正に関する要望、及び令和9年度予算概算要求に向けた要望に関する意見聴取。
- ・都道府県理学療法士会への助成金・委託事業等情報、学会連合への研究資金・委託事業等情報を整理し、共有。
- ・次年度の都道府県理学療法士会における政策活動支援に向けた地方行政機関に勤務する理学療法士、地方議員理学療法士等へのヒアリング

## (2) 職能推進課

### ①職能に資する知識と技術の普及促進事業

- ・協会指定管理者（初級および上級）の制度設計の見直し、および都道府県理学療法士会への周知、ホームページ掲載等の各種広報を実施。協会指定管理者研修（初級および上級）のeラーニングコンテンツを新規作成。
- ・「急性期理学療法推進フォーラム」を開催（対面・WEBのハイブリッド形式、オンデマンド配信を実施）。
- ・「産業保健の基礎を学び、実践に向けた第一歩を応援する研修会」を対面およびWEBで開催（オンデマンド配信を実施）。
- ・会員限定コンテンツにアップロードしている「職能動画コンテンツ」について、一覧のチラシを作成、JPTAニュースに同封し、会員へ周知を実施。

### ②保険外領域における政策立案事業

- ・日本栄養士会、栄養ケアステーションに関する情報収集として、全国の都道府県理学療法士会へアンケート調査（理学療法士との協働事例）を実施し、調査結果を取りまとめ。

### ③職能関連調査・情報収集・有識者等関係構築事業

- ・令和8年度診療報酬改定、令和9年度介護報酬・障害福祉サービス等報酬改定に向けた情報収集（日本理学療法学会連合の会員団体である法人学会・研究会、関連医学会、他団体、関係省庁等との連携と調整／社会保障審議会等の傍聴／関連学会等への参加による情報収集および人脈形成／現場視察等）を実施。
- ・令和8年度診療報酬改定要望書の作成と提出（全国リハビリテーション医療関連団体協議会から9項目、リハビリテーション専門職団体協議会から14項目、本会および日本語聴覚士協会から2項目）
- ・会員の声を反映した本会要望書を作成するため、「令和9年度介護報酬改定に向けた検討会」および「令和9年度障害福祉サービス等報酬改定に向けた意見交換会（障害児領域、障害者領域）」を開催。
- ・令和9年度介護報酬改定要望書を作成（20項目）
- ・令和9年度障害福祉サービス等報酬改定要望書を作成（障害者14項目、障害児7項目）

### ④産業保健領域業務推進部会

- ・イオン株式会社およびイオンリテール株式会社との共同事業の成果を第84回全国産業安全衛生大会で発表。
- ・「職場における腰痛予防！」キャンペーンについて、これまでより広報を強化して実施。（会員向けキャンペーン説明会の開催、厚生労働省および中央労働災害防止協会へのキャンペーンポスター持参、厚生労働省主催「SAFEアワード」に応募しシルバー賞を受賞）。
- ・産業保健領域のテキスト作成を進め、2026年5月の刊行に向け、関係各所との調整を行った。
- ・産業保健・人間工学推進リーダー制度の立ち上げに向け、「産業保健・人間工学推進リーダーカリキュラム検討部会」ならびに「産業保健・人間工学推進リーダー制度構築部会」を開催し、制度の企画検討およびカリキュラムの作成、会員への広報活動を実施。

## ⑤全国職能・政策担当者会議

- ・47都道府県理学療法士会職能関連担当者に各政策関連担当者も加わり、令和7年度全国職能・政策担当者会議を開催。

## ⑥介護予防領域業務推進事業

- ・介護予防領域業務推進部会において、2027年度以降の介護予防推進リーダー・地域ケア会議推進リーダーの制度を3か年計画で検討し、各都道府県理学療法士会へのアンケートや意見交換、会員に対する各種広報を実施。

## ⑦スポーツ（競技・健康・障害）理学療法の全国展開・推進事業

- ・SPORTEC 2025において、セミナー登壇および初めてのブース出展を行い、国民に向けて理学療法士の活動を広く発信。
- ・スポーツ庁 令和7年度パラスポーツ推進プロジェクト（障害のある方へのスポーツ指導等研修会の事例集作成事業）に参画し、講習会を開催。スポーツ庁の事例集掲載記事の作成。
- ・第36回日本臨床スポーツ医学会学術集会において、スポーツ庁担当官を交えたシンポジウムを実施。
- ・スポーツ審議会スポーツ基本計画部会（第4期）における関係団体ヒアリングに参加し、理学療法士による国民の健康増進および安全なスポーツ環境整備について提言を実施。

## ⑧保健領域業務推進事業

- ・母子保健推進リーダー制度の立ち上げに向け、「母子保健推進リーダーカリキュラム検討部会」ならびに「母子保健推進リーダー制度構築部会」を開催し、制度の企画検討および会員への広報活動を実施。

## (3) 他団体関連会議

## ①全国リハビリテーション医療関連団体協議会

- ・報酬対策委員会会議への出席。
- ・2025年7月4日に、厚生労働省保険局医療課へ令和8年度診療報酬改定要望を提出。
- ・令和9年度介護報酬改定要望書の作成、協議および要望活動などを協働で実施。

## ②リハビリテーション専門職団体協議会

- ・代表者会議・報酬改定等委員会への出席。
- ・2025年7月15日に、厚生労働省保険局医療課へ令和8年度診療報酬改定要望を提出。
- ・令和9年度介護報酬改定要望書ならびに令和9年度障害福祉サービス等報酬改定要望書の作成、協議および要望活動などを協働で実施。
- ・令和7年度に続き「令和8年度リハビリテーション専門職の賃上げに関する実態調査」を実施。
- ・2025年12月24日に、厚生労働省記者クラブにおいて「理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の処遇改善および急性期一般病棟の多職種配置についての記者会見」を開催。リハビリテーション専門職の確実な賃上げと、疾患別リハビリテーション料の10%以上引上げ等について要望。また、「中央社会保険医療協議会 総会（第635回）」において、令和8年度診療報酬改定に向けた急性期入院医療に関する検討が行われたことを踏まえ、リハビリテーション専門

職の専門性が発揮される制度設計を強く求める声明を公表。

### I-3 総括

#### (1) 政策企画課

第1四半期においては、予算概算要求要望書について、前年度末に実施をした本会役員、都道府県理学療法士会、学会連合、賛助会員、本会事務局関係各課への聴取をもとに作成した。要望書作成にあたっては、組織内議員2名とも共有し、連携を深められるように努めた。また、自民党の各種ヒアリングや要望を組織内議員と連携して同時期に実施した（自民党新しい資本主義実行本部、リハビリテーションを考える議員連盟、自民党政策審議会）。これらの一連の活動は、骨太の方針に影響を与える活動として大変重要であることを再認識した（骨太の方針には、幅広い職種の確実な賃上げ、疾患に応じた対策等におけるリハビリテーションの推進、予防・健康づくり、重症化予防におけるリハビリテーションの充実などが明記された）。

第2四半期においては、6月23日～7月4日にかけて10省庁に予算概算要求要望書を提出し、各省庁からいただいた回答や反応を参考に、都道府県理学療法士会向けの報告スライドと動画を作成・共有した。報告では、都道府県理学療法士会に出来そうなことを共有することにより、都道府県理学療法士会から都道府県庁に行く要望や都道府県理学療法士会事業に活かすとともに、社会実装につなげることができるように配慮を行った。また、9月からは、秋の臨時国会に向けたリハ議連所属議員への議員レク（厚生労働委員会委員5名、予算委員会委員5名）の試みを行い、国会質疑につながる説明と関係構築に努めた。

第3四半期においては、都道府県職能・政策担当者の合同の会議を開催し、政策活動に関する意見交換を行った。都道府県理学療法士会においても、徐々に政策担当者や部局を設置する傾向を認めることができた。また、11月・12月には補正予算と次年度予算の獲得（処遇改善と診療報酬改定、介護報酬と障害福祉サービス等報酬の期中改定等）に向けた要望活動を、組織内議員、作業療法士協会、言語聴覚士協会、都道府県理学療法士会、連盟組織とも強固に連携しつつ、会長を筆頭に、過去にないレベルで実施した（自民党団体総局「予算・税制に関する政策懇談会」、公明党リハビリテーション専門職制度推進議員懇話会、リハビリテーションを考える議員連盟総会、主要議員約10名の個別訪問等）。このような、補正予算、次年度予算に係る政務調査会、国会審議スケジュールを見据えた政策活動については、政策企画課のルーチン業務として次年度以降も実施できるように、仕組み化に努めたところである。

第4四半期においては、次年度の予算概算要求要望作成に向けた意見聴取の作業を行うとともに、補正予算・次年度予算による3療法士の賃上げが確実に実施されること、および令和8年度診療報酬改定を踏まえ、急性期および包括期におけるリハビリテーションの365日提供体制構築の実現に向けたリハビリテーション専門職の配置の推進に向けた5つの病院団体への陳情を行った。また、第4期スポーツ基本計画に理学療法士の活用を明記するための団体ヒアリングの対応およびロビー活動を行った。

本会に政策企画課が設置されて5年目を迎えたところ、年間を通じて実施をする政策活動について、一定の整理がされてきた。次年度においては都道府県理学療法士会における政策活動

を伴走支援する取り組みを行うなど、さらに実効性の高い政策活動を強く推進してまいりたい。

## (2) 職能推進課

### <社会保険係>

公的保険領域では、令和8年度診療報酬改定に向け、厚生労働省保険局への要望書を7月に提出した（合計25の要望項目）。なお、令和8年度診療報酬改定要望の内容と趣旨については、担当官に対して年度末から何度か説明をしてきたこともあり、要望の一部は6月26日以降の中央社会保険医療協議会（中医協）の議論（リハビリテーション）の組上に載せ、制度改定に結びつけることができた（処遇改善、急性期リハの充実、目標設定等支援・管理料の廃止など）。また、中医協の議論を継続的に注視し、懸念のある事項は組織内議員に共有をしながら、即時対応ができるように調整を行った。特に、令和8年度に新設された「看護・多職種協働加算」に係る議論については、6月26日の委員からの関連する発言以降、11月14日に「病棟における多職種の連携について」の議論が組上に載り、12月12日に「多職種配置・病棟機能の評価のイメージ」のポンチ絵が示されたところ、「各専門職の役割が不明確なまま混在すること」や「看護職員が行う「診療の補助」と「療養上の世話」と混同されること」「3療法士が恒常的な介護業務や生活介助・援助業務を担うこと」等への懸念を踏まえ、

- ・令和7年12月24日に緊急記者会見を開催して懸念を表明する声明を発表
- ・令和8年1月6日に医療課長との意見交換
- ・1月10日の理事会後の意見交換会および2月8日の理事懇談会において、本会としての方針と今後の対応について協議
- ・令和8年2月11日の「急性期リハビリテーションフォーラム」において本会の方針を会員に向けて発信
- ・令和8年2月13日の答申と同日に、「多職種が専門性を発揮して病棟において協働する体制（看護・多職種協働加算）の実践指針【暫定版】」を会員に配信を行うなど、現場を守り、混乱を避けるためのアドボカシー活動を行った。

また、令和9年度介護報酬・障害福祉サービス等報酬改定に向けた事業については、その合意形成に向けた意思決定と作業の手順が、事業執行の仕組みとして積み重ねられてきていることから、理事会の意思決定、検討会運営、事務局対応を含めて順調に事業を進めることができた（要望項目は介護報酬20項目、障害福祉サービス等報酬21項目）。特に、障害福祉サービス等報酬改定に向けた団体ヒアリングに本会を含めることについては、組織内議員と連携をして担当課に要望を伝え、検討の組上に載せた。

### <予防等振興係>

公的保険外領域のうち、スポーツ領域では、SPORTEC 2025のセミナー依頼（3年連続）を受託し、セミナーをスポーツ庁の担当官と一緒に実施するとともに、はじめて本会ブースの出展を実施した。3日間の来場者数は42,380名であることを踏まえ、セミナーやブースで発信をする情報など、より効果的なものになるように改善をしてまいりたい。また、第36回日本臨床スポーツ医学会学術集会において、スポーツ庁受託事業に関連するシンポジウムに、本会のスポーツ領域業務推進部会部会長が登壇したことに加え、政策企画課の予算概算要求要望とし

てスポーツ庁に要望をした、第4期基本計画に係るスポーツ審議会スポーツ基本計画部会の関係団体ヒアリングへの参加が実現し、本会の要望を審議会に伝えることができた。

産業保健・人間工学と母子保健の推進リーダー制度構築に向けた事業については、コンピテンシーと出口戦略の整理を行うとともに、コンピテンシーと出口戦略の検討結果および、組織運営協議会、都道府県理学療法士会担当者会議でのご意見を踏まえ、推進メンバーのカリキュラムと制度構築を部会としてまとめ、推進リーダー制度の開始を実現する準備を整えることができた。

介護予防・保険領域推進事業においては、2027年度の介護予防・地域ケア会議推進リーダー制度の見直しに向け、組織運営協議会、都道府県理学療法士会担当者会議およびアンケートによる都道府県理学療法士会担当者への意見聴取を踏まえた丁寧な整理を心がけ、制度改正案の検討を進めた。

「腰痛予防キャンペーン事業」については、500を超える施設（令和6年度は287施設）が認定施設としての取組みを実施するとともに、厚生労働省が開催するSAFEコンソーシアムアワード2025に、本事業の好事例（大分県）をエントリーしたところ、2年連続となるシルバー賞（サービス産業の企業等間連携部門）を受賞するなど、社会的な発信につなげることができた。

## I-1 所管事業

- (1) 公衆衛生等理学療法業務構築・検討部会
- (2) DX及びAI推進啓発推進事業

## I-2 執行結果および成果

## (1) 公衆衛生等理学療法業務構築・検討部会

- ・本事業ではこれまで、理学療法士が実施できる診療の補助行為および実施できない診療の補助行為の整理を進めるにあたり、本会の現状の認識の整理や、法的問題の確認、克服するための方策の検討、関連するステークホルダーの整理等を行い、一覧表にまとめて部会案の整理をしてきた。
- ・また法人学会・研究会の窓口担当者を招聘して説明会を実施し、各法人学会・研究会に所掌いただく行為を提示したうえで、当該行為の見解や方策についての検討および公式見解の提出を依頼した。得られた回答を部会にてとりまとめ、部会案と法人学会・研究会との見解の整合性を照らしたうえで、各行為について分類した。
- ・5月12日に開催された部会において、新たに「理学療法士によるフットインプレッションフォームを使用した足底挿板の採型行為」をタスク・シフト／シェアの俎上に載せる提案があり、部会内で合意を得たところ、7月26日の理事懇談会での意見交換を実施した。
- ・12月に急遽、急性期一般病棟における多職種配置についての対応も求められた。政策・職能担当の佐々木副会長と協力・連携しながら重要案件として丁寧な取り組みを実施した。
- ・この対応の過程において、診療報酬改定により病棟多職種配置が制度的に議論される中、理学療法士が臨床現場で実施できると考えられる酸素の付け替えや酸素流量の変更等グレーと考えられる行為については、一旦現場での新たなアクションの拡大は行わず、今後の病棟多職種配置におけるタスク・シフト／シェアの議論の中で、理学療法士が担うことのできる診療補助行為を明確化していく方針を確認した。

## (2) DX及びAI推進啓発推進事業

- ・本事業については、常任理事会にて4回「理学療法士協会が進めるべきデジタルトランスフォーメーション（DX）について」と題して、今後の事業実施方向性について意見交換を重ねた。
- ・事業遂行にあたり、会員への有効な情報提供の在り方を探るため、医療機関等の先進事例、先駆的モデルや成功事例について情報収集を実施した。
- ・スピーディーにDX及びAIに関する情報を会員に周知するため、専用ページ作成を開始した。
- ・これらの検討を踏まえ、DX及びAI推進啓発推進部会の部会員を確定し、具体的な事業展開に向けた体制整備を行った。
- ・また、理学療法分野におけるDX推進をより実効性のあるものとするため、賛助会員との連携強化を目的として、賛助会員各社に対し、デジタル化、AI、医療DX等に関する取組事例や工夫、理学療法分野および本会への提案について情報提供を依頼する文書を送付した。

- ・本取組は、賛助会員からの回答を任意としたうえで、理学療法分野全体のDX推進に向けた情報共有および意見交換を目的として実施しており、今後は寄せられた内容を整理し、会員への情報発信や事業企画に活用していく予定である。

### I-3 総括

- ・本事業では、公衆衛生等理学療法業務構築・検討部会およびDX及びAI推進啓発推進事業を通じて、理学療法士が社会・医療システムの変化に対応しつつ、専門性を安全かつ持続的に発揮していくための基盤整備を進めてきた。
- ・公衆衛生等理学療法業務構築・検討部会においては、理学療法士が担い得る診療補助行為について、法的観点や関係ステークホルダーの見解を踏まえた整理を進め、タスク・シフト／シェアに関する議論の土台を構築した。特に、急性期一般病棟における多職種配置が制度的に議論される中で、現場の実態と制度との乖離に丁寧に向き合い、拙速な対応を避けつつ、今後の制度設計の中で理学療法士の役割を明確化していくという方針を共有できたことは重要な成果である。
- ・一方、DX及びAI推進啓発推進事業においては、理学療法分野におけるDX推進の必要性と方向性について継続的な議論を重ねるとともに、情報発信体制の整備や、賛助会員との連携による実践事例の収集に着手した。これにより、DXやAIを単なる技術導入にとどめるのではなく、理学療法士の専門性や現場の質の向上につなげていくための具体的な検討段階へと進む基盤が整った。
- ・今後は、両事業で得られた知見や整理結果を相互に連動させながら、制度・現場・技術の三位一体による理学療法の発展を目指し、会員への情報発信、関係団体との対話、政策提言等につなげていくことが求められる。本事業は、そのための重要な第一歩として位置づけられるものである。

## I-1 所管事業

- (1) 生涯学習制度関連事業
- (2) 理学療法の普及のための講習会・研修会事業
- (3) 日本理学療法学会研修大会支援事業
- (4) 臨床実習指導者講習会事業
- (5) 卒前卒後教育関連事業
- (6) 士会支援事業
- (7) 各種規程改定

## I-2 執行結果および成果

## (1) 生涯学習制度関連事業

- ・生涯学習制度の見直しに関して、2027年度までの見直し項目を追加した。2029年度の大幅な制度運用改定を見据え、段階的に見直しを実施し、前期・後期研修のコンテンツやシステムの改修などを進める。また、必要な部会を設置し、計画的に取り組んでいく。
- ・登録理学療法士制度について、2025年度（2026年3月31日時点）の累計取得者数は64,321人であった。入会6年目以降の会員の取得割合は61.1%であった。また、登録理学療法士の初回更新は、2027年3月末までに更新ポイントを取得し、2027年度から新たに5年間の有効期間が開始される予定である。
- ・認定・専門理学療法士制度について、2025年度の認定理学療法士の申請者は1,253人（複数分野申請者もいるため、以下延べ人数とする）、専門理学療法士の申請者は145人であった。12月に試験を実施し、認定理学療法士は、マークシート形式の筆記試験で、全国47会場で開催した。専門理学療法士は、2名の試験官による口頭試問形式で、全国2会場（東京、大阪）で実施した。合格者は、認定理学療法士1,048人、専門理学療法士123人であった。更新申請に関しては、対象者が8,207人（2019年、2020年取得者）のうち、3,345人が更新手続きを完了した。

## (2) 理学療法の普及のための講習会・研修会事業

- ・理学療法士の知識・技術の向上を図ることを目的として、診療報酬に関連した領域や重点課題等のテーマに関連した研修会を開催した。
- ・がんのリハビリテーション研修会  
講義（座学）をオンデマンドで提供し、グループワークをオンライン形式で行い、全4期にわたって開催し、558人が受講した。
- ・リンパ浮腫複合的治療料 実技研修会  
日本作業療法士協会との共催により、2025年8月下旬より研修を開始し、全12日間の研修に加え、1日間の臨床実習および修了実技試験を実施した。なお、今年度は関西万博の影響により宿泊先の確保が困難となることを踏まえ、東京・大阪の2会場での実施から、東京の1会場に変更して実施し、14人が受講した。
- ・理学療法士講習会  
国会からの助成金対象を含め、都道府県理学療法士会にて以下のとおり開催いただいた。

【申請】件数：28件

【実績】開催：28件、開催中止：0件

開催形式の内訳：対面10件、オンライン12件、併用6件

・日本理学療法士協会雑誌

2025年度は4回発刊を行った。毎号特集記事と島嶼・山間地に勤務している理学療法士に焦点を当て、若い会員向けには、理学療法を進めていくための新たな知識を、経験を積んだ会員向けには、既存の知識をアップデートできるような内容となるよう努めている。2025年度に取り上げた特集記事は以下のとおりである。

2025年5月（第3巻2号）：理学療法士の未来図 ―政治の舞台での新たな挑戦―

2025年8月（第3巻3号）：フレイル Up to Date

2025年11月号（第3巻4号）：第60回日本理学療法学会研修大会特集

2026年2月号（第4巻1号）：認知症 Up to Date

(3) 日本理学療法学会研修大会支援事業

・第60回日本理学療法学会研修大会は、2025年5月31日（土）・6月1日（日）の2日間、東京国際フォーラム（東京都千代田区）での対面形式および、7月3日（木）～8月31日（日）のオンデマンド形式により、開催した。

本大会では、「総合知を推進する臨床技能-社会的課題の解決を目指す-」をテーマとし、以下の6つのコア要素に基づいたプログラムを企画し、開催した。

1) WPCとの同時開催

世界基準の思考や課題意識に触れる：基幹シンポジウム、WPCパス（参加費優遇）

2) 臨床技能の醸成

研修大会の基盤：テクニカルハンズオン、認定理学療法士プログラム、症例に関するディスカッション

3) 理学療法の最前線

国内最高峰の最新情報見本市：日本理学療法学会連合の会員団体である法人学会・研究会ハイライト、理学療法教育の最新動向

4) ネットワークの構築

新たな価値を生み出す療法士のネットワーク：社会活動（職能）セッション、Next Generations企画

5) コラボレーション

総合知創出に向けた領域を超えた異業種コラボレーション：複数業界、都道府県理学療法士会・世代間コラボレーション

6) 全世代型プログラム

すべての理学療法士のための大会：高校生、学生、若年世代のスキルアップ、壮年期の最新情報のスキルアップとリスキリング

また、コロナ禍という厄災の中で培ったオンライン形式も活用し、現地開催期間のみのプログラムだけでなくプレ期間の「プレコンテンツ」、研修大会会期の「会場限定コンテンツ」、ポスト期間の「ポストコンテンツ」ならびに現地開催を支える「オンデマンド専用コンテンツ群」まで幅広く構成し、会員の体験価値を最大化することを視野に構成とした。対面形式の参加者数が2,227名、オンデマンド形式の参加者数が2,921名、総計5,148名のご参加をいただき、盛会

のうちに終了した。

- ・第61回日本理学療法学会in福岡は、2026年5月23日（土）、5月24日（日）に福岡国際会議場で開催する。「選ばれる職種」をテーマに、企画・予算案の検討を行い、運営の準備を進めた。
  - ・第62回日本理学療法学会in福島は、2027年5月22日（土）、5月23日（日）に福島県で開催予定となる。大会テーマを「共感と革新 ―専門性をつなぎ、実践を深める―」とし、企画・予算の検討を行った。
- (4) 臨床実習指導者講習会事業
- ・都道府県理学療法士会の開催支援として、厚生労働省への届出申請、修了証の発行、報告書の確認を行った。また、臨床実習指導者の養成については、2026年3月末までの累計で65,321人となった。
  - ・臨床実習で実際に学生を指導するにあたり、更なる研鑽の機会となるよう臨床実習指導者講習会修了者を対象としたブラッシュアップ講習会を2月に開催し、58人が受講した。オンライン形式で実施し、講義のほかにもグループワークを多く取り入れ、1日間で内容の充実した研修となった。
  - ・指定規則改定から5年が経過し、今後も改定が見込まれる状況を踏まえ、本会では、これまで実施してきた講習内容および演習内容について精査し、見直しの要否を含めて検討を行った。その結果、見直しが必要と判断された箇所については、厚生労働省に修正可否を確認のうえ、適切な時期に改訂を行う予定である。
- (5) 卒前卒後教育関連事業
- ・卒前卒後教育シームレス化検討部会では、「OSCE実施マニュアル（第1版）」について、模擬症例の追加を検討し進めている。また、卒後臨床教育評価の標準化に取り組み、ルーブリックを用いた評価法を検討し、本会会員所属施設11施設（指導者18人、新人19名）にモデル事業を実施した。
- (6) 士会支援事業
- ・都道府県理学療法士会の組織体制強化と組織化推進の支援を行う。
  - ・本会との連携体制・協力関係の強化を図る。
  - ・都道府県理学療法士会が抱える組織運営に関する相談の対応窓口機能を担う。
  - ・意見聴取させていただいた事項に対して、本会の見解を添えてフィードバックを行った。
- (7) 各種規程改定
- ・定款改正案の立案
  - ・上記定款改正案に関連する下位規程改正及び年度変わりまでに改正した方が良いと考える独立規程改正等

### I-3 総括

- (1) 生涯学習制度関連事業
- ・今年度は登録理学療法士制度において、履修状況およびポイント取得状況をもとに、2026年度以降の登録理学療法士取得者予測を立てた。その予測を受けて、部会員や都道府県理学療法士会生涯学習担当者などの意見を踏まえ、2027年度から更新の仕組みに変更を加えることと2029年度には新規取得要件などの仕組みの見直しを行う方向性について理事会承認をいただいた。

- ・来年度上期までに、2029年度改定の方針と運用の仕組みを確定し、2029年度開始に向けて検討を進めていきたい。
- (2) 理学療法の普及のための講習会・研修会事業
  - ・今年度の計画した事業については、予定通り開催できた。
  - ・がんのリハビリテーション研修会とリンパ浮腫複合的治療料 実技研修会の参加者が伸び悩んでおり、その運用について再検討を行う必要があると考える。また、理学療法士講習会においても、2027年度以降にeラーニング化を推進し、より安価に多くの価値あるコンテンツの視聴を会員が享受できる仕組みについて、さらなる検討を進める。
- (3) 日本理学療法学術研修大会支援事業
  - ・第60回日本理学療法学術研修大会は、ハイブリッド開催として最大の参加者数をもって事業を終了することができた。これは、全国から参集いただいた準備委員会の方々の尽力の賜物であり、深く感謝申し上げるものである。
  - ・2026年度は、福岡国際会議場において第61回日本理学療法学術研修大会in福岡が開催される予定である。多くの方々の参加を期待するものである。また、来年度は過去5年の開催を振り返り、日本理学療法学術研修大会のあり方について検討する年度と位置づけるものである。
- (4) 臨床実習指導者講習会事業
  - ・本事業は、都道府県理学療法士会の強力な支援により、多くの修了者を育成することができたものであり、深く感謝するものである。
  - ・講習会のコンテンツに関しては、講師をされた方々の意見を受けて修正すべき点について議論をいただき、2027年度からの講習会で利用できるようコンテンツの改定に取り組んでいく。
- (5) 卒前卒後教育関連事業
  - ・今年度はOSCE実施マニュアルのブラッシュアップに取り組んできたことと合わせて、ルーブリック評価法に関しては中小規模機関でのモデル事業を通して、その実用性を高めることに取り組んできた。
  - ・2020年度から適用となった指定規則変更に伴い、卒業時の達成目標が変更になったこともあり、就業先での受け入れ態勢も変化せざるを得ない状況にあると認識している。現在継続している新人を対象としたルーブリック評価法を登録理学療法士制度の前期研修履修に組み込むことで臨床現場での育成教育の負担軽減に寄与できないかも検討の価値があると考えている。
- (6) 士会支援事業
  - ・2023年度から担当部署を設けて実施してきた事業である。この間、担当部署の統廃合がありながらも試行錯誤を繰り返しながらも事業を実施してきた。現形態での事業は今年度をもって廃止するが、都道府県理学療法士会との連携強化は今後も取り組むべき課題であるとの認識には変わりないために、次年度以降は方法を変えて引き継がれるものとする。
- (7) 各種規程改定
  - ・本会の規程全てを2023年に弁護士レビューを受けており、今年度から順次、法令順守での変更を基本とした定款改正案を作成し理事会では承認をいただいた。また、定款変更案に関連した下位規程の改正案及び改定が急がれる各種独立規程についても規程改正案を進め順次理事会審議を受けている。本会には50規程ほど改定すべきものがあるので、次年度を持って法令変更に伴わない規程の改正を完了する予定である。

## I-1 所管事業

- (1) 専務理事に関する業務
- (2) 管理部（総務課・経理課）
- (3) 60周年記念事業（記念誌）
- (4) 養成教育事業
- (5) 教育機関に協力し、健康並びに教育の向上に資する事業

## I-2 執行結果および成果

- (1) 専務理事に関する業務
  - ・業務執行理事会、常任理事会の会議頻度などを調整した。
  - ・理事会の傍聴制度について、見直しを行い、年2回の傍聴とすることとした。
- (2) 管理部（総務課・経理課）
  - ・白書の発行頻度について、常任理事会等で協議を重ね、隔年発行で進めていくこととした。
  - ・12月に賛助会員懇談会を開催。今年度は森本常務理事に企画から携わっていただいた。内容や名刺交換についても工夫をし、賛助会員企業様からも好感触であった。
  - ・倫理委員会では、業務指針と倫理綱領の見直しに関して、委員会へ出席し、方向性についてすり合わせながら進め、齟齬がないようにした。
  - ・労働環境委員会では、今年度の調査において従来の質問項目を見直し、シンプルにした形を委員会で検討いただくよう、会議に参加した。
  - ・役員報酬等委員会では、冒頭のみ出席し、これまでの議論の経過や理事会での議論について共有を行った。
  - ・奈良勲氏の偲ぶ会を6月27日に神戸にて開催予定。併せて、本会内における偲ぶ会の実施に関する内規や法人葬の実施に関する規程についても検討を行った。
- (3) 60周年記念事業（記念誌）
  - ・内山靖記念誌編集委員長のもと、従来の記念誌とは趣向を変えオールカラー仕様とし、製本版に加えデジタル版をマイページに掲載した。制作については業者委託することで、会員ならびに事務局の負担軽減を図った。
- (4) 養成教育事業
  - ・指定規則については、本会、日本作業療法士協会および全国リハビリテーション学校協会を含めた3協会で、改正に対する要望書の取りまとめを行った。
- (5) 教育機関に協力し、健康並びに教育の向上に資する事業
  - ・4年制大学化の機運を高めるため、「理学療法士教育の4年制大学化による未来創造」をテーマとして、4年制大学化推進部会シンポジウムを2026年3月8日（日）に開催し、448人が受講した。

### I-3 総括

- ・本年度は、指定規則の改正に向けた関係団体との合意形成、組織強化および会員課題への対応、そしてガバナンス強化を目的とした各種規程の見直しなど、本会の基盤強化と将来に向けた重要な取り組みを並行して推進した。年間の総括は以下の通りである。

- ・指定規則の改正に関する取り組み

本会、日本作業療法士協会、および全国リハビリテーション学校協会の三者において継続的に協議を重ねた。当初は総単位数や臨床実習前後の評価方法等で意見の相違があったものの、最終的に「総単位数の増加」や「公衆衛生」「OSCE」の追記といった主要な改正項目について三者間で合意に至った。現在、この合意内容に基づく厚生労働省への要望書の取りまとめを行っており、今後の法改正に向けたスケジュールの確認と事前協議を進めている段階である。

- ・組織強化および会員動向への対応

組織強化対策本部を中心に、都道府県理学療法士会・養成校との連携強化、広報活動の展開、会員サービスの拡充等を2年間にわたり推進してきた。その結果、会員数、復会者数において改善傾向が見られたが、一方で、在会会員数の減少や休会・退会者の増加といった課題も浮き彫りとなった。これに対応するため、休会制度の見直しを行い、総会等を通じて代議員および会員への周知を図った。さらに、最新の都道府県理学療法士会別データを共有のうえ、事務局長会議において本会与都道府県理学療法士会が連携した組織強化策の協議を行うなど、継続的な対策を展開している。

- ・ガバナンス強化と事務局体制の整備

組織運営の適正化に向け、規程の見直しおよび制度改革を実施した。まず、理事会傍聴制度については、機密情報や個人情報の漏洩リスクに対するガバナンス強化の観点から、「傍聴回数制限」を設ける方向で合意に至っており、組織運営協議会等を経て周知を図った。また、本会事務局職員と役員の兼任に関する就業規則の改正を行い、常勤理事就任時は退職とするなど、ガバナンスを確保するための改正案を理事会にて承認した。さらに、事務局職員の給与体系見直しにも着手し、長年の課題であった給料表について社会的情勢を踏まえたベースアップを図るとともに、各種手当の統廃合を含む規程見直しについて理事会で承認した。

- ・委員会・部会活動等を通じた職能の向上

各種委員会等の活動を通じ、理学療法士を取り巻く社会環境の変化に即した対応を進めた。倫理委員会および労働環境委員会では、SNSに関する問題や不正請求といった昨今の社会的課題を踏まえ、倫理綱領および業務指針の改正に向けた検討に着手した。あわせて、理学療法士の働き方に関するアンケート調査項目の精査を進め、今後の提言に向けた議論を開始している。また、4年制大学化推進部会においては、教育水準の向上を目指し、国会議員をはじめ文部科学省、学会、大学関係者を招聘したオンラインシンポジウムを3月に実施しており、推進に向けた積極的な啓発活動を展開した。

## I-1 所管事業

- (1) 保健領域業務推進事業
- (2) 動物に対する理学療法の推進に向けた関係団体連携事業

## I-2 執行結果および成果

## (1) 保健領域推進事業

- ・学校保健部会を立ち上げ、学校保健事業の推進に向けた活動等を実施。
- ・2025年役員名簿に都道府県理学療法士会担当者名簿を掲載し、都道府県理学療法士会担当者同士の連絡体制を整備。
- ・令和7年度全国学校保健担当者会議を開催し（10月19日）、弁護士を交え、法的な知見を踏まえた事例共有を行うとともに、スクールトレーナー制度について説明、都道府県理学療法士会担当者との討議の場を設け意見交換を実施。
- ・学校保健に関する動画コンテンツを作成し（10月20日配信開始）、学校保健事業への理解促進に向けた周知活動を実施。
- ・東洋英和女学院小学部の学校教育現場を視察し、学校現場における理学療法士の関わり方を調査。
- ・都道府県理学療法士会学校保健担当者を対象に学校保健事業に関するアンケート調査を実施。

## (2) 動物に対する理学療法の推進に向けた関係団体連携事業

## ○ 関係団体および有識者との連携、視察

- ・2025年05月20日 ヤマザキ動物看護大学 非常勤講師 手塚潤一氏との意見交換を実施。
- ・2025年08月30日 第22回日本動物リハビリテーション学会学術大会 視察
- ・2025年12月04日 日本動物リハビリテーション学会 副会長 枝村一弥氏との意見交換を実施。
- ・2026年02月06日 JRA競走馬総合研究所 視察
- ・2026年02月19日 森尚志氏 面談（ダクタリ動物病院京都医療センター 獣医師・日本獣医師会 小動物臨床職域理事）

## ○ 動物に対する理学療法検討部会

- ・動物に対する理学療法検討部会を立ち上げ、動物に対する理学療法領域における情報収集、課題整理、および獣医療関係者との関係性構築を図る。
- ・2026年02月18日 会議開催（外部参加：David Levine氏／テネシー大学 教授・理学療法士）

## I-3 総括

## (1) 保健領域推進事業

## ① 学校保健部会の設置および体制整備

- ・学校保健部会を設置し、部会長および副部会長（本会会員）を委嘱した。
- ・「学校教育及び学校保健指導（教育制度と学校・法令）」ならびに「他職種連携の方法」等を

内容とする研修動画作成に向け、養護教諭、保健体育教諭、教育委員会担当者等の参画が必要であることから、有識者ヒアリングを実施した。

- ・全国都道府県理学療法士会事務局の協力を得て学校保健担当者リストを更新した。

#### ②外部有識者の参画と教材作成

- ・外部部会員として弁護士、体育教諭、養護教諭を委嘱し、動画教材作成の背景・課題・構成を共有の上、担当内容（教育制度・法令、他職種連携、事例紹介等）を整理した
- ・動画教材を作成し、10月20日に都道府県理学療法士会に視聴開始を案内した。

#### ③全国担当者会議の開催

- ・全国都道府県理学療法士会学校保健担当者会議（10月19日WEB開催）を企画・開催した。
- ・議題は①学校保健事業推進資料（動画教材）、②認定スクールトレーナー制度、③学校現場での活動における法的留意点とした。
- ・事前アンケートを行い今年度学校保健事業を計画しているのは26都道府県理学療法士会であり、認定スクールトレーナー（ScT）資格取得者が多い都道府県理学療法士会では学校での研修・出前授業を展開していた。未計画の都道府県理学療法士会には参考事例を提示するとともに動画教材の活用を促した。
- ・法的留意点として、①医師の指示を要しない教育的活動は実施可能、②契約は書面化必須、③成果保証型ではなくサービス提供型契約とする、④創設期であることを踏まえ組織単位での契約が望ましい、⑤個人情報保護の厳守、⑥医療行為は行わず学校医等と連携する、との整理が示された。
- ・今後も関係省庁への働きかけを継続するとともに、各都道府県理学療法士会に対し教育委員会・学校長への働きかけ方法を説明し、都道府県単位で事業を実装することにより、自治体間の取組格差を是正し、学校保健の質を全国水準へ底上げすることを目指す。

#### ④学校授業視察

- ・東京都内私立女子小学部の「運動と身体」授業を視察した。理学療法士が教育的枠組み内で補完的に関与し得る可能性を確認した。

### (2) 動物に対する理学療法の推進に向けた関係団体連携事業

#### ①有識者との意見交換および制度検討

- ・動物に対する理学療法検討部会を設置し、部会長を委嘱した。日本小動物外科専門医でありアジア獣医外科専門医である獣医師を招き、社会実装の方向性および「動物理学療法士」制度の可能性について協議した。人の理学療法は厚生労働省、獣医療は農林水産省の所管であり、法制度設計や予算措置には共同主管の枠組みが必要との認識を共有した。獣医療側より協力の意向が示された。
- ・日本獣医師会小動物臨床職域理事との意見交換の場において、農林水産省より「獣医師の具体的指示下での補助的实施は直ちに無資格診療と評価されにくい」との整理が示され（2026年2月18日付）、限定的協働の実務的可能性が明確化した。
- ・海外資格（CCRP）創設に関与したテネシー大学Levine教授との動物に対する理学療法に係る意見交換会議を実施した。日本における動物理学療法の背景とニーズ（QOL志向・高齢

化等)、日本の獣医療制度(法的位置づけ、権限の整理、診療/診療補助行為の線引き)、現段階で理学療法士が担えると想定される役割の整理、現状の課題(制度上の制約、獣医療側での認知不足、雇用・キャリアの不透明さ、無資格市場・名称乱用等)を共有し、到達目標とロードマップについて意見交換を行った。法制度への急進的介入は成功しにくく、情報収集と獣医療関係者、殊に獣医師との対話を重ね関係性構築に努めることが重要との助言を得ている。

### ②学会参加・業界動向の把握

- ・第22回日本動物リハビリテーション学会学術集会(8月30日)に出席し、定義整理や法人化の動向を確認した。
- ・日本の小動物獣医療は、1980年代に日本動物病院協会設立を契機として米国型獣医学が導入され、高度化・専門分化が進展した。バブル期には病院数が急増し、2000年代以降はCT・MRIの普及や歯科・リハビリ領域が拡張した。一方、2011～2012年頃をピークに飼育頭数は減少し、飼育者の高齢化やコスト上昇を背景に経営負担が増大、M&Aや閉院が地域医療へ影響を及ぼしている。需要はライフコースに伴う波を持ち、近年は猫の増加が顕著である。教育現場での動物接触機会の減少も将来的需要に影響する。

### ③ウマ領域の検討

- ・ウマのリハビリテーションに関わる研究活動の情報収集を行うとともに、ウマ領域における動物理学療法の可能性と課題の整理を目的に、競走馬総合研究所の視察を行った(2026年2月5日)。
- ・日本では年間約7,000頭のサラブレッドが生産され、その多くが競走馬となるなど、「ウマ=競馬」というスポーツ中心の文化的特性を有する。一方、欧米では乗馬や伴侶動物としての位置づけが強く、海外理論の直接導入は困難と考えられる。現状、獣医師が多職種機能を包括的に担っており、理学療法士の専門性が発揮される環境は限定的である。
- ・今後は獣医師との連携のもと、日本の競技特性に即した独自モデルを模索するとともに、ホースセラピーや騎乗動作解析、関係者の労働衛生支援等を含む包括的視点で検討を進める必要がある。

※以上、信頼関係の構築を基盤とし、教育体制整備と段階的協業モデルの構築を通じ、動物に対する理学療法の社会実装を推進する。

I-1 所管事業

- (1) 学会連合に関する事業
- (2) 創立60周年記念式典・祝賀会及び表彰事業

I-2 執行結果および成果

- (1) 学会連合に関する事業

・学会事業

一般社団法人日本理学療法学会連合（15学会・5研究会）の運営を支援した。

また、一般社団法人日本理学療法学会連合との申合せ事項案について理事懇談会にて理事各位からの意見を聴取し、一般社団法人日本理学療法学会連合との協議を重ねた。

・理学療法科学の発展に寄与する助成事業

一般社団法人日本理学療法学会連合と複数回にわたり学会運営協議会調整会議を経て、2026年度の助成金額を決定した。また、2027年度の助成金額については、都道府県理学療法士会への支援金を含めた全体的な見直しの中で、継続的に協議することを決定した。

- (2) 創立60周年記念式典・祝賀会及び表彰事業

2025年10月10日（金）に東京プリンスホテルにて、創立60周年記念式典・祝賀会及び理学療法業務功労者厚生労働大臣表彰の表彰式を挙行了。総勢180名を超える方にご出席をいただき、石破茂総理大臣をはじめ、各界からご祝辞を頂戴した。厚生労働大臣表彰は、本会からの推薦61名全員が受賞となり、当日は医政局長の森光敬子様より表彰状が授与された。

I-3 総括

- (1) 学会連合に関する事業

・一般社団法人日本理学療法学会連合が学術を追求する自立した組織として発展するための支援を行うと共に助成金の在り方についても本会としての方向性を協議し、一般社団法人日本理学療法学会連合とも協議を実施してきたが、相互にとってより良い方向へ向かうよう更なる協議を進めていきたい。

・一般社団法人日本理学療法学会連合5か年計画及び本会との申し合わせ事項についても、本会としての協議及び一般社団法人日本理学療法学会連合とも協議を重ねてきた。5か年計画も2026年度以降は中期計画に移行される予定であり、それらについても引き続きの連携や支援の在り方等について協議を進めていきたい。

- (2) 創立60周年記念式典・祝賀会及び表彰事業

・理学療法業務功労者厚生労働大臣表彰については、本会からの推薦61名全員が受賞となり、本当に喜ばしく嬉しいことであった。

・本事業においては事務局を中心に委託企業とも連携をしつつ当日を迎えることができ、盛會に終えることができた。これもひとえに、ご参集いただいた皆様や準備を進めていただいた事務局の皆様の御陰とこの場をお借りして御礼申し上げたい。

・一方で、次回に向けて継承すべき点だけでなく、反省すべき点もあり、それらについては整理し次回に活かしていけるようにしたい。

## I-1 所管事業

- (1) 広報企画全般事業
- (2) 代議員ネットワーク支援部会
- (3) 報酬改定に関連する他団体を含む各種会議

## I-2 執行結果および成果

## (1) 広報企画全般事業

## 1) 会報誌発行事業

- ・会報誌JPTA NEWSを年6回発行し、本会事業および政策動向の可視化を図った。また、電子化移行を検討するにあたり、読者ニーズ把握のためアンケートを実施し、媒体転換に向けた基礎データを収集した。

## 2) 理学療法関連情報配信事業

- ・ホームページ管理運営（国民向けページ、理学療法士向けページ、会員限定コンテンツページ）、アプリ配信、メール配信、FAX通信、動画配信、各種SNS、メディア向けプレスリリース配信、メールマガジン（会員向け・代議員向け）を組み合わせた多層的情報発信体制を運用した。
- ・X（有料プラン運用）はフォロワー 1万人を超え、Instagram（2025年10月開設）は直近1か月の閲覧数が約3.7万回を超えるなど、デジタル広報の到達範囲を拡大した。
- ・第61回日本理学療法学会研修大会では、ハッシュタグ企画により会員参加型広報を展開し、双方向性の強化を図った。

## 3) 理学療法広報啓発事業

- ・オウンドメディア「リガクラボ」サイト運営、毎週水曜日に記事を更新した。
- ・「理学療法の日」サイトページの運営、新聞広告掲載、写真コンテストの開催を行った。
- ・「理学療法週間」を「理学療法月間」へ改称することを決定し、社会的認知拡大を図ることとした。
- ・ポスター制作、理学療法士ガイドの発行、協会案内（日本語版・英語版）の発行により対外発信力を強化した。
- ・国際福祉機器展に出展する東京都理学療法士協会に配布物の提供にて協力した。

## 4) 広報企画運営事業

- ・都道府県理学療法士会広報担当者会議を開催し、「ファンマーケティング」をテーマとした研修およびアンケート調査を実施した。加えて、都道府県理学療法士会広報担当者によるオープンチャットを開設し、広報を単発発信から関係性構築型へ転換する基盤整備に着手した。

## 5) 障害者助成事業

- ・障がい者団体助成事業選定規程の施行に伴い、実施要綱を見直し、より適正かつ透明性のある助成を実施できるよう選定基準の明確化を図った。

6) 管理・入会促進

- ・入会案内の改訂、オンラインコンテンツの更新、早期入会特典の実施、入会対象者向けのLINEの運用等により、若年層への接触機会を拡大した。本会紹介資料の作成、養成校および施設会員代表者へ協力依頼を行い、組織基盤の強化を図った。

(2) 代議員ネットワーク支援部会

- ・代議員支援の在り方について協議を行い、情報共有および双方向性強化に向けた課題整理を実施し、代議員機能強化に向けた方向性を検討した。

(3) 報酬改定に関連する他団体を含む各種会議

1) 全国リハビリテーション医療関連団体協議会（報酬対策委員会会議）

2) 令和9年度報酬改定（介護・障害福祉）対策強化推進部会（介護報酬改定に向けた意見交換会、障害福祉サービス等報酬改定に向けた意見交換会（障害児／障害者））

3) 訪問リハビリテーション振興委員会（振興委員会会議、機能担当者会議）

4) リハビリテーション専門職団体協議会（障害福祉報酬対策委員会）

- ・各関連団体との協議を通じ、診療報酬・介護報酬・障害福祉サービス等報酬改定に向けた要望事項の整理および連携強化を図った。

I-3 総括

- ・本事業年度における各事業は、概ね年間計画に沿って滞りなく進捗した。本年度は、従来型広報に加え、SNS活用やファンマーケティングの導入など、新たな試みに着手した。一方で、ホームページの視認性・操作性の向上、情報整理、電子媒体を活用した広報手法の高度化など、次年度以降の戦略的整備課題が明確になった。引き続き、アクセス解析を継続し、PDCAサイクルを徹底しながら広報媒体の特性に合わせた発信に取り組む。広報を単なる情報伝達に留めず、会員および国民との価値共創を促す基盤へと深化させる段階にあると認識している。専門職団体としての信頼性と発信力を一層高め、理学療法（士）の社会的価値を分かりやすく伝えるとともに、組織力強化に資する広報・ネットワーク形成に取り組み、広報の在り方を更新し続け、次なる発展へと繋げてまいりたい。

また、賛助会員との意見交換や大手メディアとの広報展開を視野に協議を重ね、これまでの運用体制を基盤としつつ、時代の趨勢を的確に捉えた広報戦略の構築と価値創造に努めてまいり所存である。会員および国民にとって有益な情報を適時適切に発信できる体制の強化に努めていく。

## I-1 所管事業

- (1) 賛助会員との意見交換事業
- (2) システム管理事業

## I-2 執行結果および成果

## (1) 賛助会員との意見交換事業

- ・2025年11月より、賛助会員企業と個別に懇談会を開始し、賛助会員企業が本会に求めていることなど意見交換を行った。また、同年12月には、賛助会員懇談会を開催し、36社・合計60名の賛助会員企業が一同に会し、本会役員との意見交換を実施した。本懇談会では、これまでの本会役員からの一方通行的な本会事業紹介から形式を変更し、保険内領域及び保険外領域の現状と課題、今後の方向性についてシンポジウムにて賛助会員企業と懇談を行った。

## (2) システム管理事業

- ・会員管理システムの保守運用、開発に関して、これまでの経緯と今後の開発に関して把握を行い、理事懇談会や組織運営協議会などで、これまでの費用の内訳や現在の事業の目的と費用の内訳等を報告し、理解を得た。また、演題管理システムに関して、これまでの経緯と今後の方向性を整理し、関連する団体（都道府県理学療法士会、ブロック、学会連合の会員団体）へ丁寧な説明し、廃止に向け、調査や代案の検討（委託業者へ複数団体での委託）を行った。結果として、委託業者を各団体へ紹介し、導入団体を増やすことでの割引交渉も行い、2026年度は8団体（2026年3月時点）が利用予定となった。

## I-3 総括

## (1) 賛助会員との意見交換事業

- ・2025年度の賛助会員懇談会での本会の現状の事業の取り組み状況を提供した。懇談会とは別に2025年12月より賛助会員各社と個別面談にて意見交換を実施している。本会の事業等に関し、集合では話せない内容も含め拝聴している。2026年度も継続し面談を実施する。内容に関しては集約した段階で関係各位へ伝達する。

## (2) システム管理事業

- ・会員管理システムは各事業や団体の要望を受け構築されている。今までの経過と費用に関して理事会、組織運営協議会、学会連合の学会関係者各位に説明を行った。現状では会員管理システムは要望に対応し不具合もなく運用できている。しかし、生涯学習関連、学会が行っている事業などより変更や追加の改修作業が発生している。改修箇所に関しては完成時期と価格交渉を含め費用精査と並行し進めている。
- ・会員や都道府県理学療法士会、学会連合に属する法人学会・研究会へ安定したシステム提供を実現するため、委託業者と協同し恒常的に会員管理システムの保守運用を行っている。具体的には、各事業・運用とミスマッチな機能の改善、突発的に発生する不具合、外的要素の変更（例：google play・iOS規約変更、3Dセキュア義務化、市区町村・郵便番号変更等）等に迅速に対応している。引き続き、会員管理システム利用者が快適に利用できるよう努めていく。

### 3. 常設委員会報告

#### 倫理委員会

委員長 星野 茂

委員 渡辺真樹、生原加奈江、大野智之、櫻井健太郎、染谷明子

#### 1. 実施内容

- (1) 倫理綱領の見直し
- (2) 理学療法士業務指針の見直し

#### 2. 総括

- (1) 倫理綱領については、従来の内容を基礎としつつ、現代の社会環境や医療提供体制の変化、情報発信手段の多様化等を踏まえ、より実効性のある内容となるよう検討を進めている。特に、法令遵守の徹底、対人関係における倫理的配慮、ならびにSNS等を含む情報発信における留意事項などについて整理を行っている。さらに、倫理綱領の位置づけを明確化し、実効性を担保する観点から、2026年度は倫理規程の制定についても視野に入れた検討を進めていく。
- (2) 理学療法士業務指針の見直しにおいては、診療報酬・介護報酬の適正な請求に関する事項や、「療養担当規則」をはじめとする関係法令の遵守をより明確に位置づけるとともに、日常業務において遵守すべき具体的な行動指針として整理を行った。また、ハラスメントの防止や職場における適切なコミュニケーションのあり方についても盛り込み、実務に即した内容となるよう検討を重ねた。本改訂版については、広く会員および社会に対して透明性をもって示すため、本会ホームページ上に公開した。

#### 表彰委員会

委員長 増田 崇

委員 小野晶代、小無田彰仁、藤井 顕、西山章太

#### 1. 実施内容

- (1) 協会賞
  - ・2025年度（第44回）協会賞受賞候補者を推薦 50人
- (2) 感謝状
  - ・パリオリンピック・パラリンピック帯同理学療法士への感謝状贈呈 60人
  - ・永年会員（会員歴50年以上）25人
- (3) 学業優秀賞の推薦
  - ・学業優秀賞の推薦依頼、被推薦者決定 290人
- (4) 外部表彰
  - ・受章候補者等推薦規程に沿って推薦
  - 飯田賞（主催：一般社団法人日本義肢装具学会）奨励賞受賞 1人

## 2. 総括

2025年度（第44回）協会賞は、都道府県理学療法士会事務局からの意見を反映し、推薦候補者の抽出方法および推薦順位の方針について改善に努めた。今後も会員管理システムを活用しながら、引き続き均一な表彰事業の運営を実施していく。

また、昨年度に続き、今年度も本会から推薦した方が飯田賞を受賞した。外部団体における表彰も含め、今後も要件を満たす方が広く表彰されるよう積極的に推薦を実施したい。

組織・規則等検証委員会

委員長 山本克己

委員 有泉静佳、大曾根賢一、川口香容、土居誠治

## 1. 実施内容

以下の規程について、検討を行った。

|                     |                  |
|---------------------|------------------|
| 定款                  | 理事会運営規程          |
| 定款細則                | 理事会運営規程細則        |
| 災害対策および緊急時対応規程      | 決裁規程             |
| 災害対策本部設置規程          | 入札規程（旧名称：経理規程）   |
| 懲戒規程                | 特定資産取扱規程         |
| 選挙管理委員会規程（旧名称：選挙規程） | 旅費規程             |
| 代議員選挙実施規程           | 組織規則             |
| 役員および会長に係る候補者選挙実施規程 | 会員規程（制定）         |
| 常勤役員要件審査委員会規程       | 賛助会員規程           |
| 総会議事運営規程            | 会費徴収規程           |
| 情報公開及び閲覧規程          | 会議傍聴規程           |
| 賃金規程                | 政策参与委嘱規程         |
| 在宅勤務規程              | 顧問及び相談役の委嘱に関する規程 |
| 育児・介護休業規程           |                  |

## 2. 総括

2025年度は、定款、定款細則、総会議事運営規程及び理事会運営規程などの本会の組織運営に係る規程や、選挙管理委員会規程（旧名称：選挙規程）や代議員選挙実施規程などの選挙に係る規程、また、決裁規程や入札規程（旧名称：経理規程）などの内部管理に係る規程について重点的に議論を行った。

2026年度についても、各種規程変更が必要とされたものに対して、規程そのものの妥当性や他規程との整合性の検証を行う。

理学療法士労働環境委員会

委員長 中山裕子

委員 麻田博之、永田英貴、馬崎昇司、高木亮輔

1. 実施内容

- (1) 調査票の検討
- (2) 調査の実施
- (3) 調査の結果・とりまとめ

2. 総括

今年度の調査は、これまで実施してきた質問内容を委員会で精査、検討し、基本情報、処遇待遇、勤務時間、両立支援の分野について引き続き調査することとし、質問数を60問と大幅に減らし実施した。

対象数30,000人とメール配信による方法は昨年と同様に行った。調査結果は、回答数7,891人、回答率26.3%と過去最高の回答を得ることができた。

調査結果において、給与面における年代別の相違やライフイベントによる影響など多面的視点での調査の必要性、主たる勤務先や従たる勤務先での勤務割合、勤務時間数などから働き方が多様化している可能性などが明らかとなった。そのため、次年度も社会の変化が現場に及ぼす影響を注視し、併せて、社会情勢を踏まえた新たな調査にも取り組んでいく予定である。

選挙管理委員会

委員長 梅本昭英

委員 羽生匡宏、高橋俊章、野々山良輔、山田規央、秋 達也

1. 実施内容

代議員選挙実施

2026・2027年度の本会代議員を決めるための選挙を実施した。

立候補受付の結果、18の都道府県において立候補者が定数を超えたため投票を実施した。投票率は19.0%となり、前回の実施から増加した形となった。(前回：選挙実施15士会、投票率16.0%)

<立候補者数、投票者数、投票率>

| 都道府県 | 定数 | 立候補者数 | 有権者数  | 投票者数  | 投票率   |
|------|----|-------|-------|-------|-------|
| 北海道  | 16 | 19    | 6,153 | 1,300 | 21.1% |
| 岩手県  | 3  | 4     | 1,093 | 278   | 25.4% |
| 茨城県  | 6  | 8     | 2,218 | 421   | 19.0% |
| 埼玉県  | 14 | 15    | 5,436 | 1,346 | 24.8% |
| 千葉県  | 13 | 15    | 5,070 | 845   | 16.7% |
| 東京都  | 22 | 27    | 9,277 | 1,458 | 15.7% |
| 富山県  | 3  | 4     | 1,002 | 237   | 23.7% |
| 石川県  | 3  | 5     | 1,207 | 318   | 26.3% |
| 静岡県  | 9  | 10    | 3,627 | 996   | 27.5% |
| 愛知県  | 15 | 17    | 5,920 | 1,082 | 18.3% |
| 大阪府  | 22 | 27    | 8,645 | 1,339 | 15.5% |

|         |     |     |        |        |       |
|---------|-----|-----|--------|--------|-------|
| 兵 庫 県   | 15  | 19  | 5,751  | 857    | 14.9% |
| 岡 山 県   | 5   | 6   | 2,009  | 402    | 20.0% |
| 広 島 県   | 8   | 10  | 3,166  | 526    | 16.6% |
| 山 口 県   | 4   | 5   | 1,676  | 286    | 17.1% |
| 高 知 県   | 3   | 5   | 1,320  | 397    | 30.1% |
| 福 岡 県   | 14  | 19  | 5,710  | 1,022  | 17.9% |
| 鹿 児 島 県 | 6   | 8   | 2,483  | 553    | 22.3% |
| 全 体     | 181 | 223 | 71,763 | 13,663 | 19.0% |

## 2. 総括

投票率に関して、前回の投票率を上回る結果となったこと、また、投票実施士会が増加したことは、協会及び選挙管理委員会からの周知活動によって一定効果を得られたものと捉えている。一方で、平時からの協会による戦略的な広報や、想定される事象への対応の明文化など、公平・公正な選挙活動が行えるように整備していきたい。

### 役員報酬等委員会

委員長 林 克郎

委員 中田洋輔、山口雅子、菊池和幸、角田大祐

## 1. 実施内容

- (1) 役員報酬体系の見直しにおける論点の整理
- (2) 役員報酬体系の見直しに関するスケジュールの想定

## 2. 総括

本年度は最初に、役員報酬等の支給基準決定に必要な判断根拠の整理を進めた。「役員報酬等の種別」では、本会の外部理事導入に関する意向確認と対応の必要性について検討した。「役員報酬等の額」については、会議や委員会への参加など理事の業務の現状把握とそれに伴う責任や負担について議論した。「退任慰労金」については、その判断根拠を整理中である。「常勤役員の報酬等以外の処遇」については、健康診断の本会負担の上限額について確認中である。

今後は、仮に規程改定が必要となる場合に備え、2027年6月定時総会での改正を目途として、2026年9月に本委員会から上申できるよう、引き続き十分な議論を進めていく。

## 4. 2025年度個別事業実施状況

### 1. 国民の健康と福祉の増進並びに障害と疾病の予防に資する事業

#### 1) 各種知識・技術の啓発支援事業

| 2025年度事業計画        | 事業実施内容   |
|-------------------|--|
| 運動器の健康・日本協会       | 2024年度に引き続き2025年8月に第2回認定スクールトレーナー養成講習会を開催。今年度は都道府県理学療法士会推薦者94名を含む総計151名が講習を受講し認定試験を受検。合格者が第2期生として認定スクールトレーナーの資格を認定された。2026年度も8月に第3回スクールトレーナー養成講習会を開催予定。  |
| 学校保健推進事業          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校保健部会の発足</li> <li>・2025年役員名簿に都道府県理学療法士会担当者名簿を掲載</li> <li>・全国学校保健担当者会議を開催。</li> <li>・全国都道府県理学療法士会向け学校保健動画コンテンツを配信。</li> <li>・東洋英和女学院小学部の学校保健活動を視察。</li> <li>・都道府県理学療法士会学校保健担当者へ学校保健事業に関するアンケートを実施。</li> </ul>  |
| 介護予防推進事業          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防領域業務推進部会を立ち上げ、2027年度以降の新制度を設計した。</li> <li>・全国都道府県理学療法士会へ新制度に対するアンケートを実施した。</li> <li>・新制度に関する都道府県理学療法士会との意見交換及び各種広報活動を実施した。</li> </ul>  |
| (障がい者) スポーツ支援推進事業 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ庁受託事業への申請を実施した。</li> <li>・SPORTEC 2025においてセミナーへの登壇およびブースの初出展を行った。</li> <li>・スポーツ庁令和7年度パラスポーツ推進プロジェクト（障害のある方へのスポーツ指導等研修会の事例集作成事業）に参画し、講習会の開催およびスポーツ庁の事例集掲載記事の作成を行った。</li> <li>・第36回日本臨床スポーツ医学会学術集会において、スポーツ庁担当官を交えたシンポジウムを実施した。</li> <li>・第4期スポーツ基本計画の策定に向けた、スポーツ審議会スポーツ基本計画部会において、関係団体ヒアリングに参加し、理学療法士による国民の健康増進および安全なスポーツ環境整備について提言を実施した。</li> </ul> |

#### 2) 理学療法の普及事業

| 2025年度事業計画          | 事業実施内容  |
|---------------------|---|
| チーム医療の普及に関する事業      | 副代表および代議員として本会より役員を派遣し、各種会議や学会に参加した。各種災害に係る支援活動について支援協力を実施。   |
| 組織委託費（生涯学習、理学療法週間）  | 都道府県理学療法士会に対して、運営に必要な費用の一部を本会が補助し、事業の推進（生涯学習制度、理学療法週間）を図ることを目的に補助金を交付した。  |
| WEB、広報誌等による理学療法普及事業 | 国民向けオウンドメディア「リガクラボ」を運営し、毎週水曜日に国民に向けた健康・理学療法に関する記事を掲載した（2025年度50本、年間PV数：21万7,511）。   |
| 国際福祉機器展での広報啓発活動     | 東京都理学療法士協会出展ブースにて配布する理学療法士ガイド、広報媒体「Enjoy Your Life」、理学療法ハンドブック、チラシを提供した。  |
| 理学療法の日啓発費用          | ポスター（理学療法の日） 23,500部<br>理学療法士ガイド（冊子） 10,000部<br>理学療法士ガイド（リーフレット） 10,000部<br>協会案内 日本語版 1000部、英語版 200部<br>理学療法の日サイトの運営<br>写真コンテスト開催<br>都道府県理学療法士会に対する広報物配布<br>有償での広報物配布<br>広報媒体「Enjoy Your Life」（60周年記念事業として発行）<br>ウィメンズ・メンズシリーズ 65,000部<br>シニアシリーズ 65,000部 |

3) 理学療法の標準化事業

| 2025年度事業計画          | 事業実施内容                                     |
|---------------------|--|
| 理学療法の標準化（標準評価の確立含む） | 理学療法標準評価の普及啓発を目的に、会員向けのeラーニングコンテンツの配信を行った。 |

4) リハビリテーション政策立案事業

| 2025年度事業計画              | 事業実施内容  |
|-------------------------|---|
| リハビリテーション専門職団体協議会       | 診療報酬改定、介護報酬改定、障がい福祉サービス等報酬改定、処遇改善等の課題に対して議論を重ねた。各団体間の認識の共通理解を図ると共にステークホルダーへのロビー活動を行った。  |
| 予防領域での理学療法士の活用環境整備・検討事業 | <p>【腰痛予防キャンペーン事業】<br/>当キャンペーンをさらに拡大するための広報活動として、会員に向けた説明会を開催。厚生労働省、中央労働災害防止協会へキャンペーンポスターを持参し、関連団体から事業への理解を得た。厚生労働省が主催するSAFEアワードにおいて、大分県のChampionStageの取り組みを応募し、シルバー賞を受賞した。</p> <p>【産業保健・人間工学推進リーダー制度の構築】<br/>産業保健分野に関わる理学療法士の教育体制を構築するため、産業保健研修会を開催した。また、産業保健の標準テキストを作成した。産業保健・人間工学推進リーダー制度の構築に向けて「制度構築部会」「カリキュラム検討部会」の2つの部会を立ち上げ、継続的な職能研修制度を構築するための準備を進めた。</p> <p>【母子保健推進リーダー制度の構築】<br/>母子保健推進リーダー制度の構築に向けて、「制度構築部会」「カリキュラム検討部会」の2つの部会を立ち上げ、継続的な職能研修制度を構築するための準備を進めた。</p> <p>【動物に対する理学療法】<br/>獣医療・動物リハビリテーション領域における有識者・関係団体との意見交換をおこない、本会事業の中長期的な方向性を検討した。</p> |

5) 制度改正の正しい理解・普及事業

| 2025年度事業計画          | 事業実施内容  |
|---------------------|---|
| 病期別理学療法モデル構築・普及促進事業 | 令和6年度診療報酬改定および新たな地域医療構想を踏まえ、急性期リハビリテーションのさらなる推進を図るため、「急性期理学療法推進フォーラム」を開催した。 |

6) リハビリテーション発展に寄与する助成事業

| 2025年度事業計画  | 事業実施内容                     |
|-------------|----------------------------|
| 障害者団体への助成事業 | 5団体に助成を行った（助成総金額：999,450円） |

2. 理学療法における学術及び科学技術の振興に資する事業

1) 理学療法士の学術技能向上事業

| 2025年度事業計画                    | 事業実施内容   |
|-------------------------------|--|
| リカレント事業支援                     | ブロックごとでリカレントに関する情報交換を行い、男女共同参画の取り組みについて協議した。   |
| 理学療法の普及のための講習会・研修会事業          | <p>【TypeS】<br/>がんのリハビリテーション研修会の実施・運営<br/>講義部分はライフ・プランニング・センターが実施するeラーニングを視聴、グループワークはZoomを活用し、全4期に分けてオンライン形式で開催した。<br/>第1期：97人<br/>第2期：86人<br/>第3期：209人<br/>第4期：166人</p> <p>【TypeA 職能】<br/>リンパ浮腫複合的治療 実技研修会（日本作業療法士協会共催）<br/>実技研修会を8月より、東京会場で各6日間に分けて開催した。<br/>開催期間：2025年8月～2026年2月のうち計12日間（臨床実習を含む）<br/>受講者数：計14人<br/>・研修会広報<br/>・研修会開催支援（申込者確認、文書発行等）</p> <p>【TypeB、C】<br/>2025年度理学療法士講習会<br/>実施<br/>認定件数：28件（助成金有）<br/>開催：28件、開催中止：0件<br/>開催形式の内訳：対面10件、リモート12件、併用6件<br/>2026年度理学療法士講習会<br/>認定件数：28件（助成金有）</p> |
| 理学療法士の学術技能のための効果的な資料開発・運営関連事業 | eラーニングコンテンツの運用<br>公開コンテンツ：100件<br>申込者数：57,604人   |
| 新人教育プログラム、認定・専門理学療法士関連事業      | <p>【登録理学療法士関連事業】<br/>実地研修見学受入施設制度 266施設認定</p> <p>【認定・専門理学療法士関連事業】<br/>認定理学療法士臨床認定カリキュラム教育機関<br/>2026年度新規開講13施設認定<br/>認定試験問題作成部会（部会会議29回、部会長会議9回）開催<br/>認定理学療法士（新規：1,253人、更新：2,743人）申請受付、認定証発行業務<br/>専門理学療法士（新規：145人、更新：602人）申請受付、認定証発行業務</p>   |

2) 学術・研究普及事業

| 2025年度事業計画 | 事業実施内容   |
|------------|--|
| 学術誌発行事業    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本理学療法士協会雑誌<br/>発刊：3カ月ごとに発刊<br/>(5月、8月、11月、2026年2月)<br/>形式：オンライン雑誌（HTML版、PDF版、EPUB版）</li> <li>・雑誌編集部会会議</li> <li>・会議報告書作成</li> <li>・雑誌広報（ホームページ、SNS等）</li> <li>・執筆者対応</li> <li>・執筆規程・投稿規程作成支援</li> <li>・査読基準の作成支援</li> </ul> |
| 学術情報提供事業   | 一般社団法人理学療法学会連合と連携し、会報誌「JPTA NEWS」へチラシを同梱し参加を促進した。  |

3) 学会事業

| 2025年度事業計画   | 事業実施内容  |
|--------------|---|
| 学術大会・研究会等の開催 | 一般社団法人日本理学療法学会連合に所属する15法人学会・5研究会が開催する学術大会や研修会の運営（参加費徴収、システム支援、会計処理、事務手続き等）を支援した。  |
| 第60回学術研修大会事業 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第60回日本理学療法学術研修大会<br/>会 期：2025年5月31日（土）～6月1日（日）<br/>オンデマンド：2025年7月3日（木）～8月31日（日）<br/>会 場：東京国際フォーラム<br/>参加者数：5,148人（対面2,227人、オンデマンド：2,921人）</li> <li>・準備委員会会議</li> <li>・大会ホームページ開設支援</li> <li>・大会広報支援</li> <li>・申込受付管理</li> <li>・協賛、後援依頼支援</li> <li>・報告書作成支援</li> </ul> |

3. 国際協力及び貢献に資する事業

1) 国際協力事業

| 2025年度事業計画               | 事業実施内容   |
|--------------------------|--|
| 健康構想・国際協力・関係醸成関連事業       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・世界理学療法連盟学会2025の開催にあわせて、「Physical therapy work force for better public health in Asia」をテーマに、第5回アジア理学療法フォーラムを開催した。ユニバーサルヘルスカパレリティの推進にむけた協力、連携など意見交換が行われた。</li> <li>・海外からの実習や見学希望者の国内の施設とのマッチング。海外からの実習生のインタビュー記事の作成と公開。</li> <li>・台湾60周年記念事業へ参加。アメリカ、イギリス、オーストラリアなどの協会トップとも関係醸成をおこない、今後の組織的な協力体制の意思を確認した。</li> </ul>   |
| グローバリゼーション・国際交流・人材育成関連事業 | <p>【グローバル人材の基礎力強化（言語向上や国際感覚など）、国際交流】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・言語交換システムの発展的終了、代替サービスの開発（初めての国際学会発表支援、英語初心者むけの臨床英語など）</li> <li>・Global Caféを開催（2026年3月31日現在までに14回開催、参加者累計345名（延数））</li> <li>・複数のSNSの運営（Facebook、Instagram38本、YouTube動画1本（※2026年3月31日現在））</li> <li>・韓国理学療法士協会および台湾理学療法士協会との計3回の会員交流プログラムの計画・実施。今年度は世界理学療法連盟学会2025開催前日にプログラムを実施。</li> </ul> <p>【人材育成】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・カンボジアの人材育成として、JICA（国際協力機構）と民間連携派遣に関する覚書を締結し、短期、長期派遣の募集を開始。</li> <li>・JIMTEFと共同でベトナムでの現地調査を行った。ベトナムの大学、病院との多組織間のMoUを締結した。</li> </ul> |

2) 国際調査・情報収集事業

|           |   |
|-----------|---|
| 国際渉外・検証事業 | <p>【国際渉外・検証事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・世界理学療法連盟学会2025にあわせて、2組織間MoUを締結している他国協会や、中央アジアなど多くの組織と意見交換を行った。</li> <li>・他国で理学療法士として働くための取組の情報を収集し、公開した。</li> <li>・AWP地区の委員会活動やJANNETの活動に参加し、運営支援および情報収集を行った。また日本障害者リハビリテーション協会の国際委員会会議に参加し、情報収集を行った。</li> </ul> <p>【World Physiotherapy Congress 2025関連】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学会の準備、運営、参加促進などの諸活動を行った。</li> <li>・4つの助成金を獲得し、開催後にセミナーなどでも協力をした。</li> <li>・今後の参考になる国際会議とのことで、日本政府観光局から表彰を受けた。</li> </ul> |
|-----------|---|

4. 教育機関に協力し、健康並びに教育の向上に資する事業

1) 教育に資する事業

| 2025年度事業計画          | 事業実施内容  |
|---------------------|---|
| 臨床実習指導者講習会事業        | <p>【臨床実習指導者講習会】<br/>開催方法として、今年度も対面とオンライン形式を併用して、都道府県理学療法士会の開催支援を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>厚生労働省への届出申請、修了証の発行、報告書の確認<br/>2025年度開催件数：137件（第1379回～第1516回）</li> <li>2025年4月から2026年3月末まで<br/>開催件数：137件（対面形式：69件、オンライン形式：69件、中止：1件）<br/>修了者数：5,459人</li> </ul> <p>【臨床実習指導者講習会質向上検討部会】<br/>○ブラッシュアップ講習会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日時：2026年2月7日（土）</li> <li>会場：オンライン開催</li> <li>配信基地：本会会館</li> <li>参加者：60人（うち2人欠席）</li> <li>内容：臨床実習指導者の質の更なる向上を目的に、講演・グループワークを実施。</li> </ul> |
| リハビリテーション教育評価機構支援事業 | 参加団体として事業活動の支援を実施。  |
| 理学療法士養成校の記念品贈呈事業    | 養成校卒業生へ向けた表彰事業として学業優秀賞の推薦を募った。養成校268校中、昼間部265人、夜間部25人、計290人の推薦があり、受賞者へ賞状と記念品のボールペンを贈呈した。  |
| 指定規則改定等検討事業         | 本会、日本作業療法士協会および全国リハビリテーション学校協会を含めた3協会で、改正に対する要望書の取りまとめを実施。  |
| 日本理学療法士教員協議会事業      | 理学療法士養成校で勤務する教員同士が幅広く協議することを目的とし、一般社団法人全国大学理学療法学会教育学会に対して、その協議会開催の一部を助成した。  |
| 教員養成長期講習会支援事業       | 公益財団法人医療研修推進財団 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士養成施設教員等講習会を支援した。  |

5. 理学療法に関する刊行物の発行及び調査研究事業

1) 調査事業

| 2025年度事業計画         | 事業実施内容   |
|--------------------|--|
| 国庫補助金事業            | 「理学療法士・作業療法士の地域・職域での予防・健康づくりを目的とした保健活動を推進するための伴走支援のあり方に関する検討と普及事業」と題し、全都道府県理学療法士会・都道府県作業療法士会を対象とした研修会の開催と、2士会（香川県理学療法士会、徳島県作業療法士会）の事業の伴走支援を実施。これまでの取り組みを精緻化、伴走支援の効果検証を行った。   |
| 診療報酬・介護報酬等各種調査研究事業 | <p>令和9年度介護・障害福祉報酬改定に向けた検討会を運営し、本会要望を検討した。要望作成にあたり、各種調査・情報収集（日本理学療法学会連合からのヒアリングの実施／会員からのパブリックコメントの募集／関連医学会、他団体、関係省庁等との連携と調整／各種統計資料を用いた調査／関連学会等への参加による情報収集および人脈形成／現場視察等）を実施した。</p> <p>令和8年度診療報酬改定要望書の作成と提出（全国リハビリテーション医療関連団体協議会から9項目、リハビリテーション専門職団体協議会から14項目、本会および日本言語聴覚士協会から2項目）を行った。</p> <p>令和9年度介護報酬改定要望書（20項目）および令和9年度障害福祉サービス等報酬改定要望書（障害者14項目、障害児7項目）を作成した。</p> |
| 理学療法士の労働環境改善調査事業   | 日本理学療法士協会に所属する会員3万人を対象に理学療法士の勤務実態及び働き方意向等に関する調査を実施した。今年度、質問内容についても吟味し、質問数を約60問に絞った。回答は約7,900人で回答率は26.3%であった。   |

|              |   |
|--------------|---|
| 理学療法に関する調査事業 | 社会保障審議会の傍聴をはじめ中央省庁や政府等からの情報収集を行った。また、令和6年度トリプル改定における処遇改善加算の拡充を受けて、リハビリテーション専門職の処遇改善に関する実態調査を昨年に引き続きリハビリテーション専門職団体として実施し、政府予算や報酬改定に関する要望活動や周知活動を行った。 |
|--------------|---|

## 2) 情報収集および広報事業

|             |  |
|-------------|--|
| ファックス通信     | FAX配信：施設会員代表者宛に7件実施した。<br>プレスリリース：5件実施した。  |
| ニュース発行      | 年6回会報誌「JPTA NEWS」を発行し、本会事業や理学療法士を取り巻く情勢等について会員へ広報した。<br>354（2025年4月）号 テーマ：明日へつなぐ<br>理学療法士の「処遇」に向けて 117,000部<br>355（2025年6月）号 テーマ：<br>災害支援は、あなたの一歩から 117,000部<br>356（2025年8月）号 テーマ：<br>明日へのフライト－新体制と協会の取り組み 120,000部<br>357（2025年10月）号 テーマ：<br>スポーツと理学療法－すべての人に、動く楽しさを－ 125,000部<br>358（2025年12月）号 テーマ：<br>理学療法士の可能性－保険制度の枠を超えて 125,000部<br>359（2026年2月）号 テーマ：<br>第61回日本理学療法学会研修大会in福岡 118,000部<br>電子化を含む検討に向けて、アンケートを実施した。 |
| メールマガジン配信事業 | 毎月、希望する全会員（10日、約60,000名）および代議員（28日）に向けて、メールマガジンを作成・配信した。また、各事業に関しても、他課依頼を経由して配信した。   |
| HP構築事業      | 年間を通して、本会ホームページ（国民向けサイト、理学療法士向けサイト）、会員限定コンテンツの3サイトについて運用、管理を行った。（年間PV数：国民向けサイト1,652,083、理学療法士向け1,388,149、会員限定コンテンツ588,673）<br>また、マイページおよび会員アプリにホームページ理学療法士向け最新情報を月2回掲載し、会員アプリのプッシュ通知を活用した。<br>SNSを運用し、即時性のある情報発信に努めた。（フォロワー数：X10,418、Facebook7,192、YouTube5,616）<br>2025年10月Instagramを開設した。（フォロワー数：996）<br>HPアクセス改善施策としてファンマーケティングのアンケート等を実施した。  |
| 理学療法白書編集発行  | 「理学療法白書2025年版」の編集・制作・出版社との調整を行った。  |

## 6. その他事業

## 1) その他事業

| 2025年度事業計画      | 事業実施内容  |
|-----------------|---|
| 理学療法士賠償保険全員加入   | 会員が安心して理学療法士業務に専念できるよう、在会会員を対象として、1事故300万円を支払限度額とする身体賠償の補償を自動付与しており、今年度も保険料を本会にて全額負担した。   |
| 理学療法士賠償保険任意加入徴収 | 上記に上乗せして、理学療法士業務中等における補償範囲及び補償額を拡大し、日常生活における賠償事故等の補償、交通事故による入院・手術・通院も対象とした、在会会員が任意で加入できるプランを設けており、今年度も在会会員に対し同プランへの加入申込を受け付けし、12,273人の会員が申し込んだ。 |

# 令和7（2025）年度決算報告書案

## 貸借対照表

令和8年3月31日現在

(単位：円)

| 科 目                | 当年度           | 前年度           | 増 減           |
|--------------------|---------------|---------------|---------------|
| <b>I 資産の部</b>      |               |               |               |
| <b>1. 流動資産</b>     |               |               |               |
| 現金預金               | 1,249,283,499 | 1,170,673,810 | 78,609,689    |
| 未収会費               | 336,000       | 315,000       | 21,000        |
| 未収金                | 6,541,891     | 18,431,552    | △ 11,889,661  |
| 前払金                | 19,422,103    | 22,470,373    | △ 3,048,270   |
| 日研仕掛品              | 1,916,507     | 8,097,562     | △ 6,181,055   |
| 立替金                | 33,576        | 28,369        | 5,207         |
| 流動資産合計             | 1,277,533,576 | 1,220,016,666 | 57,516,910    |
| <b>2. 固定資産</b>     |               |               |               |
| <b>(1) 特定資産</b>    |               |               |               |
| 退職給付引当積立金          | 68,969,311    | 55,351,291    | 13,618,020    |
| 役員退職慰労引当積立金        | 57,544,000    | 49,375,000    | 8,169,000     |
| 60周年記念事業積立金        | 0             | 90,000,000    | △ 90,000,000  |
| 70周年記念事業積立金        | 10,000,000    | 0             | 10,000,000    |
| 財政安定化積立金           | 399,084,653   | 363,084,653   | 36,000,000    |
| システム更新積立金          | 150,000,000   | 150,000,000   | 0             |
| 特定資産合計             | 685,597,964   | 707,810,944   | △ 22,212,980  |
| <b>(2) その他固定資産</b> |               |               |               |
| 建物                 | 333,143,850   | 340,686,729   | △ 7,542,879   |
| 建物付属設備             | 89,176,496    | 99,303,737    | △ 10,127,241  |
| 構築物                | 10,175,949    | 11,339,918    | △ 1,163,969   |
| 什器備品               | 17,062,554    | 26,590,157    | △ 9,527,603   |
| 土地                 | 1,129,806,454 | 1,129,806,454 | 0             |
| リース資産              | 0             | 184,580       | △ 184,580     |
| ソフトウェア             | 603,099,496   | 707,479,187   | △ 104,379,691 |
| ソフトウェア仮勘定          | 212,660,250   | 96,428,750    | 116,231,500   |
| 敷金                 | 589,000       | 570,000       | 19,000        |
| 長期前払費用             | 604,374       | 52,800        | 551,574       |
| その他固定資産合計          | 2,396,318,423 | 2,412,442,312 | △ 16,123,889  |
| 固定資産合計             | 3,081,916,387 | 3,120,253,256 | △ 38,336,869  |
| <b>資産合計</b>        | 4,359,449,963 | 4,340,269,922 | 19,180,041    |
| <b>II 負債の部</b>     |               |               |               |
| <b>1. 流動負債</b>     |               |               |               |
| 未払金                | 86,772,091    | 85,464,416    | 1,307,675     |
| 前受金                | 887,696,000   | 887,269,000   | 427,000       |
| 預り金                | 4,769,594     | 9,914,244     | △ 5,144,650   |
| 賞与引当金              | 15,559,720    | 14,004,229    | 1,555,491     |
| リース債務              | 0             | 369,160       | △ 369,160     |
| 流動負債合計             | 994,797,405   | 997,021,049   | △ 2,223,644   |
| <b>2. 固定負債</b>     |               |               |               |
| 退職給付引当金            | 68,969,311    | 55,351,291    | 13,618,020    |
| 役員退職慰労引当金          | 57,544,000    | 49,375,000    | 8,169,000     |
| 固定負債合計             | 126,513,311   | 104,726,291   | 21,787,020    |
| <b>負債合計</b>        | 1,121,310,716 | 1,101,747,340 | 19,563,376    |
| <b>III 正味財産の部</b>  |               |               |               |
| <b>1. 指定正味財産</b>   |               |               |               |
| 指定正味財産合計           | 0             | 0             | 0             |
| <b>2. 一般正味財産</b>   |               |               |               |
| (うち特定資産への充当額)      | (559,084,653) | (603,084,653) | (△44,000,000) |
| 正味財産合計             | 3,238,139,247 | 3,238,522,582 | △ 383,335     |
| <b>負債及び正味財産合計</b>  | 4,359,449,963 | 4,340,269,922 | 19,180,041    |

# 正味財産増減計算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位：円)

| 科 目          | 当年度           | 前年度           | 増 減          |
|--------------|---------------|---------------|--------------|
| I 一般正味財産増減の部 |               |               |              |
| 1. 経常増減の部    |               |               |              |
| (1) 経常収益     |               |               |              |
| 特定資産運用益      | 2,421,153     | 1,530,359     | 890,794      |
| 受取会費         | 1,212,170,000 | 1,214,739,000 | △ 2,569,000  |
| 受取入金会金       | 36,065,000    | 37,115,000    | △ 1,050,000  |
| 受取会費         | 1,169,964,000 | 1,171,906,000 | △ 1,942,000  |
| 受取賛助会費       | 5,635,000     | 5,150,000     | 485,000      |
| 受取特別入金       | 506,000       | 568,000       | △ 62,000     |
| 事業収益         | 201,030,518   | 183,094,811   | 17,935,707   |
| 図書販売収益       | 37,400        | 9,350         | 28,050       |
| 広告収益         | 562,660       | 533,326       | 29,334       |
| 研修会収益        | 91,941,283    | 86,521,850    | 5,419,433    |
| 学術研修大会収益     | 53,948,170    | 49,607,000    | 4,341,170    |
| 保険集金事務手数料    | 2,043,833     | 1,867,237     | 176,596      |
| 資格試験審査料      | 52,162,000    | 33,891,000    | 18,271,000   |
| その他収益        | 335,172       | 10,665,048    | △ 10,329,876 |
| 受取寄付金        | 0             | 524,002       | △ 524,002    |
| 雑収益          | 13,348,644    | 12,797,084    | 551,560      |
| 雑取利息         | 2,092,394     | 510,273       | 1,582,121    |
| 雑収           | 11,256,250    | 12,286,811    | △ 1,030,561  |
| 経常収益計        | 1,428,970,315 | 1,412,685,256 | 16,285,059   |
| (2) 経常費用     |               |               |              |
| 事業費          | 1,020,215,911 | 988,503,486   | 31,712,425   |
| 役員報酬         | 52,950,646    | 51,090,600    | 1,860,046    |
| 給料手当         | 95,031,929    | 99,409,553    | △ 4,377,624  |
| 賞与           | 17,813,442    | 18,948,945    | △ 1,135,503  |
| 退職給付費用       | 8,460,050     | 5,507,174     | 2,952,876    |
| 法定福利費        | 24,299,853    | 25,688,122    | △ 1,388,269  |
| 福利厚生費        | 371,591       | 726,146       | △ 354,555    |
| 派遣料          | 15,552,092    | 24,358,401    | △ 8,806,309  |
| 賞与引当金繰入額     | 8,924,781     | 8,435,158     | 489,623      |
| 役員退職慰労引当金繰入額 | 6,932,080     | 6,669,500     | 262,580      |
| 会議費          | 301,883       | 195,692       | 106,191      |
| 旅費交通費        | 12,375,730    | 11,663,239    | 712,491      |
| 通信運搬費        | 77,859,943    | 75,251,712    | 2,608,231    |
| 減価償却費        | 92,569,503    | 96,942,892    | △ 4,373,389  |
| 消耗什器備品費      | 11,042,657    | 7,205,361     | 3,837,296    |
| 修繕費          | 35,284        | 0             | 35,284       |
| 印刷製本費        | 21,377,302    | 23,414,761    | △ 2,037,459  |
| 光熱水料         | 2,327,410     | 2,205,348     | 122,062      |
| 賃借料          | 24,001,148    | 23,493,707    | 507,441      |
| 会費徴収手数料      | 32,136,071    | 32,441,821    | △ 305,750    |
| 会員証発行費       | 2,300,397     | 1,960,051     | 340,346      |
| リース料         | 332,960       | 240,743       | 92,217       |
| 諸謝金          | 24,601,890    | 22,760,896    | 1,840,994    |
| 諸会費          | 47,265,027    | 42,956,957    | 4,308,070    |
| 支払負担金        | 500,000       | 2,000,000     | △ 1,500,000  |
| 支払助成金        | 78,407,250    | 65,677,480    | 12,729,770   |
| 委託費          | 204,127,382   | 171,519,762   | 32,607,620   |
| ブロック・士会援助金   | 122,328,400   | 124,863,100   | △ 2,534,700  |
| 租税公課         | 11,167,865    | 15,522,295    | △ 4,354,430  |
| 保険料          | 17,460,704    | 17,551,108    | △ 90,404     |
| 手数料          | 7,360,641     | 9,802,962     | △ 2,442,321  |

第2号議案 2025年度事業の報告ならびに決算書類の承認を求める件

|                         |               |               |              |
|-------------------------|---------------|---------------|--------------|
| 管 理 費                   | 408,453,924   | 383,799,838   | 24,654,086   |
| 役 員 報 酬                 | 21,263,687    | 20,909,400    | 354,287      |
| 給 料 手 当                 | 79,177,116    | 86,539,394    | △ 7,362,278  |
| 賞 与                     | 14,252,492    | 14,961,888    | △ 709,396    |
| 退 職 給 付 費 用             | 7,443,770     | 4,029,367     | 3,414,403    |
| 法 定 福 利 費               | 19,962,175    | 22,059,317    | △ 2,097,142  |
| 福 利 厚 生 費               | 689,557       | 591,723       | 97,834       |
| 派 遣 料                   | 16,412,316    | 10,807,814    | 5,604,502    |
| 賞 与 引 当 金 繰 入 額         | 6,634,939     | 5,569,071     | 1,065,868    |
| 役 員 退 職 慰 労 引 当 金 繰 入 額 | 2,180,920     | 2,130,500     | 50,420       |
| 会 議 費                   | 1,764,670     | 3,565,002     | △ 1,800,332  |
| 旅 費 交 通 費               | 29,948,246    | 28,079,171    | 1,869,075    |
| 通 信 運 搬 費               | 8,962,247     | 7,761,481     | 1,200,766    |
| 減 価 償 却 費               | 39,672,645    | 41,546,955    | △ 1,874,310  |
| 消 耗 什 器 備 品 費           | 14,071,547    | 10,014,960    | 4,056,587    |
| 修 繕 費                   | 24,116        | 0             | 24,116       |
| 印 刷 製 本 費               | 2,774,588     | 3,361,688     | △ 587,100    |
| 光 熱 水 料 費               | 1,590,789     | 1,797,098     | △ 206,309    |
| 賃 借 料                   | 17,387,553    | 10,350,440    | 7,037,113    |
| 会 費 徴 収 手 数 料           | 30,981,327    | 31,284,531    | △ 303,204    |
| 会 員 証 発 行 費             | 2,300,397     | 1,960,051     | 340,346      |
| 委 託 費                   | 64,942,329    | 46,915,962    | 18,026,367   |
| リ ー ス 料                 | 227,578       | 196,177       | 31,401       |
| 手 教 料                   | 9,979,448     | 10,299,868    | △ 320,420    |
| 租 税 公 課                 | 441,131       | 484,100       | △ 42,969     |
| 保 険 料                   | 940,272       | 736,900       | 203,372      |
| 渉 外 費                   | 4,010,000     | 4,125,000     | △ 115,000    |
| 諸 謝 金                   | 9,282,969     | 11,908,880    | △ 2,625,911  |
| 諸 謝 会 費                 | 925,100       | 943,100       | △ 18,000     |
| 災 害 援 助 費 用             | 200,000       | 870,000       | △ 670,000    |
| 雑 費                     | 10,000        | 0             | 10,000       |
| 経常費用計                   | 1,428,669,835 | 1,372,303,324 | 56,366,511   |
| 評価損益等調整前当期経常増減額         | 300,480       | 40,381,932    | △ 40,081,452 |
| 評価損益等計                  | 0             | 0             | 0            |
| 当期経常増減額                 | 300,480       | 40,381,932    | △ 40,081,452 |
| 2. 経常外増減の部              |               |               |              |
| (1) 経常外収益               |               |               |              |
| 経常外収益計                  | 0             | 0             | 0            |
| (2) 経常外費用               |               |               |              |
| ソフトウェア除却損               | 683,815       | 0             | 683,815      |
| 経常外費用計                  | 683,815       | 0             | 683,815      |
| 当期経常外増減額                | △ 683,815     | 0             | △ 683,815    |
| 当期一般正味財産増減額             | △ 383,335     | 40,381,932    | △ 40,765,267 |
| 一般正味財産期首残高              | 3,238,522,582 | 3,198,140,650 | 40,381,932   |
| 一般正味財産期末残高              | 3,238,139,247 | 3,238,522,582 | △ 383,335    |
| II 指定正味財産増減の部           |               |               |              |
| 当期指定正味財産増減額             | 0             | 0             | 0            |
| 指定正味財産期首残高              | 0             | 0             | 0            |
| 指定正味財産期末残高              | 0             | 0             | 0            |
| III 正味財産期末残高            | 3,238,139,247 | 3,238,522,582 | △ 383,335    |

正味財産増減計算書内訳表

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位：円)

| 科 目          | 公益目的事業会計      | 収益事業等会計    | 法人会計        | 内部取引等消去 | 合計            |
|--------------|---------------|------------|-------------|---------|---------------|
| I 一般正味財産増減の部 |               |            |             |         |               |
| 1. 経常増減の部    |               |            |             |         |               |
| (1) 経常収益     |               |            |             |         |               |
| 特定資産運用益      | 2,421,153     |            |             |         | 2,421,153     |
| 受取会費         | 627,188,000   |            | 584,982,000 |         | 1,212,170,000 |
| 受取入金         | 36,065,000    |            |             |         | 36,065,000    |
| 受取会費         | 584,982,000   |            | 584,982,000 |         | 1,169,964,000 |
| 受取賛助会費       | 5,635,000     |            |             |         | 5,635,000     |
| 受取特別入金       | 506,000       |            |             |         | 506,000       |
| 事業収益         | 198,986,685   | 2,043,833  |             |         | 201,030,518   |
| 図書販売収益       | 37,400        |            |             |         | 37,400        |
| 広告収益         | 562,660       |            |             |         | 562,660       |
| 研修会収益        | 91,941,283    |            |             |         | 91,941,283    |
| 学術研修大会収益     | 53,948,170    |            |             |         | 53,948,170    |
| 保険集金事務手数料    | 0             | 2,043,833  |             |         | 2,043,833     |
| 資格試験審査料      | 52,162,000    |            |             |         | 52,162,000    |
| その他収益        | 335,172       |            |             |         | 335,172       |
| 雑収益          | 10,967,666    |            | 2,380,978   |         | 13,348,644    |
| 受取利息         | 2,092,394     |            |             |         | 2,092,394     |
| 雑収益          | 8,875,272     |            | 2,380,978   |         | 11,256,250    |
| 経常収益計        | 839,563,504   | 2,043,833  | 587,362,978 |         | 1,428,970,315 |
| (2) 経常費用     |               |            |             |         |               |
| 事業費          | 1,001,436,583 | 18,779,328 |             |         | 1,020,215,911 |
| 役員報酬         | 52,950,646    |            |             |         | 52,950,646    |
| 給料手当         | 95,031,929    |            |             |         | 95,031,929    |
| 賞与           | 17,813,442    |            |             |         | 17,813,442    |
| 退職給付費用       | 8,460,050     |            |             |         | 8,460,050     |
| 法定福利費        | 24,299,853    |            |             |         | 24,299,853    |
| 福利厚生費        | 371,591       |            |             |         | 371,591       |
| 派遣料          | 15,552,092    |            |             |         | 15,552,092    |
| 賞与引当金繰入額     | 8,924,781     |            |             |         | 8,924,781     |
| 役員退職慰労引当金繰入額 | 6,932,080     |            |             |         | 6,932,080     |
| 会議費          | 301,883       |            |             |         | 301,883       |
| 旅費交通費        | 12,375,730    |            |             |         | 12,375,730    |
| 通信運搬費        | 77,859,943    |            |             |         | 77,859,943    |
| 減価償却費        | 92,569,503    |            |             |         | 92,569,503    |
| 消耗什器備品費      | 11,042,657    |            |             |         | 11,042,657    |
| 修繕費          | 35,284        |            |             |         | 35,284        |
| 印刷製本費        | 21,377,302    |            |             |         | 21,377,302    |
| 光熱水料費        | 2,327,410     |            |             |         | 2,327,410     |
| 貸借料          | 24,001,148    |            |             |         | 24,001,148    |
| 会費徴収手数料      | 30,981,327    | 1,154,744  |             |         | 32,136,071    |
| 会員証発行費       | 2,300,397     |            |             |         | 2,300,397     |
| リース料         | 332,960       |            |             |         | 332,960       |
| 諸謝金          | 24,601,890    |            |             |         | 24,601,890    |
| 諸会費          | 47,265,027    |            |             |         | 47,265,027    |
| 支払負担金        | 500,000       |            |             |         | 500,000       |
| 支払助成金        | 78,407,250    |            |             |         | 78,407,250    |
| 委託費          | 204,127,382   |            |             |         | 204,127,382   |
| ブロック・士会援助金   | 122,328,400   |            |             |         | 122,328,400   |
| 租税公課         | 11,039,956    | 127,909    |             |         | 11,167,865    |
| 保険料          | 131,504       | 17,329,200 |             |         | 17,460,704    |
| 手数料          | 7,193,166     | 167,475    |             |         | 7,360,641     |

第2号議案 2025年度事業の報告ならびに決算書類の承認を求める件

|                         |               |              |             |  |               |
|-------------------------|---------------|--------------|-------------|--|---------------|
| 管 理 費                   |               |              | 408,453,924 |  | 408,453,924   |
| 役 員 報 酬                 |               |              | 21,263,687  |  | 21,263,687    |
| 給 料 手 当                 |               |              | 79,177,116  |  | 79,177,116    |
| 賞 与                     |               |              | 14,252,492  |  | 14,252,492    |
| 退 職 給 付 費 用             |               |              | 7,443,770   |  | 7,443,770     |
| 法 定 福 利 費               |               |              | 19,962,175  |  | 19,962,175    |
| 福 利 厚 生 費               |               |              | 689,557     |  | 689,557       |
| 派 遣 料                   |               |              | 16,412,316  |  | 16,412,316    |
| 賞 与 引 当 金 繰 入 額         |               |              | 6,634,939   |  | 6,634,939     |
| 役 員 退 職 慰 労 引 当 金 繰 入 額 |               |              | 2,180,920   |  | 2,180,920     |
| 会 議 費                   |               |              | 1,764,670   |  | 1,764,670     |
| 旅 費 交 通 費               |               |              | 29,948,246  |  | 29,948,246    |
| 通 信 運 搬 費               |               |              | 8,962,247   |  | 8,962,247     |
| 減 価 償 却 費               |               |              | 39,672,645  |  | 39,672,645    |
| 消 耗 什 器 備 品 費           |               |              | 14,071,547  |  | 14,071,547    |
| 修 繕 費                   |               |              | 24,116      |  | 24,116        |
| 印 刷 製 本 費               |               |              | 2,774,588   |  | 2,774,588     |
| 光 熱 水 料 費               |               |              | 1,590,789   |  | 1,590,789     |
| 賃 借 料                   |               |              | 17,387,553  |  | 17,387,553    |
| 会 費 徴 収 手 数 料           |               |              | 30,981,327  |  | 30,981,327    |
| 会 員 証 発 行 費             |               |              | 2,300,397   |  | 2,300,397     |
| 委 託 費                   |               |              | 64,942,329  |  | 64,942,329    |
| リ ー ス 料                 |               |              | 227,578     |  | 227,578       |
| 手 数 料                   |               |              | 9,979,448   |  | 9,979,448     |
| 租 税 公 課                 |               |              | 441,131     |  | 441,131       |
| 保 険 料                   |               |              | 940,272     |  | 940,272       |
| 渉 外 費                   |               |              | 4,010,000   |  | 4,010,000     |
| 諸 謝 金                   |               |              | 9,282,969   |  | 9,282,969     |
| 諸 会 費                   |               |              | 925,100     |  | 925,100       |
| 災 害 援 助 費               |               |              | 200,000     |  | 200,000       |
| 雑 費                     |               |              | 10,000      |  | 10,000        |
| 経常費用計                   | 1,001,436,583 | 18,779,328   | 408,453,924 |  | 1,428,669,835 |
| 評価損益等調整前当期経常増減額         | △ 161,873,079 | △ 16,735,495 | 178,909,054 |  | 300,480       |
| 評価損益等計                  | 0             | 0            | 0           |  | 0             |
| 当期経常増減額                 | △ 161,873,079 | △ 16,735,495 | 178,909,054 |  | 300,480       |
| 2. 経常外増減の部              |               |              |             |  |               |
| (1) 経常外収益               |               |              |             |  |               |
| 経常外収益計                  | 0             | 0            | 0           |  | 0             |
| (2) 経常外費用               |               |              |             |  |               |
| ソフトウェア除却損               | 478,671       |              | 205,144     |  | 683,815       |
| 経常外費用計                  | 478,671       | 0            | 205,144     |  | 683,815       |
| 当期経常外増減額                | △ 478,671     | 0            | △ 205,144   |  | △ 683,815     |
| 当期一般正味財産増減額             | △ 162,351,750 | △ 16,735,495 | 178,703,910 |  | △ 383,335     |
| 一般正味財産期首残高              |               |              |             |  | 3,238,522,582 |
| 一般正味財産期末残高              |               |              |             |  | 3,238,139,247 |
| II 指定正味財産増減の部           |               |              |             |  |               |
| 当期指定正味財産増減額             | 0             | 0            | 0           |  | 0             |
| 指定正味財産期首残高              |               |              |             |  | 0             |
| 指定正味財産期末残高              |               |              |             |  | 0             |
| III 正味財産期末残高            |               |              |             |  | 3,238,139,247 |

(注) 貸借対照表を公益目的事業会計及び収益事業等会計、法人会計別に区分していないため、一般正味財産期首残高、一般正味財産期末残高、指定正味財産期首残高、指定正味財産期末残高及び正味財産期末残高は合計欄のみ記載している。

## 財務諸表に対する注記

### 1. 重要な会計方針

- (1) 固定資産の減価償却の方法  
定額法によっている。
- (2) 引当金の計上基準  
賞与引当金・・・職員の賞与の支給に備えるため、支給見込み額のうち当期に帰属する額を計上している。  
退職給付引当金・・・職員の退職給付に備えるため、期末自己都合要支給額に相当する金額を計上している。  
役員退職慰労引当金・・・役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額に相当する金額を計上している。
- (3) 消費税等の会計処理  
消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

### 2. 特定資産の増減額及びその残高

特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

| 科目          | 前期末残高       | 当期増加額      | 当期減少額      | 当期末残高       |
|-------------|-------------|------------|------------|-------------|
| 退職給付引当積立金   | 55,351,291  | 13,618,020 |            | 68,969,311  |
| 役員退職慰労引当積立金 | 49,375,000  | 8,169,000  |            | 57,544,000  |
| 60周年記念事業積立金 | 90,000,000  |            | 90,000,000 | 0           |
| 70周年記念事業積立金 | 0           | 10,000,000 |            | 10,000,000  |
| 財政安定化積立金    | 363,084,653 | 36,000,000 |            | 399,084,653 |
| システム更新積立金   | 150,000,000 |            |            | 150,000,000 |
| 合計          | 707,810,944 | 67,787,020 | 90,000,000 | 685,597,964 |

### 3. 特定資産の財源等の内訳

特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

| 科目          | 当期末残高       | (うち指定正味財産からの<br>充当額) | (うち一般正味財産からの<br>充当額) | (うち負債に対応する<br>額) |
|-------------|-------------|----------------------|----------------------|------------------|
| 退職給付引当積立金   | 68,969,311  | -                    | -                    | (68,969,311)     |
| 役員退職慰労引当積立金 | 57,544,000  | -                    | -                    | (57,544,000)     |
| 70周年記念事業積立金 | 10,000,000  | -                    | (10,000,000)         | -                |
| 財政安定化積立金    | 399,084,653 | -                    | (399,084,653)        | -                |
| システム更新積立金   | 150,000,000 | -                    | (150,000,000)        | -                |
| 合計          | 685,597,964 | -                    | (559,084,653)        | (126,513,311)    |

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

| 科目     | 取得価額          | 減価償却累計額     | 当期末残高         |
|--------|---------------|-------------|---------------|
| 建物     | 377,143,977   | 44,000,127  | 333,143,850   |
| 建物付属設備 | 148,252,066   | 59,075,570  | 89,176,496    |
| 構築物    | 16,965,766    | 6,789,817   | 10,175,949    |
| 什器備品   | 76,819,323    | 59,756,769  | 17,062,554    |
| リース資産  | 5,537,400     | 5,537,400   | 0             |
| ソフトウェア | 1,013,291,160 | 410,191,664 | 603,099,496   |
| 合計     | 1,638,009,692 | 585,351,347 | 1,052,658,345 |

## 附属明細書

1. 特定資産の明細は、財務諸表に対する注記に記載している。
2. 引当金の明細

(単位：円)

| 科目        | 期首残高       | 当期増加額      | 当期減少額      |     | 期末残高       |
|-----------|------------|------------|------------|-----|------------|
|           |            |            | 目的使用       | その他 |            |
| 賞与引当金     | 14,004,229 | 15,559,720 | 14,004,229 | 0   | 15,559,720 |
| 退職給付引当金   | 55,351,291 | 15,009,020 | 1,391,000  | 0   | 68,969,311 |
| 役員退職慰労引当金 | 49,375,000 | 9,113,000  | 944,000    | 0   | 57,544,000 |

## 財産目録

令和8年 3月31日現在

(単位：円)

| 貸借対照表科目  | 場所・物量等                             | 使用目的等   | 金額   |  |
|--|------------------------------------|---|--|--|
| <b>(流動資産)</b>  |                                    |   |  |  |
| 現金預金<br><br>未収会費<br><br>未収金<br><br>前払金<br><br>日研仕掛品<br><br>立替金 | 手元保管                               | 運転資金として   | 1,249,283,499<br>105,888                                     |  |
|  | 普通預金<br>三菱UFJ銀行                    | 運転資金として   | 1,233,332,984  |  |
|  | 郵便貯金                               | 運転資金として   | 15,844,627   |  |
|  | 令和7年度分                             | 年会費、入会金   | 336,000<br>336,000   |  |
|  | 研修会参加費他                            | 公益目的事業の研修会参加費収入・その他<br>令和7年度未収金                           | 6,541,891<br>6,541,891                                       |  |
|  |                                    | 協会会館火災保険料の令和8年度分<br>会員向け賠償責任保険料の令和8年度分<br>公益目的事業その他経費前払費用 | 19,422,103<br>177,838<br>17,244,750<br>1,999,515             |  |
|  | 第61回日本理学療法<br>学術研修大会<br>(令和8年度開催)  | 公益目的事業の翌年度以降開催の学術研修大会<br>令和6年度・令和7年度 経費支出額                | 1,916,507<br>1,419,070                                       |  |
|  | 第62回日本理学療法<br>学術研修大会<br>(令和9年度開催)  | 公益目的事業の翌年度以降開催の学術研修大会<br>令和6年度・令和7年度 経費支出額                | 497,437  |  |
|  | 他団体経費                              | 他団体負担分経費・その他立替金   | 33,576<br>33,576   |  |
|  | <b>流動資産合計</b>                      |   |  | <b>1,277,533,576</b>                                 |
|  | <b>(固定資産)</b>                      |   |  |  |
|  | <b>特定資産</b>                        |   |  |  |
|  | 退職給付引当積立金                          | 普通預金<br>三菱UFJ銀行<br>定期預金<br>三菱UFJ銀行                        | 退職給付引当金見合の引当資産として<br>管理している。<br>退職給付引当金見合の引当資産として<br>管理している。 | 685,597,964<br>68,969,311<br>5,969,311<br>63,000,000 |
| 役員退職慰労引当積立金  | 定期預金<br>三菱UFJ銀行                    | 役員退職慰労引当金見合の引当資産として<br>管理している。                            | 57,544,000   |  |
| 70周年記念事業積立金  | 定期預金<br>三菱UFJ銀行                    | 70周年記念事業実施のために積み立てており、<br>公益充実資金として管理している。                | 10,000,000   |  |
| 財政安定化積立金   | 普通預金<br>三菱UFJ銀行<br>定期預金<br>三菱UFJ銀行 | 公益事業用の資金のために管理している。<br>公益事業用の資金のために管理している。                | 399,084,653<br>84,653<br>399,000,000                         |  |
| システム更新積立金  | 定期預金<br>三菱UFJ銀行                    | 公益事業用の資金のために管理している。                                       | 150,000,000  |  |
| <b>その他固定資産</b>   |                                    |   | <b>2,396,318,423</b>   |  |
| 建物   | 東京都港区六本木7-11-10<br>795.9平米         | 共有財産であり、70%は公益目的財産として<br>公益事業の用に供し、30%を管理運営の用に<br>供している。  | 333,143,850  |  |
| 建物付属設備   | 東京都港区六本木7-11-10<br>排水工事・電気工事他      | 共有財産であり、70%は公益目的財産として<br>公益事業の用に供し、30%を管理運営の用に<br>供している。  | 89,176,496   |  |

| 貸借対照表科目   | 場所・物量等                               | 使用目的等  | 金額   |
|-----------|--------------------------------------|--|--|
| 構築物       | 東京都港区六本木7-11-10<br>外構工事他             | 共有財産であり、70%は公益目的財産として<br>公益事業の用に供し、30%を管理運営の用に<br>供している。   | 10,175,949   |
| 什器備品      | 東京都港区六本木7-11-10<br>パソコン、テーブル、キャビネット他 | 共有財産であり、70%は公益目的財産として<br>公益事業の用に供し、30%を管理運営の用に<br>供している。   | 17,062,554   |
| 土地        | 東京都港区六本木7-11-10                      | 共有財産であり、70%は公益目的財産として<br>公益事業の用に供し、30%を管理運営の用に<br>供している。   | 1,129,806,454  |
| ソフトウェア    | 会員管理システム他                            | 共有財産であり、70%は公益目的財産として<br>公益事業の用に供し、30%を管理運営の用に<br>供している。   | 603,099,496  |
| ソフトウェア仮勘定 | 会員管理システム                             | 共有財産であり、70%は公益目的財産として<br>公益事業の用に供し、30%を管理運営の用に<br>供している。   | 212,660,250  |
| 敷金        | セコム保証金                               | 共有財産であり、70%は公益目的財産として<br>公益事業の用に供し、30%を管理運営の用に<br>供している。   | 589,000  |
|           | 借上社宅                                 | 管理運営の用に供している。  | 50,000   |
|           |                                      |  | 539,000  |
| 長期前払費用    |                                      | 協会会館火災保険料、事務機器保守料金<br>令和9年度以降経費  | 604,374  |
| 固定資産合計    |                                      |  | 3,081,916,387  |
| 資産合計      |                                      |  | 4,359,449,963  |
| (流動負債)    |                                      |  |  |
| 未払金       |                                      | 委託費<br>ソフトウェア構築費用<br>法定福利費<br>会費徴収手数料<br>派遣料<br>諸謝金<br>旅費交通費<br>給料手当<br>通信運搬費<br>その他公益目的事業及び管理目的事業の<br>経費の未払い分 | 86,772,091<br>38,150,190<br>25,751,000<br>4,980,857<br>4,441,259<br>2,702,570<br>1,876,981<br>1,548,805<br>1,541,115<br>1,252,434<br>4,526,880 |
| 前受金       | 次年度会費<br>次年度賛助会費<br>事業収益             | 公益目的事業の令和8年度の年会費<br>公益目的事業の令和8年度の賛助会費<br>公益目的事業の第61回日本理学療法学会学術研修大会<br>広告掲載料<br>公益目的事業の研修会HP掲載料                 | 887,696,000<br>882,918,000<br>4,485,000<br>260,000<br>33,000   |
| 預り金       | 給与・謝金等<br>住民税<br>都道府県士会<br>その他       | 源泉所得税<br>地方税(住民税)<br>都道府県士会年会費<br>社会保険料その他   | 4,769,594<br>1,321,986<br>895,300<br>2,445,000<br>107,308  |
| 賞与引当金     |                                      | 公益目的事業及び管理目的事業の業務に<br>従事する職員の賞与の引当金である。  | 15,559,720   |
| 流動負債合計    |                                      |  | 994,797,405  |
| (固定負債)    |                                      |  |  |
| 退職給付引当金   |                                      | 公益目的事業及び管理目的事業の業務に<br>従事する職員の退職金の引当金である。   | 68,969,311   |
| 役員退職慰労引当金 |                                      | 公益目的事業及び管理目的事業の業務を<br>執行する役員の退職慰労金の引当金である。   | 57,544,000   |
| 固定負債合計    |                                      |  | 126,513,311  |
| 負債合計      |                                      |  | 1,121,310,716  |
| 正味財産      |                                      |  | 3,238,139,247  |



## 第3号議案

# 法人法関連法令の改正に伴う定款条文の 変更に係る定款改正案の承認を求める件

### 【提案理由】

変更の要旨は、以下の通りである。

### 【第12条（権限）】

1. 第12条第1項第4号：計算書類名の変更及び総会の承認を必要とされていないために「これらの附属明細書」を削除
2. 第12条第1項第7号：決議するすべてを列挙する必要があるために追記し、用語を選任に統一した変更

| 新  | 旧   |
|--|---|
| 第12条 総会は、次の事項を決議する。<br>(第1号～第3号 省略)<br>(4) 貸借対照表、損益計算書（ <u>活動計算書</u> ）<br>並びに財産目録の承認<br>(第5号～第6号 省略)<br>(7) <u>選挙管理委員、議事運営委員、役員報酬等委員、常勤役員要件審査委員及び懲戒委員の選任</u><br>(第8号 省略) | 第12条 総会は、次の事項を決議する。<br>(第1号～第3号 省略)<br>(4) 貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）及びこれらの附属明細書並びに財産目録の承認<br>(第5号～第6号 省略)<br>(7) 議事運営委員等の選任・選出<br>(第8号 省略) |

【第40条（事業計画及び収支予算）】

1. 第40条第1項：事業計画及び収支予算に係る作成書類変更に伴い表記を変更

| 新   | 旧   |
|---|---|
| <p>第40条 この法人の事業計画書、収支予算書、<u>その他法令で定める書類</u>を記載した書類については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を得て、全会員に報告するものとする。これを<u>変更する場合も、同様とする。</u></p> <p>(第2項、第3項 省略)</p> | <p>第36条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を得て、全会員に報告するものとする。これを<u>変更する場合も、同様とする。</u></p> <p>(第2項、第3項 省略)</p> |

【第41条（事業報告及び決算）】

1. 第41条第1項：附属明細は総会必須書類でないために報告及び承認から削除と財産目録作成しなくてもよい場合のただし文の追記
2. 第41条第1項第4号・第5号：令和6年会計基準に合わせた用語変更
3. 附則：変更の運用は令和9年4月1日に開始する事業年度からであるための追加

| 新  | 旧  |
|--|--|
| <p>第41条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類については、その内容を報告し、第3号、第4号及び第6号の書類については、承認を受けなければならない。ただし、第6号の財産目録については、財務諸表に対する注記に記載する場合には、作成しないことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 事業報告</li> <li>(2) 事業報告の附属明細書</li> <li>(3) 貸借対照表</li> <li>(4) 損益計算書（活動計算書）</li> <li>(5) 貸借対照表及び損益計算書（活動計算書）の附属明細書</li> <li>(6) 財産目録</li> </ol> <p>（第2項及び同項第1号～第3号 省略）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(4) <u>運営組織及び事業活動に関する重要な事項について記載した書類その他法令等で定める書類</u></li> </ol> <p>附則</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 この定款は、<u>会員資格の喪失、総会の権限、役員を選任等を一部変更し、令和8年度定時総会終結の時から施行する。</u></li> <li>1 <u>第12条第1項第4号及び第41条第1項第4号並びに第5号の活動計算書は令和9年4月1日に開始する事業年度から適用する。それまでは正味財産増減計算書とする。</u></li> </ol> | <p>第37条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 事業報告</li> <li>(2) 事業報告の附属明細書</li> <li>(3) 貸借対照表</li> <li>(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）</li> <li>(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書</li> <li>(6) 財産目録</li> </ol> <p>（第2項及び同項第1号～第3号 省略）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(4) <u>運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類</u></li> </ol> |

【第46条（公益認定の取消し等に伴う贈与）、第47条（残余財産の帰属）】

1. 第46条第1項：認定法改正に伴う号番号修正と文言統一のための変更
2. 第47条第1項：認定法改正に伴う号番号修正と文言統一のための変更

| 新   | 旧  |
|---|--|
| <p><u>第46条</u> この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、「認定法」という。）第5条第20号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。</p> | <p>第42条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。</p> |
| <p><u>第47条</u> この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第5条第20号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。</p>   | <p>第43条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。</p>   |

## 第4号議案

# 法人法関連法令の改正に伴う定款条文の追加に係る定款改正案の承認を求める件

### 【提案理由】

変更の要旨は、以下の通りである。

### 【第14条（招集）】

1. 第14条第5項：総会の書類提供にあたり電子的提供措置を行う場合、定款掲載が必須であるための追加

| 新   | 旧  |
|---|--|
| <p>第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づいて会長が招集する。</p> <p>(第2項～第4号 省略)</p> <p>5 <u>第1項の場合において、次に掲げる資料の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>(1) <u>社員総会参考書類</u></p> <p>(2) <u>議決権行使書面</u></p> <p>(3) <u>法人法第125条の計算書類及び事業報告並びに監査報告</u></p> | <p>第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づいて会長が招集する。</p> <p>(第2項～第4号 省略)</p> |

【第50条（情報公開等）】

1. 第50条第1項：認定法第3条第2項改正に伴う情報公開等定款掲載のための条文追加

| 新  | 旧 |
|--|---|
| <p>(情報公開等)</p> <p>第50条 この法人は、公益目的事業の質の向上を図るため、<u>運営体制の充実を図るとともに、財務に関する情報の開示その他の運営における透明性の向上を図るものとする。</u></p> |   |

## 第5号議案

# 正確性を向上させるための定款条文の変更に係る 定款改正案の承認を求める件

### 【提案理由】

変更の要旨は、以下の通りである。

### 【第17条（決議）】

1. 第17条第3項：正確性を期すために法令通りの用語に変更

| 新   | 旧   |
|---|---|
| <p>(第17条第1項～第2項 省略)</p> <p>3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、<u>過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。</u></p> | <p>(第17条第1項～第2項 省略)</p> <p>3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。</p> |

【第19条（役員の設定）】

1. 第19条第3項：正確を期するために根拠となる法人法条項号番号を追記

| 新  | 旧  |
|--|--|
| <p>第19条<br/>                     (第1号～第2号 省略)<br/>                     3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長、専務理事及び常務理事をもって<u>同法第91条第1項第2号の業務執行理事</u>とする。</p> | <p>第19条<br/>                     (第1号～第2号 省略)<br/>                     3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長、専務理事及び常務理事をもって業務執行理事とする。</p> |

## 第6号議案

# 法人の構成員要件追加に係る 定款改正案の承認を求める件

### 【提案理由】

変更の要旨は、以下の通りである。

### 【第5条（法人の構成員）】

1. 第5条第1項第1号：法令の号欠落のため追記、及び、定款細則廃止に伴い正会員要件で国内在住者は都道府県理学療法士会に属する旨の追加
2. 第5条第3項：定款細則廃止に伴い理事会へ変更
3. 第5条第4項：定款細則廃止に伴う変更、及び選ばれることで責務を伴うために用語変更
4. 第5条第6項：選び出すだけでなく、選ばれることで責務を伴うために用語変更
5. 第5条第10項：不足文字の追加と余分な文字の削除

| 新   | 旧  |
|---|--|
| <p>第5条 この法人の会員は、次の二種とする。</p> <p>(1) 正会員 理学療法士及び作業療法士法(昭和40年法律第137号)第3条の規定による理学療法士の免許を有する者(国内に在住する者については、都道府県理学療法士会に所属する者に限る。)で、この法人の目的に賛同した者</p> <p>(第1項第2号 省略)</p> <p>(第2項 省略)</p> <p>3 理事会で別に定めるところにより、都道府県理学療法士会ごとに概ね正会員数に応じた割合の代議員が選出されるものとする。</p> <p>4 代議員を選任するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な事項は理事会において定める。</p> <p>(第5項 省略)</p> <p>6 第4項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選任することはできない。</p> <p>(第7項～第10項 省略)</p> <p>10 第8項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後最初に実施される第7項の代議員選挙終了のときまでとする。</p> <p>(第11号～第13号 省略)</p> | <p>第5条 この法人の会員は、次の二種とする。</p> <p>(1) 正会員 理学療法士及び作業療法士法(昭和40年法律第137号)第3条の規定による理学療法士の免許を有する者で、この法人の目的に賛同した者</p> <p>(第1項第2号 省略)</p> <p>(第2項 省略)</p> <p>3 定款細則の定めるところにより、都道府県理学療法士会ごとに概ね正会員数に応じた割合の代議員が選出されるものとする。</p> <p>4 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。</p> <p>(第5項 省略)</p> <p>6 第4項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。</p> <p>(第7号～第10号 省略)</p> <p>10 8項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後最初に実施される第7第項の代議員選挙終了のときまでとする。</p> <p>(第11号～第13号 省略)</p> |

## 第7号議案

# 定款細則廃止等に伴う会員資格喪失要件追加に係る定款改正案の承認を求める件

### 【提案理由】

変更の要旨は、以下の通りである。

### 【第10条（会員資格の喪失）】

1. 第10条第1項第1号：定款細則廃止と休会制度の変更に伴い、主語を明確化し会費納入履行期限を変更
2. 第10条第1項第5号：会員資格取得要件追加に伴い、喪失要件を追加

| 新  | 旧  |
|--|--|
| <p>第10条 前2条の場合のほか、会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。</p> <p>(1) <u>会員（当年度に入会した会員を除く。）が第7条の支払義務を当該年度の6月末日までに履行しなかったとき</u></p> <p>(第2号～第4号 省略)</p> <p>(5) <u>正会員において、都道府県理学療法士会における会員たる身分を失ったとき</u></p> | <p>第10条 前2条の場合のほか、会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。</p> <p>(1) 第7条の支払義務を、定款細則Ⅱ-4に定める期限までに履行しなかったとき</p> <p>(第2号～第4号 省略)</p> |



## 第8号議案

# 「選任」への用語変更を行うにあたっての 定款改正案の承認を求める件

### 【提案理由】

変更の要旨は、以下の通りである。

### 【第15条（議長）、第18条（議事録）】

1. 第15条：責務を伴う選び出しであるため「選任」に用語を変更
2. 第18条：責務を伴う選び出しであるため「選任」に用語を変更

| 新   | 旧  |
|---|--|
| 第15条 総会の議長は、当該総会において出席代議員の中から <u>選任</u> する。   | 第15条 総会の議長は、当該総会において出席代議員の中から選出する。   |
| 第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。<br>2 議長、会長及び代議員から <u>選任</u> した議事録署名人2人は、前項の議事録に記名押印する。 | 第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。<br>2 議長、会長及び代議員から選出した議事録署名人2人は、前項の議事録に記名押印する。 |



## 第9号議案

# 役員の制限付き選任等に係る定款改正案の 承認を求める件

### 【提案理由】

変更の要旨は、以下の通りである。

### 【第20条（役員の選任）】

1. 第20条第1項：外部役員以外は正会員の中からの制限付き選任であることを追記
2. 第20条第2項：会長候補者の総会選出権限を定款に追記
3. 第20条第5項：役員候補者選出に当たっての付議する方法を追記

| 新   | 旧  |
|---|--|
| <p>(役員<span>の</span>選任)</p> <p>第20条 役員は、総会の決議によって<u>正会員の中から選任する。ただし、外部理事及び外部監事については、法令の要件を満たす者の中から理事会の決議を経て、総会で選任する。</u></p> <p>2 会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。<u>なお、総会は、その決議により会長候補者を選出することができるものとし、理事会は、総会の決議により選出された会長候補者から会長を選定することができる。</u></p> <p>(第3号～第4号 省略)</p> <p>5 <u>理事会が総会に役員選任議案及び会長候補者選出議案を提出する場合、その選出方法と選出数については、理事会で別に定める。</u></p> | <p>(役員<span>の</span>選定)</p> <p>第20条 役員は、総会の決議によって選任する。</p> <p>2 会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。なお、理事会は、総会の決議により選出された会長候補者から会長を選定する方法によることができる。</p> <p>(第3号～第4号 省略)</p> |

## 第10号議案

# 法令に抵触する恐れのある文章削除に係る 定款改正案の承認を求める件

### 【提案理由】

変更の要旨は、以下の通りである。

### 【第21条（理事の職務及び権限）】

1. 第21条第2項：会長の職務代行は法令に抵触するために削除

| 新  | 旧   |
|--|---|
| <p>(理事の職務及び権限)</p> <p>第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。</p> <p>2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。</p> <p>(第3号～第5号 省略)</p> | <p>(理事の職務及び権限)</p> <p>第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。</p> <p>2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。<u>また、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長は、あらかじめ理事会の決議により定めた順位により、会長の職務を代行する。</u></p> <p>(第3号～第5号 省略)</p> |



## 第11号議案

# 役員の資格喪失要件の追記に係る 定款改正案の承認を求める件

### 【提案理由】

変更の要旨は、以下の通りである。

### 【第25条（役員資格の喪失）】

1. 第25条：定款上これまでは、会員権利停止等になっても役員資格喪失要件がなかったため、役員は継続できる制度になっていたため、それを是正するための追記

| 新  | 旧 |
|--|---|
| <p>(役員資格の喪失)</p> <p>第25条 前条の場合のほか、役員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。</p> <p>(1) 法定の欠格事由にあつたとき</p> <p>(2) 会員資格を喪失したとき</p> <p>(3) 会員の権利停止となつたとき</p> <p>(4) 辞任を申し出たとき</p> <p>* 1 条文追加に伴い、以下、条番号を1つ繰り上げる。</p> |   |



## 第12号議案

# 政策参与の名称追記等に係る 定款改正案の承認を求める件

### 【提案理由】

変更の要旨は、以下の通りである。

### 【第28条（顧問、相談役及び政策参与）】

1. 第28条第1項：政策参与も、顧問及び相談役同様に重要な機関であるため条文に政策参与の名称追記
2. 第28条第2項：条文に政策参与の名称追記
3. 第28条第2項第1号：「選ぶ」を「選任」へ、「理事会」を「役員」への変更
4. 第28条第2項第2号：「選ぶ」を「選任」へ変更するとともに役割を具体的に追記
5. 第28条第2項第3号：政策参与の選任元と、その役割について追記
6. 第28条第3項：一部定款の定めがあるための追記と政策参与の名称追記

| 新  | 旧   |
|--|---|
| <p>(顧問、相談役及び政策参与)</p> <p>第28条 この法人に、若干名の顧問、相談役及び政策参与を置くことができる。</p> <p>2 顧問、相談役及び政策参与は、理事会において選任し、任期は役員に準ずる。ただし、再任を妨げない。</p> <p>(1) 顧問は、有識者等会員以外から選任するものとし、役員の求めに応じて、この法人の運営に助言し、関係する会議に出席して意見を述べるることができる。</p> <p>(2) 相談役は、正会員の中から選任するものとし、会長の諮問に応え、定時総会その他会長が特に必要と認めた会議に出席し、この法人の運営に協力する。</p> <p>(3) 政策参与は、正会員の中から選任するものとし、役員の求めに応じて、この法人のために協力する。</p> <p>3 この定款に定めるもののほか、顧問、相談役及び政策参与について必要な事項は、理事会において別に定める。</p> | <p>(顧問及び相談役)</p> <p>第27条 この法人に、若干名の顧問及び相談役を置くことができる。</p> <p>2 顧問及び相談役は、理事会において選任し、任期は役員に準ずる。ただし、再任を妨げない。</p> <p>(1) 顧問は、有識者等会員以外から選ぶものとし、理事会の求めに応じて、この法人の運営に助言し、関係する会議に出席して意見を述べるることができる。</p> <p>(2) 相談役は、正会員の中から選ぶこととし、会長の諮問に応え、この法人の運営に協力する。</p> <p>3 顧問及び相談役の取扱いについて必要な事項は、理事会において別に定める。</p> |

## 第13号議案

# 章名称変更等の追記に係る 定款改正案の承認を求める件

### 【提案理由】

変更の要旨は、以下の通りである。

### 【第29条（構成）】

1. 第6章：常任理事会並びに業務執行理事会を条文追加するにあたっての章の名称変更
2. 第29条第3項：定款と理事会運営規程等の紐づけを明示するための追記

| 新   | 旧   |
|---|---|
| 第6章 <u>理事会等</u>   | 第6章 理事会   |
| (構成)<br>第29条 この法人に理事会を置く。<br>2 理事会は、すべての理事をもって構成する。<br>3 この定款に定めるもののほか、 <u>理事会運営についての必要な事項は、理事会において別に定める。</u> | (構成)<br>第28条 この法人に理事会を置く。<br>2 理事会は、すべての理事をもって構成する。 |



## 第14号議案

# 常任理事会の定款掲載に係る 定款改正案の承認を求める件

### 【提案理由】

新規追加の要旨は、以下の通りである。

### 【第34条（常任理事会）】

1. 第34条第1項：構成員並びに協議・検討事項を記載するとともに、総会や理事会の権限制約するものではないことの明記
2. 第34条第2項：招集権者と開催要件を明記

| 新   | 旧 |
|---|---|
| <p>(常任理事会)</p> <p>第34条 常任理事会は、会長、副会長及び専務理事を構成員とし、次の事項について協議・検討する。なお、常任理事会は法令及びこの定款により総会及び理事会に付与された権限を制約する運営を行うことはできない。</p> <p>(1) 緊急性の高い事案に関する事項</p> <p>(2) 本会の将来展望に関する事項</p> <p>(3) 会長からの発議事項</p> <p>(4) その他の協議事項</p> <p>2 常任理事会は会長が招集し、構成員の過半数が出席しなければ開催できない。</p> |   |



## 第15号議案

# 業務執行理事会の定款掲載に係る 定款改正案の承認を求める件

### 【提案理由】

新規追加の要旨は、以下の通りである。

### 【第35条（業務執行理事会）】

1. 第35条第1項：構成員並びに協議・検討事項を記載するとともに、総会や理事会の権限制約するものではないことの明記
2. 第35条第2項：追加出席の手続きを明記
3. 第35条第3項：開催要件を明記

| 新   | 旧 |
|---|---|
| <p>(業務執行理事会)</p> <p>第35条 <u>業務執行理事会は、会長、副会長、専務理事、常務理事及び事務長を構成員とし、次の事項について協議・検討する。</u></p> <p><u>なお、業務執行理事会は法令及びこの定款により総会及び理事会に付与された権限を制約する運営を行うことはできない。</u></p> <p><u>(1) 業務遂行の共有及び調整に関する事項</u></p> <p><u>(2) その他の業務執行権限内の事項</u></p> <p><u>2 会長が必要と認めた場合は、前項に定める者以外の者を出席させることができる。</u></p> <p><u>3 業務執行理事会は、構成員（前項に基づき出席した者を除く）の過半数が出席しなければ開催することができない。</u></p> <p><u>* 3 条文追加に伴い、以下、条番号を3つ繰り上げる。</u></p> |   |

## 第16号議案

# 常設委員会の定款掲載に係る 定款改正案の承認を求める件

### 【提案理由】

新規追加の要旨は、以下の通りである。

### 【第36条（委員会）】

1. 第36条第1項：常設委員会は定款に掲載することと、かつ、総会や理事会の権限制約するものではないことの明記が望まれているために追記
2. 第36条第2項：委員会名と総会での選任について明記
3. 第36条第3項：委員会名と理事会での選任について明記
4. 第36条第4項：諮問委員会等の「その他の機関」の理事会での選任について明記
5. 第36条第5項：機関の任務、構成等は理事会決議で別に定める旨を明記

| 新   | 旧  |
|---|--|
| <p>(委員会)</p> <p>第36条 この法人の事業を推進するために必要があるとき、理事会はその決議により、委員会及びその他機関を設置することができる。なお、委員会及びその他機関は、法令及びこの定款により総会及び理事会に付与された権限を制約する運営を行うことはできない。</p> <p>2 選挙管理委員会、議事運営委員会、役員報酬等委員会、常勤役員要件審査委員会及び懲戒委員会の委員は、総会において選任する。</p> <p>3 前項に定める委員会以外の倫理委員会、表彰委員会、組織・規則等検証委員会、理学療法士労働環境委員会の委員は理事会において選任する。</p> <p>4 その他機関の構成員は、理事会で選任する。</p> <p>5 委員会及びその他機関の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。</p> | <p>第33条 会長が必要と認めるときは、理事会の決議を経て諮問機関を置くことができる。</p> |

## 第17号議案

# 事務局の定款掲載に係る 定款改正案の承認を求める件

### 【提案理由】

新規追加の要旨は、以下の通りである。

### 【第37条（事務局）】

1. 第37条第1項：本会の重要な機関である事務局を定款に掲載するために追記
2. 第37条第2項：事務局の職員体制について明記
3. 第37条第3項：法人法に則り重要な職員の任命について明記
4. 第37条第4項：事務局の組織及び運営等に関する事項を別に定める旨について明記

| 新  | 旧 |
|--|---|
| <p>(事務局)</p> <p>第37条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。</p> <p>2 事務局には、事務長及び所要の職員を置く。</p> <p>3 重要な職員は、理事会の決議を経て、会長が任免する。</p> <p>4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。</p> <p>*累計4条文追加に伴い、以下、条番号を4つ繰り上げる。</p> |   |



## 第18号議案

# 定款細則廃止等に伴う変更、および 委員追加や用語の定義追加等に係る総会議事 運営規程改正案の承認を求める件

### 【提案理由】

変更の要旨としては、委員へ業務執行権を有する専務理事を追加することでコンプライアンスを担保し、定款細則廃止や用語の不整合、誤解が生じにくいような文章の修正等を行った。変更点は、以下の通りである。

1. 第1条：定款細則廃止に伴い「・定款細則」を削除
2. 第2条：構成員に専務理事を加えた7名に変更、選出を選任・選定に用語変更、及び会議中を総会開催中へと用語の統一と正確な表現に変更
3. 第3条：選出を選任に改めるとともに、専務理事追加に伴う変更並びに用語の簡素化
4. 第4条：より正確な表現に変更
5. 第5条：議長の再定義と選任方法を明快化
6. 第6条：正副議長それぞれの責務を明快化と運用実態に合わせた修正
7. 第8条：正確を期するための追記と、「電子媒体」を「電磁的方法」に変更
8. 第9条：より正確な表現への変更と代理人に定義等を追加
9. 第11条：議長から正議長へ変更
10. 第12条：議長から正議長へ変更、電子投票追記に伴う変更及び動議における取扱を詳細に変更
11. 第14条：遵守事項を新規追記
12. 第15条：前条追加により、条番号が1つ繰上り変更

| 新  | 旧  |
|--|--|
| <p>(総則)</p> <p>第1条 公益社団法人日本理学療法士協会の総会の議事運営は、定款及びこの規程の定めるところとする。</p> <p>(議事運営委員会)</p> <p>第2条 議事運営委員会は、総会を公正かつ円滑に運営するために設置する。</p> <p>2 議事運営委員会は、代議員5名、事務局職員1名及び専務理事の7名で構成する。</p> <p>3 議事運営委員長は、代議員より選任された議事運営委員の中から互選により選定する。</p> <p>4 議事運営委員会は、総会の時間配分・採決方法・動議の取扱い等を議長に上申することができる。</p> <p>5 議事運営委員会は、総会開催中の代議員の入退室を管理しなければならない。</p> <p>(議事運営委員)</p> <p>第3条 議事運営委員のうち、代議員は総会において立候補を募り選任し、事務局職員及び専務理事は会長が指名する。なお、代議員立候補者が5名を超えた場合は、くじにより選ばれた立候補者5名につき総会の承認を得る。立候補がない場合又は定数に満たない場合は理事会が推薦し総会の承認を得る。</p> <p>2 議事運営委員の任期は、選任された定時総会終了後から次年度の定時総会終了までとする。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、任期の途中で議事運営委員（<u>役職を問わない。</u>）に欠員が生じた場合は、会長の指名により補充する。</p> <p>(進行)</p> <p>第4条 <u>総会の議長決定まで、並びに議長解任後の進行は、</u>会長が指名した者があたる。</p> | <p>(総則)</p> <p>第1条 公益社団法人日本理学療法士協会の総会の議事運営は、定款・<u>定款細則</u>及びこの規程の定めるところとする。</p> <p>(議事運営委員会)</p> <p>第2条 議事運営委員会は、総会を公正かつ円滑に運営するために設置する。</p> <p>2 議事運営委員会は、代議員5名、事務局職員1名の6名で構成する。</p> <p>3 議事運営委員長は、代議員より選出された議事運営委員の中から互選により選出する。</p> <p>4 議事運営委員会は、総会の時間配分・採決方法・動議の取扱い等を議長に上申することができる。</p> <p>5 議事運営委員会は、会議中の代議員の入退室を管理しなければならない。</p> <p>(議事運営委員)</p> <p>第3条 議事運営委員のうち、代議員は総会において立候補により選出し、事務局職員は会長が指名する。なお、代議員立候補者が5名を超えた場合は、くじにより選ばれた立候補者5名につき総会の承認を得る。立候補がない場合又は定数に満たない場合は理事会が推薦し総会の承認を得る。</p> <p>2 議事運営委員の任期は、選出された定時総会終了後から次年度の定時総会終了までとする。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、任期の途中で議事運営委員（代議員であるか、事務局職員であるかを問わない。）に欠員が生じた場合は、会長の指名により補充する。</p> <p>(進行)</p> <p>第4条 議長決定まで、並びに議長解任後の進行は、会長が指名した者があたる。</p> |

| 新  | 旧   |
|--|---|
| <p>(議長の定義と選任)</p> <p>第5条 <u>議長とは、正議長と副議長をいう。</u></p> <p>2 <u>選任方法は、代議員より議長候補者2名を募り、承認を得る。立候補者が多数の場合は、立候補者ごとに代議員による採決を行い、得票数が一番多い順から2名を選任する。なお、立候補者がいないときは、あらかじめ理事会で推薦した者につき、総会の承認を得て選任する。</u></p> <p>3 <u>議長に選任された者は、その場で2名の協議により正議長、副議長を決める。</u></p>  | <p>(議長の選出)</p> <p>第5条 議長は、正議長と副議長のおのおの1名とする。</p> <p>2 選出方法は、代議員より正議長及び副議長についてそれぞれ立候補者を募り、承認を得る。立候補者が多数の場合は代議員の挙手により選出するものとし、挙手が一番多い者を正議長及び副議長としてそれぞれ選出する。なお、立候補者がいないときは、あらかじめ理事会で推薦した者につき、総会の承認を得てそれぞれ選出する。</p>   |
| <p>(議長の責務)</p> <p>第6条 議長は、議事の整理や会議の統括を行い、議場の秩序を保持しなければならない。</p> <p>2 <u>正議長は、指示に従わない者の発言を停止させ、また議場を退席させることができる。</u></p> <p>3 正議長は、総会の承認を得て、議事を記録するため2名の書記と2名の議事録署名人を任命する。</p> <p>4 <u>正議長は、討論の前に質疑を行わなければならない。討論は反対者、賛成者の順に発言させるように努めなければならない。</u></p> <p>5 正議長は、総会終了後、速やかに書記を解任する。</p> <p>6 <u>副議長は、正議長を補佐し、第1項の責務を果たさなければならない。</u></p> <p>7 <u>議長の合意により、議案に応じて、副議長が議事進行を行うことを妨げない。この場合、本規程内の正議長は副議長と読み替える。</u></p> | <p>(議長の責務)</p> <p>第6条 議長は、議事の整理や会議の統括を行い、議場の秩序を保持しなければならない。</p> <p>2 議長は、指示に従わない者の発言を停止させ、また議場を退席させることができる。</p> <p>3 正議長は、総会の承認を得て、議事を記録するため2名の書記と2名の議事録署名人を任命する。</p> <p>4 議長は、討論の前に質疑を行わなければならない。討論は反対者、賛成者の順で交互に発言させるように努めなければならない。</p> <p>5 正議長は、総会終了後、速やかに書記を解任する。</p> <p>6 副議長は、正議長を補佐し、正議長に事故あるときは、その責務を代行する。</p> |
| <p>(第7条 省略)</p>  | <p>(第7条 省略)</p>   |

| 新  | 旧   |
|--|---|
| <p>(書面表決)</p> <p>第8条 <u>書面又は電磁的方法による議決権行使が認められている総会において</u>、やむを得ず総会を欠席する代議員は、議決権行使書を提出することで、議決権を行使することができる。</p> <p>2 議決権行使書の提出締め切りは、総会開催日直前の業務時間終了時必着とし、提出は、郵送又は<u>電磁的方法</u>により行う。</p> <p>3 議決権行使書の提出先は、公益社団法人日本理学療法士協会議事運営委員会とする。</p>   | <p>(書面表決)</p> <p>第8条 やむを得ず総会を欠席する代議員は、議決権行使書を提出することで、議決権を行使することができる。</p> <p>2 議決権行使書の提出締め切りは、総会開催日直前の業務時間終了時必着とし、提出は、郵送又は電子媒体により行う。</p> <p>3 議決権行使書の提出先は、公益社団法人日本理学療法士協会議事運営委員会とする。</p>   |
| <p>(議決権の委任)</p> <p>第9条 やむを得ず総会を欠席する代議員は、定款第16条第2項に定めるところにより、<u>委任状その他代理権を証明する書面</u>を提出することで、代理人をして議決権を代理行使させることができる。</p> <p>2 <u>代理人は、総会当日に現に代議員又は補欠代議員でなければならない。</u></p> <p>3 <u>第1項に基づき代議員から委任を受けた者</u>（以下、「受任者」という。）は、総会当日、受付において委任状および代議員証、会員証又はこれらに準ずる本人確認可能な書類を提出し、議事運営委員会の承認を得なければならない。</p> <p>4 受任者が受任できる<u>議決権数は1個</u>とする。</p> <p>5 受任者が委任された委任状をもって再度他の者に委任することはできない。</p> <p>6 議事運営委員長は第1項及び第3項の手続きを経て正規に受任者となった代議員又は補欠代議員氏名を<u>正議長</u>へ報告し、<u>正議長</u>は総会出席者に適宜報告する。</p> | <p>(議決権の委任)</p> <p>第9条 やむを得ず総会を欠席する代議員は、定款第16条第2項に定めるところにより、委任状を提出することで、代理人をして議決権を代理行使させることができる。</p> <p>2 前項に基づき代議員から委任を受けた者（以下、「受任者」という。）は、総会当日、受付において委任状および代議員証、会員証又はこれらに準ずる本人確認可能な書類を提出し、議事運営委員会の承認を得なければならない。</p> <p>3 受任者が受任できる数は1人とする。</p> <p>4 受任者が委任された委任状をもって再度他の者に委任することはできない。</p> <p>5 議事運営委員長は第1項及び第2項の手続きを経て正規に受任者となった代議員又は補欠代議員氏名を議長へ報告し、議長は総会出席者に適宜報告する。</p> |
| <p>(第10条 省略)</p>   | <p>(第10条 省略)</p>  |

| 新   | 旧   |
|---|---|
| <p>(討議)</p> <p>第11条 討議には質疑と討論があり、最初に質疑をしなければならない。</p> <p>2 発言者は<u>正議長</u>の許可を得なければならない。</p> <p>3 発言者は発言に先立ち、所属都道府県理学療法士会と氏名を述べなければならない。</p>   | <p>(討議)</p> <p>第11条 討議には質疑と討論があり、最初に質疑をしなければならない。</p> <p>2 発言者は議長の許可を得なければならない。</p> <p>3 発言者は発言に先立ち、所属都道府県理学療法士会と氏名を述べなければならない。</p>   |
| <p>(採決)</p> <p>第12条 <u>正議長は採決を行うとき、議案の内容と採決方法を明確に告げなければならない。</u></p> <p>2 採決の順序は、<u>正議長</u>がこれを決め、原案に最も遠い修正案より先に採決する。修正案がすべて否決されたときは、原案について採決しなければならない。</p> <p>3 採決は、次の方法の一つとする。<u>ただし、第4号若しくは第5号の場合は、用紙投票若しくは電子投票のいずれかとする。</u></p> <p>(1) 拍手</p> <p>(2) 挙手</p> <p>(3) 起立</p> <p>(4) 無記名投票</p> <p>(5) 記名投票</p> <p>4 会議の議事は、定款で別に定められた場合を除き、<u>正議長を除く代議員の過半数の同意を持って決し、可否同数の場合は、正議長の決するところによる。</u></p> <p>5 議案の修正等に関する動議についての採決に際しては、<u>議決権行使書による議決権数は棄権とみなす。</u></p> <p>6 採決を挙手又は起立で行う場合、最初出席者を数えてから、賛成の決をとり、可否を決定する。</p> <p>7 採決を行った場合、議長はその結果を宣言しなければならない。</p> | <p>(採決)</p> <p>第12条 議長は採決を行うとき、議案の内容と採決方法を明確に告げなければならない。</p> <p>2 採決の順序は、議長がこれを決め、原案に最も遠い修正案より先に採決する。修正案がすべて否決されたときは、原案について採決しなければならない。</p> <p>3 採決は、次の方法の一つとする。</p> <p>(1) 拍手</p> <p>(2) 挙手</p> <p>(3) 起立</p> <p>(4) 無記名投票</p> <p>(5) 記名投票</p> <p>4 会議の議事は、定款で別に定められた場合を除き、<u>正議長を除く代議員の過半数の同意を持って決し、可否同数の場合は、正議長の決するところによる。</u></p> <p>5 議案の修正等に関する動議についての採決は、<u>議決権行使書を含めない。</u></p> <p>6 採決を挙手及び起立で行う場合、最初出席者を数えてから、賛成の決をとり、可否を決定する。</p> <p>7 採決を行った場合、議長はその結果を宣言しなければならない。</p> |
| <p>(第13条 省略)</p>  | <p>(第13条 省略)</p>  |

| 新   | 旧  |
|---|--|
| <p>(遵守事項)</p> <p>第14条 代議員及び傍聴者は、会期を問わず、以下の行為をしてはならない。</p> <p><u>(1) 許可なく、会期中の議場内を撮影し手段に関わらず正会員以外の不特定多数に閲覧させる行為</u></p> <p><u>(2) 総会資料の一部若しくは全部を手段に関わらず正会員以外に閲覧させる行為</u></p> <p><u>(3) 議事経過を手段に関わらず不特定多数に知らしめる行為</u></p> <p>2 会期中に遵守事項の違反行為が確認できた場合、退場を命ぜられる場合がある。</p> <p>3 会期後であっても遵守事項の違反行為が認められた場合は、懲戒事案になる場合がある。</p> |  |
| <p>(規程の改廃)</p> <p>第15条 この規程の改廃は、総会の承認を得なければならない。</p>  | <p>(規程の改廃)</p> <p>第14条 この規程の改廃は、総会の承認を得なければならない。</p> |
| <p>附則</p> <p>1 この規程は、議事運営委員構成、議長の選任、代理人、遵守事項等を一部改正し、令和8年6月6日より施行する。</p>   |  |

## 第19号議案

# 処分決定プロセス変更に係る 懲戒規程改正案の承認を求める件

### 【提案理由】

変更の要旨としては、弁護士より法人法の主旨に照らし合わせ、総会・理事会・業務執行理事の機関以外が業務決定権を持っているような規程は修正が必要であるとの意見を受けて、委員会は審査機関、会長が除名以外の処分決定者に変更したい。変更点は、以下の通りである。

1. 第4条第1項：都道府県理学療法士会からの推薦要件を追記
2. 第4条第3項：理事会から推薦を受けたものの中途退任に備えた文章追加
3. 第5条：構成員背景をより明快化するとともに、性についての表現変更
4. 第9条：任期期限の「日」を「時」に統一する変更
5. 第10条：主語を明確化し、都道府県理学療法士会長等の定義追加を行うとともに、報告受理者が対象となった場合の備えを追記
6. 第15条：すべての法令違反を対象としているために追記
7. 第17条：懲戒委員会は処分決定権限を有しないため第2項第3項を削除
8. 第18条：処分決定手続きを追記
9. 第19条：プロセス変更に伴う用語変更
10. 第20条：第10条の都道府県理学療法士会長等の定義追加に連動した変更
11. 第22条：決定者表記変更と本規程変更に伴う条項変更等

| 新   | 旧  |
|---|--|
| <p>(第1～3条 省略)</p> <p>(委員の選任)</p> <p>第4条 委員は、理事会から推薦を得た者1名及び各都道府県理学療法士会の推薦を得た者1名ずつにより、総会にて選任する。<br/><u>なお、各都道府県理学療法士会は、原則として当該各都道府県理学療法士会の理事、監事及び役員経験者の中から推薦するものとする。</u></p> <p>2 (省略)</p> <p>3 <u>理事会から推薦を得た者の任期中辞任に備え、補欠推薦者も総会で承認を得る。</u></p> <p>(組織)</p> <p>第5条 委員会は、前条に定めるところにより、理事会から推薦を得た者、<u>及び、各都道府県理学療法士会から推薦を得た者の中から総会において選任された37～48名の委員により構成する。</u></p> <p>2 <u>前項の委員は、特定の性に偏らないよう努めるものとする。</u></p> <p>(第3・4項 省略)</p> <p>(第6～8条 省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第9条 任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、審査中の事案がある場合、担当する委員の任期を、当該事案に関わる審査が終結する時までとする。</p> <p>(事案の報告)</p> | <p>(第1～3条 省略)</p> <p>(委員の選任)</p> <p>第4条 委員は、理事会から推薦を得た者1名及び各都道府県理学療法士会の推薦を得た者1名ずつにより、総会にて選任する。</p> <p>2 (省略)</p> <p>(組織)</p> <p>第5条 委員会は、前条に定めるところにより、理事会から推薦を得た者、並びに、原則として各都道府県理学療法士会の理事、監事及び役員経験者1名ずつからなる37～48名の委員により構成する。</p> <p>2 前項の委員は、複数の性を含むものとする。</p> <p>(第3・4項 省略)</p> <p>(第6～8条 省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第9条 任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、審査中の事案がある場合、担当する委員の任期を、当該事案に関わる審査が終結する日までとする。</p> <p>(事案の報告)</p> |

| 新  | 旧  |
|--|--|
| <p>第10条 <u>本会会長は、懲戒処分が必要と考えられる会員による事案が都道府県理学療法士会会長及び本会役員等（以下、「都道府県理学療法士会会長等」という。）から報告されたときは、速やかにこれを受理する。</u></p> <p>2 <u>前条に定める事案の当事者に本会会長が含まれる場合は、理事会で順位付けされた本会副会長（ただし、当該事案の当事者に含まれないものに限る。）が本会会長代理となり、本条以降の規定中「本会会長」とあるものは「本会会長代理」と読み替えてそれらの規定を適用する。</u></p> | <p>第10条 都道府県理学療法士会会長は、懲戒処分が必要と考えられる所属会員による事案が発生したときは、速やかに本会会長に報告する。</p>  |
| <p>(第11～14条 省略)</p>  | <p>(第11～14条 省略)</p>  |
| <p>(懲戒事由)</p> <p>第15条 本会会員は、<u>理学療法士及び作業療法士法等の法令又は本会の定める定款若しくは内部規程に違反し、本会の秩序又は信用を害し、その他職務の内外を問わずその品位を失うべき非行があったときは、懲戒処分を受ける。</u></p>   | <p>(懲戒事由)</p> <p>第15条 本会会員は、<u>理学療法士及び作業療法士法又は本会の定める定款若しくは内部規程に違反し、本会の秩序又は信用を害し、その他職務の内外を問わずその品位を失うべき非行があったときは、懲戒処分を受ける。</u></p>   |
| <p>(第16条 省略)</p>   | <p>(第16条 省略)</p>   |
| <p>(委員会での量定の決定)</p> <p>第17条 <u>懲戒委員会は部会にて審査を行い、量定を決定する。第25条に基づき再度の審査がなされる場合も同様とする。</u></p> <p>(第2・3項 削除)</p>   | <p>(量定の決定)</p> <p>第17条 懲戒委員会は部会にて審査を行い、処分を決定する。</p> <p>2 前項の定めにかかわらず、処分が第16条第4号に定めるものであったときは、懲戒委員会は、直近の定時総会に提出し処分決定の決議を求めるものとする。</p> <p>3 前項において、当該定時総会で否決されたときは、当該処分は会員権利停止6年とする。</p> |

| 新  | 旧  |
|--|--|
| <p>(審査結果の報告と処分決定)</p> <p>第18条 委員長は、部会の審査が行われたときは、遅滞なく、これを本会会長に報告する。</p> <p><u>2 本会会長は、報告を受け処分を決定する。</u></p> <p><u>3 処分が第16条第4号に定めるものであったときは、理事会の決議を経て直近の社員総会に提出し処分決定の決議を求めるものとする。</u></p> <p><u>4 前項において、当該社員総会で否決されたときは、本会会長が当該処分を会員権利停止6年とする決定を行う。</u></p> | <p>(審査結果の報告)</p> <p>第18条 委員長は、部会の審査が行われたときは、遅滞なく、これを本会会長に報告する。</p>   |
| <p>(懲戒処分の告知)</p> <p>第19条 前条の定めにより懲戒処分が<u>決定</u>されたときは、本会会長は被処分者に対し、懲戒処分及びその理由を、文書（以下、「処分書等」という。）を交付して告知する。被処分者の所在不明、受領拒否等により処分書等を交付できないときは、公示送達の方法によりこれを告知する。</p>  | <p>(懲戒処分の告知)</p> <p>第19条 前条の定めにより懲戒処分が報告されたときは、本会会長は被処分者に対し、懲戒処分及びその理由を、文書（以下、「処分書等」という。）を交付して告知する。被処分者の所在不明、受領拒否等により処分書等を交付できないときは、公示送達の方法によりこれを告知する。</p> |
| <p>(懲戒処分の通知)</p> <p>第20条 懲戒処分のあったときは、本会会長は被処分者の所属する都道府県理学療法士会会長等に対し、処分書等の写しを交付して通知する。</p> <p>2 懲戒処分に該当しない場合も、事案報告があった都道府県理学療法士会会長等へ経過報告する。</p>   | <p>(懲戒処分の通知)</p> <p>第20条 懲戒処分のあったときは、本会会長は被処分者の所属する都道府県理学療法士会会長に対し、処分書等の写しを交付して通知する。</p> <p>2 懲戒処分に該当しない場合も、事案報告があった都道府県<u>士</u>理学療法士会会長へ経過報告する。</p>       |
| <p>(第21条 省略)</p>   | <p>(第21条 省略)</p>   |
| <p>(権利の回復)</p> <p>第22条 権利の回復は、以下のとおりとする。</p>   | <p>(権利の回復)</p> <p>第22条 権利の回復は、以下のとおりとする。</p>   |

| 新   | 旧   |
|---|---|
| <p>(1) <u>本会会長の決定により第16条第3号に該当する会員及び本会会長の決定により第18条第4項の定めにより会員権利停止6年となった会員は、懲戒の期間を満了したとき、速やかに会員としての権利を回復する。ただし、権利停止期間中における会員としての利益享受の遡及は認めない。</u></p> <p>(2) <u>定款第9条の定めにより除名された者は、除名後6年を経過した場合には、再度入会の申込みをすることができる。</u></p> <p>(第23～27条 省略)</p> | <p>(1) 第16条第3号に該当する会員及び第17条第3項の定めにより会員権利停止6年となった会員は、懲戒の期間を満了したとき、速やかに会員としての権利を回復する。ただし、権利停止期間中における会員としての利益享受の遡及は認めない。</p> <p>(2) 第17条第2項の定めにより除名された者は、除名後6年を経過した場合には、再度入会の申込みをすることができる。</p> <p>(第23～27条 省略)</p> |
| <p><u>附則</u></p> <p>1 この規程は、報告者、量定決定過程等を改定し、令和8年6月7日の定時総会終結後から施行する。</p>   |   |



## 第20号議案

# 議事運営委員の承認を求める件

### 【提案理由】

総会議事運営規程第3条の定めるところにより、次期議事運営委員選出の承認を求めたい。

### 【任期】

第55回定時総会（2026年度）終了後から第56回定時総会（2027年度）終了まで

### 【選出すべき議事運営委員】

代 議 員 5人

### 【会長指名による議事運営委員】

事務局職員 1人

専務理事 1人

※「専務理事 1人」については、第18号議案が可決された場合に限る

### 【総会議事運営規程】 第3条第1項

議事運営委員のうち、代議員は総会において立候補を募り選任し、事務局職員及び専務理事は会長が指名する。なお、代議員立候補者が5人を超えた場合は、くじにより選ばれた立候補者5名につき総会の承認を得る。立候補がない場合は理事会が推薦し総会の承認を得る。



## 第21号議案

# 選挙管理委員の承認を求める件

### 【提案理由】

選挙管理委員会規程第2条第3項の定めるところにより、選挙管理委員を選任したい。

### 【任期】

選任された総会終結のときから4年後の総会終結のときまで（2年ごとに3名ずつ選任）

### 【選任すべき選挙管理委員】

任期4年：クリタシんヤ栗田慎也（東京都）、コバシモトアキ小林元彰（岡山県）、ホリケンタロウ堀健太郎（東京都）

### 【選挙管理委員会規程】

第2条 定款第36条第1項により、選挙管理委員会を置く。

- 3 選挙管理委員は、立候補により、正会員の中から総会で選任する。立候補者が欠員の場合に備え、あらかじめ理事会は候補者を推薦するものとし、立候補者に欠員が生じた場合は、立候補者及び理事会が推薦した候補者の中から総会で選任する。



## 第22号議案

# 常勤役員要件審査委員の承認を求める件

### 【提案理由】

常勤役員要件審査委員会規程第4条の定めるところにより、常勤役員要件審査委員および次点委員選出の承認を求めたい。

### 【任期】

第55回定時総会（2026年度）の日から2年後の総会にあたる第57回定時総会（2028年度）前日まで

### 【選出すべき常勤役員要件審査委員】

理事もしくは理事経験者（1人）：マ セキョウシ 間瀬教史（兵庫県）  
代議員（4人）：オオスミタカシ 大住崇之（千葉県）、キ センユウ 喜瀬真雄（沖縄県）、  
サトウ セイ 佐藤 勢（福島県）、サトウヨシフミ 佐藤義文（北海道）

### 【選出すべき常勤役員要件審査次点委員】

理事もしくは理事経験者（1人）：クロサワカズ オ 黒澤和生（埼玉県）  
代議員（1人）：ミネマツカズシゲ 峰松一茂（佐賀県）

### 【常勤役員要件審査委員会規程】

#### 第4条

委員は、理事会が推薦する理事もしくは理事経験者1名、及び公募にて募る代議員4名で構成され、それぞれ定時総会にて選任する。中途退任の場合に備え、それぞれ1名の次点委員を総会で選任する。



## 第23号議案

# 懲戒委員の承認を求める件

### 【提案理由】

懲戒規程第4条の定めるところにより、懲戒委員（理事会推薦者）を選任したい。

### 【任期】

本委員の任期は、前任者の残任期間とし、第56回定時総会の終結の時までとする。  
ただし、審査中の事案がある場合、当該事案に関わる審査が終結する日まで。

### 【選任すべき懲戒委員】

コヅカナオキ  
小塚直樹（北海道）

### 【懲戒規程】

- 第4条 委員は、理事会から推薦を得た者1名及び各都道府県理学療法士会の推薦を得た者1名ずつにより、総会にて選任する。
- 2 前項の各都道府県理学療法士会の被推薦者が欠員の場合は、理事会が推薦する。



# 報告事項

## 2025年度監査報告について

2026 年 5 月 9 日

公益社団法人日本理学療法士協会  
会長 斉藤 秀之 殿

公益社団法人 日本理学療法士協会

監事 太田 誠 ⑩

監事 櫻田 義樹 ⑩

監事 辺土名 厚 ⑩

## 監査報告書

私たち監事は、2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までの事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。

その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

### 1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

### 2 監査意見

#### (1) 事業報告等の監査結果

①事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

②理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に示しているものと認めます。

以 上

# 報告事項

## 定款細則廃止について

## 定款細則廃止について

理事会では昨年秋より、弁護士によるレビューを踏まえ、定款改正案をはじめとする各種規程の見直しを進めてきた。

定款細則には、定款に記載しなければならない事項や関連下位規程にも重複する事項が多く規定されているため、2025（令和7）年12月に開催された第6回理事会において、規定内容を変えることなく定款及び関連下位規程へ移動させ、定款細則を廃止することについて審議し、決議された。

この決議は、定款細則附則2に定める「この細則の改廃は、理事会の決議による。ただし、Ⅱ．会費に関する項1～3については、総会の決議を要する。」に基づくものである。

なお、ただし書き以下は、年会費、入会金、賛助会員会費の額を定めているもので、下記の通り転載先を明示するとともに、これらの額を変更する場合は総会の決議を要する旨記載の上、会員規程および賛助会員規程の変更案についても理事会で決議する予定であること、また、その他の項についても、原則として文言変更を行わずに、関連規程への収載を行なう予定であることを報告する。

### 【対象規定】

#### Ⅱ 会費に関する項

(新規 会員規程に収載)

1. 正会員の会費は、年額10,000円とする。ただし、資格取得年度の入会に限り、これを5,000円とする。

(新規 会員規程に収載)

2. 入会金は、5,000円とする。

(新規 会員規程及び賛助会員規程に収載)

3. 賛助会員の会費は、賛助会員規程第3条に定めるとおりとする。

### 【参考：定款細則の整理先予定一覧】

#### I 会員に関する項

(定款に収載)

1. 定款第5条第1号に規定する正会員は、都道府県理学療法士会に所属するものとする。

(新規 会員規程に収載)

2. 正会員は、勤務先の存する都道府県の理学療法士会に所属する。ただし、勤務先をもたない正会員は居住地の都道府県理学療法士会に所属する。

(新規 会員規程に収載)

3. 前項に関わらず、海外に居住する者については海外会員とし、都道府県理学療法士会に在籍することを免ずる。

(定款に収載)

4. 所属する都道府県理学療法士の会員資格を失ったときは、この法人（以下、「本会」という。）の会員たる資格を失う。

(新規 会員規程 に収載)

5. 正会員は、特別の事情がある場合、本人の申し出により1年を単位として休会することができる。なお、休会事由が消滅した際は、速やかに復会しなければならない。

(新規 会員規程に収載)

6. 定款第5条第2号の賛助会員は、Ⅱ-3に定める会費を納めなければならない。

(名誉会員規程及び新規 会員規程に収載)

7. 名誉会員規程で定める名誉会員は、会費を免除する。また、一定の要件を満たす正会員の会費等の減免措置については、別に定める。

## Ⅱ 会費に関する項

(定款に収載)

4. 本会の会費は、当年度入会者を除き前年度の3月末日までに納入しなければならない。ただし、理事会は、特別な事情があると認めるときは、必要と認める範囲において、会費納入期限を延長することができる。

## Ⅲ 理事及び監事に関する項

(組織規則に収載)

1. 理事は、別に定めるところにより、会務をそれぞれ担当し円滑な運営に努める。

(組織規則に収載)

2. 会議の種類及びその運営に関する事項は別に定める。

(組織規則に収載)

3. 監事は、会議に出席して意見を述べることができる。

(定款に一部変更し収載)

4. 監事は、本会の業務運営に精通した者2名、会計制度に精通した者1名とし、前者は正会員から、後者は会員外から選出するものとする。また、後者については会長が推薦し、理事会並びに総会の承認を得て選出する。

## Ⅳ 代議員に関する項（新規 代議員選挙実施規程に収載）

1. 代議員は、定款第5条第2項～第10項の各項に基づき、本会の選挙規程により、都道府県理学療法士会ごとに選出する。

2. この項における正会員とは、定款第5条1項1号に定める者のうち、定款細則Ⅰ5による申し出を行っている者、会費徴収規程第7条の制限に該当する者、ならびに懲戒規程第15条第3号および第4号に該当する者を除くものとする。なお、正会員数は任期満了を迎える前年の12月1日現在とする。

3. 各都道府県理学療法士会の代議員数の算出に当たっては、まず各都道府県理学療法士会に属する正会員数を、本会に属する正会員数で除して、当該正会員数に対する都道府県理学療法士会ごとの正会員数割合を算出する。次にその数値に300人を乗ずることにより都道府県理学療法士会ごとの代議員数（暫定値）を算出する。この暫定値が整数でない場合には小数第1位を四捨五入して確定する。
4. 前項の場合において四捨五入した数の全都道府県理学療法士会の合計が300人を超えた場合は、代議員数（暫定値）の多い都道府県理学療法士会で、かつ、正会員数が少ない都道府県理学療法士会から順次1名ずつ減ずることとし、300人に不足する場合は、代議員数（暫定値）の少ない都道府県理学療法士会で、かつ、正会員数の多い都道府県理学療法士会から順次1名ずつ増ずることとする。
5. 代議員は、総会に提出された議題を討議し、決議することができる。
6. 代議員は、都道府県理学療法士会会長を兼ねることができる。

#### V 会務の運営に関する項（組織規則に掲載）

1. 本会は、会務を円滑に運営するため、必要な機関を置く。
2. 前項の組織に関する詳細は、別に定める。

#### VI 兼任の禁止に関する項（組織規則に掲載）

1. 本会の役員及びその他の役職にある者は、原則として、利益相反が想定される場合については、協会内外を問わず兼任はできない。

#### VII 選挙に関する項（選挙管理委員会規程に掲載）

1. 役員候補者選出の選挙は、定款第20条に基づいて実施する。
2. 選挙を行うため、選挙管理委員会を置く。
3. その他、選挙に関する手続きについては別に定める。

#### VIII 都道府県理学療法士会に関する項（組織規則で整理し収載）

1. 本会は、定款第3条の目的を達成するために、都道府県に理学療法士会を置く。
2. 都道府県理学療法士会は、前項の目的を達成するために定款第4条の各項の事業を行う。
3. 本会の効率的運営に資するため、組織運営協議会を開催する。この会議の運営については、別に定める。
4. 都道府県理学療法士会は、その事務所及び会員所定の必要事項を本会に届け出る。
5. 都道府県理学療法士会は、当該年度の活動及び役員名を本会に報告する。

#### IX ブロックに関する項（組織規則に収載）

1. 全国の都道府県理学療法士会を北海道、東北、関東甲信越、東海北陸、近畿、中国、四国及び九州の8ブロックに区分する。各ブロックに所属する都道府県は下記の通りとする。

- ・北海道ブロック：北海道
  - ・東北ブロック：青森県・秋田県・岩手県・宮城県・山形県・福島県
  - ・関東甲信越ブロック：茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・新潟県・山梨県・長野県
  - ・東海北陸ブロック：富山県・石川県・福井県・静岡県・岐阜県・愛知県・三重県
  - ・近畿ブロック：京都府・滋賀県・奈良県・和歌山県・大阪府・兵庫県
  - ・中国ブロック：岡山県・広島県・鳥取県・島根県・山口県
  - ・四国ブロック：徳島県・高知県・香川県・愛媛県
  - ・九州ブロック：福岡県・長崎県・熊本県・大分県・佐賀県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県
2. 各ブロックに所属する都道府県理学療法士会会長の中よりブロックの代表たるブロック代表会長を互選する。
  3. 各ブロック代表会長は、会長の許可を得て理事会に出席し意見を述べることができる。



## 報告事項

### 2026年度 事業計画、予算について

## 2026年度事業計画

2026年度の事業計画を検討する際に、内外の環境認識を踏まえ、2023年度の重点事業として本会が策定をした「公益社団法人としての中長期計画」（以下、中長期計画）、経済財政運営と改革の基本方針2025（以下、骨太の方針2025）等で示された政府の方針、第54回定時総会での代議員からの提案に加え、これまでの本会事業の経緯や財務状況などを総合的に鑑みる必要がある。

本会内の環境認識として、本会は、社会環境の変化やコロナ禍、学会法人化、生涯学習制度見直しなどを背景に、入会会員微増から微減・休会会員増加および退会会員増加により会員数は停滞している。その改善に全ての施策に取り組むことは言うまでもないが、会員増加期に作り上げられたシステムを中長期的に持続可能なシステムに転換することが求められる。一方、多くの職種で労働力が不足しているなか、理学療法に対する社会的要請や他産業からの期待は高まっている。こうした本会内と外で本会ならび理学療法士の将来に対する認識が異なることを共有していくことが課題である。本会外の環境認識として、国内では人口・生産年齢減少・少子高齢化による医療制度の変革、地域包括ケアシステムの推進、テクノロジーの進化・活用、スポーツ振興、人材不足と働き方改革等の推進と共に、物価上昇を上回る賃上げを普及・定着させる動きが挙げられる。一方、国際的にはグローバル化への対応、グローバルヘルスの課題、パンデミック・自然災害・環境問題と公衆衛生、等が重要な課題に挙げられる。

2026年度事業計画・予算案を作成するにあたり、中長期計画で示されている「アクセスしやすい理学療法の提供」「理学療法の質向上」「質の高い人材確保」「会員サービスの強化（賛助会員を含む）」「組織運営体制の強化（協会組織・事務局組織全体）」の5項目の中長期ビジョンを重点目標とする。

次に、骨太の方針2025で、「自立支援・在宅復帰・社会復帰に向けたリハビリテーションの推進に取り組む。」「高齢者の社会参加促進や要介護認定率の低下に向け、データを活用したエビデンスに基づく取組として、地域の多様な主体の連携協力や、成果指向型の取組等による効果的な介護予防やリハビリテーションを充実する。」と明記されたことを重視するとともに、「医療・介護・障害福祉等の公定価格の分野の賃上げに確実につながる『公定価格（医療・介護・保育・福祉等）の引上げ』」「高齢化による増加分に相当する伸びに経済・物価動向等を踏まえた対応に相当する増加分（物価上昇を1%程度上回る）を加算する。」は注目すべきである。他にも本会が事業を計画する上で考慮すべき以下の具体的な視点があると考えられる。

<以下、骨太の方針2025より抜粋>

- ① 人口減少下にあっても、経済のパイを縮小させないためのイノベーションや生産性の向上、そして、その前提となる質の高い雇用の確保のために、労働者一人一人の雇用の質・労働生産性を向上させる。
- ② 「若者や女性にも選ばれる地方」を実現する。多様な価値観を持つ者が互いに尊重し合い、自己実現を進めていくことができる環境整備を進める。
- ③ スポーツが持つ力を地域・経済の活性化につなげる。スポーツを通じたライフパフォーマンス向上、パラスポーツの振興（日本パラスポーツ協会や全日本ろうあ連盟、スペシャルオリンピックス日

本等との連携を含む。)に取り組む。

- ④ 医療・介護DXの技術革新の迅速な実装により、全国で質の高い効率的な医療・介護サービスが提供される体制を構築する。医療・介護DXやICT、介護テクノロジー、ロボット・デジタルの実装やデータの二次利用の促進、タスクシフト／シェアなど、医療・介護・障害福祉分野の生産性向上・省力化を実現する。
- ⑤ インターネット上の偽・誤情報を含む違法・有害情報への対応として、技術開発、官民連携による意識啓発、デジタル広告の適正配信に向けた取組を行う。
- ⑥ 国難級の大規模災害の発生が懸念される我が国において、国民の生命を守り抜き、国家・社会の機能を維持するため、複合的な災害の発生などにも備え、保健医療福祉活動チーム等の体制整備・人材育成に取り組む。
- ⑦ 「誰一人取り残されない社会」の実現に向け、国民一人一人が生きがいや役割を持つ包摂的な地域共生社会を実現する。「障害者基本計画（第5次）」に基づき、就労や地域生活の支援を促進する。
- ⑧ 医療・介護ニーズを抱える高齢者や独居高齢者が増加する中、要介護状態や認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、中長期的な介護サービス提供体制の確保のための方向性を2025年中にまとめる。
- ⑨ 保険外併用療養費制度の対象範囲の拡大や保険外診療部分を広くカバーし、公的保険を補完する民間保険の開発を促す。
- ⑩ 健康経営の普及に取り組む。
- ⑪ ERIAと連携した外国医療人材育成、医療インバウンドを含む健康・医療・介護関連の国際展開、低所得国を中心とした感染症対策や保健システム強化等の国際保健課題対策に係る貢献を促進する。

なお、第54回定時総会で中心的テーマとなった組織の説明責任、制度の運用改善、会員との信頼形成、に対応する事業を計画していくことが喫緊の課題である。

これらを踏まえ、国民の健康と幸福を実現するために、理学療法士の社会的地位の向上と国内外に貢献できる体制を整えることを目指した2026年度事業計画が求められる。

2026年度も引き続き理学療法士が将来に向けて更なる飛躍を遂げるための事業を重点事業とした。一方、事業計画・予算編成過程において、予算上限を設定し、定款に定める7事業に沿って、組織力の強化につながる各種新規事業の立案や既存業務の改善・整理等に努め、より国民および会員のための事業計画とした。

なお、予算は保守的に組むという方針は継続する事とした。また、役職員が一丸となって工夫や努力を行う体制をより確実に継続し、公益法人としての費用対効果をさらに高めるため、都道府県士会や学会連合との対話を深めるなど、さらに積極的に取り組んでいきたい。

## 【基本方針】

1. 従来より本会は、医療・介護等の現場の課題、社会の状況や国民のニーズの変化、国の政策方針や施策の動向を踏まえ、国民の医療・保健・福祉や公衆衛生の増進に寄与すべく「理学療法士の

質の向上]、「理学療法士の職域の防衛と拡大」、「組織運営強化」の3つを重点目標とし、数多くの事業に取り組んできた。この3点については、本会の中核事業として恒常的なものとする。なお、会員の多くが従事している病院・施設における公的保険・法定理学療法分野の強化・充実を図ると共に、生涯学習制度で取得した登録理学療法士、認定理学療法士、専門理学療法士のそれぞれの認証が理学療法士の職域の強化と拡大につながる活動を強化しなければならない。加えて、訪問リハビリテーションの開設要件の拡大も同様である。

2. 2026年度は、社会と人々および会員のニーズを踏まえた選択と集中の考え方で、短期間で早急に成果を出す必要性の高いもの、優先して取り組むべきものを2026年度重点事業とする。

## 2026年度重点事業

### I. 専門職としてのキャリアデザインの支援

労働人口が減少し、国民の複雑化するニーズに応えていくためには、就業する理学療法士の領域・地域偏在の改善はもとより、全ての理学療法士が個々の能力を伸ばしていくことを保証することが目標である。

生涯学習制度の普及・推進強化、指定規則等改正検討事業、卒前卒後教育シームレス化検討事業、4年制大学化推進事業、適正な報酬改定と処遇改善、が重点事業となる。

### II. 全世代の心身機能を支える理学療法業務の強化・推進

2040年に向けて様々な社会的課題が想定されるが、どのように社会状況が変化しても、理学療法には変わらず全ての世代の健康と福祉、活動と参加に寄与する心身機能を支え、その暮らしに寄り添うことが求められている。地域に根付いた理学療法を届けることにより、あらゆる世代を支えていく取り組みを進めることが目標である。

公衆衛生等理学療法業務構築・検討部会、が重点事業となる。

### III. 地域におけるリハビリテーションと健康づくり・予防を支える理学療法士の自律性の向上

労働人口の減少から生じる課題の改善には、理学療法士一人一人が発揮する能力の向上や理学療法提供の効率性を図り、理学療法士の労働生産性を高めることが目標である。公的保険領域の理学療法提供体制強化、産業保健領域業務推進事業、フレイル予防、認知症予防、地域支援・総合事業推進部会、スポーツ（競技・健康・障害）理学療法の全国展開・推進事業、認定スクールトレーナー<sup>®</sup>・学校保健、が重点事業となる。

### IV. 本会事業全体を支える組織基盤強化

本会事業全体を支える組織基盤の整備・強化は、公益法人として様々な事業の着実かつ円滑な実施の土台となるものであり、その充実・強化に注力することが目標である。入会促進および会員定着促進など組織強化活動、選挙制度・組織、定款・規則の見直し、理学療法関連情報配信事業、が重点事業となる。

3. 中長期計画の内容、2024年度から数カ年での具体的な成果が想定でき、その実現に向けての取り組みが現実的な事業と位置付けた4年制大学化推進部会、公衆衛生等理学療法業務構築・検討部会、指定規則等改正検討事業、「処遇改善」に係る事業や「災害支援」に係る諸規程の整備事業を引き続き重点課題とする。2026年度は新たに、組織の説明責任、制度の運用改善に対応する事業を重点課題に加える。
4. 本会は、いうまでもなく我が国の全国組織で唯一の理学療法士を会員とする公益法人である。「尊厳ある自立とくらしを守る」を理念として掲げる法人として、会員をはじめとする国民の利益に繋がる諸施策、政策提言を実行する。そのためには、士会・協会・学会・連盟の役割を鑑み、士会からの事業提案、学会や連盟との連携、会員や関係団体の意見や要望に一層耳を傾け、理学療法士に関するシンクタンクの機能とロビー活動を強化していき、国内外に有効な政策提言、要望活動に取り組む。そのため、政策活動の情報共有及び政策提言人財育成事業、をより一層重視し、組織運営体制の強化にもつなげる。
5. 協会の事業計画を遂行するに当たり、本会の会議運営や災害支援に関する対応、役職員のエンゲージメント向上、職員の能力を最大限に発揮できる環境づくりを含めた諸規程の見直しを行う。また、組織の説明責任、制度の運用改善、会員との信頼形成に集約される第54回総会で指摘された課題解決に注力する。

## 令和8年度(2026年)事業計画

公益社団法人日本理学療法士協会

1. 国民の健康と福祉の増進並びに障害と疾病の予防に資する事業 予算額(円) 183,010,000

|                         |  |
|-------------------------|--|
| 2026年度事業名               |  |
| 1) 各種知識・技術の啓発支援事業       |  |
| 運動器の健康・日本協会             |  |
| 学校保健推進事業                |  |
| 介護予防推進事業                |  |
| (障がい者)スポーツ支援推進事業        |  |
| 2) 理学療法の普及事業            |  |
| チーム医療の普及に関する事業          |  |
| 組織委託費(生涯学習、理学療法週間)      |  |
| WEB、広報誌等による理学療法普及事業     |  |
| 国際福祉機器展での広報啓発活動         |  |
| 理学療法の日啓発費用              |  |
| 3) 理学療法の標準化事業           |  |
| 理学療法の標準化(標準評価の確立含む)     |  |
| 4) リハビリテーション政策立案事業      |  |
| リハビリテーション専門職団体協議会       |  |
| 予防領域での理学療法士の活用環境整備・検討事業 |  |
| 5) 制度改正の正しい理解・普及事業      |  |
| 病期別理学療法モデル構築・普及促進事業     |  |
| 6) リハビリテーション発展に寄与する助成事業 |  |
| 障害者団体への助成事業             |  |

2. 理学療法における学術及び科学技術の振興に資する事業 予算額(円) 202,236,000

|                               |  |
|-------------------------------|--|
| 2026年度事業名                     |  |
| 1) 理学療法士の学術技能向上事業             |  |
| リカレント事業支援                     |  |
| 理学療法の普及のための講習会・研修会事業          |  |
| 理学療法士の学術技能のための効果的な資料開発・運営関連事業 |  |
| 新人教育プログラム、認定・専門理学療法士関連事業      |  |
| 2) 学術・研究普及事業                  |  |
| 学術誌発行事業                       |  |
| 学術情報提供事業                      |  |
| 3) 学会事業                       |  |
| 学術大会・研究会等の開催                  |  |
| 第61回学術研修大会事業                  |  |
| 4) 理学療法科学の発展に寄与する助成事業         |  |
| 理学療法研究助成事業                    |  |

3. 国際協力及び貢献に資する事業 予算額(円) 37,889,000

|                      |  |
|----------------------|--|
| 2026年度事業名            |  |
| 1) 国際協力事業            |  |
| 健康構想・国際協力・関係醸成関連事業   |  |
| グローバル化・国際交流・人材育成関連事業 |  |
| 2) 国際調査・情報収集事業       |  |
| 国際渉外・検証事業            |  |

4. 教育機関に協力し、健康並びに教育の向上に資する事業 予算額(円) 15,062,000

|                     |
|---------------------|
| 2026年度事業名           |
| 1) 教育に資する事業         |
| 臨床実習指導者講習会事業        |
| リハビリテーション教育評価機構支援事業 |
| 理学療法士養成校の記念品贈呈事業    |
| 指定規則改定等検討事業         |
| 日本理学療法士教員協議会事業      |
| 教員養成長期講習会支援事業       |

5. 理学療法に関する刊行物の発行及び調査研究事業 予算額(円) 125,552,000

|                    |
|--------------------|
| 2026年度事業名          |
| 1) 調査事業            |
| 国庫補助金事業            |
| 診療報酬・介護報酬等各種調査研究事業 |
| 理学療法士の労働環境改善調査事業   |
| 理学療法に関する調査事業       |
| 2) 情報収集および広報事業     |
| ファックス通信            |
| ニュース発行             |
| メールマガジン配信事業        |
| HP構築事業             |

その他事業 予算額(円) 17,550,000

|                 |
|-----------------|
| 2026年度事業名       |
| 1) その他事業        |
| 理学療法士賠償保険全員加入   |
| 理学療法士賠償保険任意加入徴収 |

令和8年度(2026年)収支予算書

自 令和8年 4月 1日 至 令和9年 3月 31日  
公益社団法人日本理学療法士協会

(単位:円)

| 科目           | 当年度予算額        | 前年度予算額        | 増減           |
|--------------|---------------|---------------|--------------|
| I 一般正味財産増減の部 |               |               |              |
| 1. 経常増減の部    |               |               |              |
| (1) 経常収益     |               |               |              |
| 特定資産運用益      | 2,120,000     | 800,000       | 1,320,000    |
| 特定資産受取利息     | 2,120,000     | 800,000       | 1,320,000    |
| 受取入会金        | 36,100,000    | 34,300,000    | 1,800,000    |
| 受取入会金        | 35,550,000    | 33,750,000    | 1,800,000    |
| 受取特別入会金      | 550,000       | 550,000       | 0            |
| 受取会費         | 1,173,400,000 | 1,177,360,000 | △ 3,960,000  |
| 受取会費         | 1,168,200,000 | 1,172,480,000 | △ 4,280,000  |
| 受取賛助会費       | 5,200,000     | 4,880,000     | 320,000      |
| 事業収益         | 181,964,000   | 197,742,000   | △ 15,778,000 |
| 広告収益         | 700,000       | 1,100,000     | △ 400,000    |
| 研修会収益        | 85,626,000    | 70,722,000    | 14,904,000   |
| 学術研修大会収益     | 33,315,000    | 70,010,000    | △ 36,695,000 |
| 資格試験審査料等     | 62,323,000    | 55,910,000    | 6,413,000    |
| 雑収益          | 10,700,000    | 14,210,000    | △ 3,510,000  |
| 保険事務手数料      | 1,800,000     | 1,800,000     | 0            |
| 雑収益          | 8,900,000     | 12,410,000    | △ 3,510,000  |
| 経常収益計        | 1,404,284,000 | 1,424,412,000 | △ 20,128,000 |
| (2) 経常費用     |               |               |              |
| 事業費          | 1,054,043,000 | 1,081,669,000 | △ 27,626,000 |
| 役員報酬         | 53,384,000    | 50,791,000    | 2,593,000    |
| 給料手当         | 138,600,000   | 140,840,000   | △ 2,240,000  |
| 臨時雇賃金        | 316,000       | 191,000       | 125,000      |
| 賞与           | 24,850,000    | 25,200,000    | △ 350,000    |
| 賞与引当金繰入額     | 12,600,000    | 12,600,000    | 0            |
| 退職給付費用       | 11,200,000    | 6,300,000     | 4,900,000    |
| 役員退職慰労引当金繰入額 | 6,985,000     | 6,670,000     | 315,000      |
| 法定福利費        | 34,412,000    | 33,600,000    | 812,000      |
| 派遣料          | 22,890,000    | 22,932,000    | △ 42,000     |
| 会議費          | 1,511,000     | 2,214,000     | △ 703,000    |
| 旅費交通費        | 22,941,000    | 28,178,000    | △ 5,237,000  |
| 通信運搬費        | 73,657,000    | 75,628,000    | △ 1,971,000  |
| 減価償却費        | 98,000,000    | 98,000,000    | 0            |
| 消耗什器備品費      | 5,432,000     | 6,998,000     | △ 1,566,000  |
| 修繕費          | 70,000        | 70,000        | 0            |
| 印刷製本費        | 22,578,000    | 31,843,000    | △ 9,265,000  |
| 光熱水料費        | 2,940,000     | 3,570,000     | △ 630,000    |
| リース料         | 730,000       | 733,000       | △ 3,000      |
| 賃借料          | 8,770,000     | 24,632,000    | △ 15,862,000 |
| 諸謝金          | 32,027,000    | 28,342,000    | 3,685,000    |
| 諸会費          | 44,982,000    | 42,408,000    | 2,574,000    |
| 支払負担金        | 1,980,000     | 1,980,000     | 0            |
| 支払助成金        | 77,440,000    | 79,340,000    | △ 1,900,000  |
| 委託費          | 173,146,000   | 176,791,000   | △ 3,645,000  |
| 士会援助金        | 106,900,000   | 106,900,000   | 0            |
| ブロック援助金      | 15,850,000    | 15,850,000    | 0            |
| 保険料          | 17,550,000    | 17,760,000    | △ 210,000    |
| 手数料          | 1,659,000     | 1,932,000     | △ 273,000    |
| 租税公課         | 8,400,000     | 6,650,000     | 1,750,000    |
| 会費徴収手数料      | 30,650,000    | 30,425,000    | 225,000      |
| 雑費           | 1,593,000     | 2,301,000     | △ 708,000    |

| 科目              | 当年度予算額        | 前年度予算額        | 増減           |
|-----------------|---------------|---------------|--------------|
| 管理費             | 412,322,000   | 440,112,000   | △ 27,790,000 |
| 役員報酬            | 21,346,000    | 20,609,000    | 737,000      |
| 給料手当            | 59,400,000    | 60,360,000    | △ 960,000    |
| 賞与              | 10,650,000    | 10,800,000    | △ 150,000    |
| 賞与引当金繰入額        | 5,400,000     | 5,400,000     | 0            |
| 退職給付費用          | 4,800,000     | 2,700,000     | 2,100,000    |
| 役員退職慰労引当金繰入額    | 2,190,000     | 2,130,000     | 60,000       |
| 法定福利費           | 14,748,000    | 14,400,000    | 348,000      |
| 派遣料             | 9,810,000     | 9,828,000     | △ 18,000     |
| 会議費             | 3,165,000     | 2,763,000     | 402,000      |
| 旅費交通費           | 22,981,000    | 30,108,000    | △ 7,127,000  |
| 通信運搬費           | 23,190,000    | 19,528,000    | 3,662,000    |
| 減価償却費           | 42,000,000    | 42,000,000    | 0            |
| 消耗什器備品費         | 16,332,000    | 14,528,000    | 1,804,000    |
| 修繕費             | 30,000        | 30,000        | 0            |
| 印刷製本費           | 8,764,000     | 14,301,000    | △ 5,537,000  |
| 光熱水料費           | 1,260,000     | 1,530,000     | △ 270,000    |
| 賃借料             | 11,248,000    | 8,539,000     | 2,709,000    |
| 委託費             | 105,371,000   | 129,080,000   | △ 23,709,000 |
| リース料            | 314,000       | 695,000       | △ 381,000    |
| 渉外費             | 3,800,000     | 4,260,000     | △ 460,000    |
| 手数料             | 711,000       | 828,000       | △ 117,000    |
| 租税公課            | 4,099,000     | 2,872,000     | 1,227,000    |
| 会費徴収手数料         | 30,650,000    | 30,425,000    | 225,000      |
| 保険料             | 880,000       | 979,000       | △ 99,000     |
| 諸謝金             | 5,432,000     | 4,933,000     | 499,000      |
| 諸会費             | 1,401,000     | 1,476,000     | △ 75,000     |
| 会員証発行費          | 2,300,000     | 4,960,000     | △ 2,660,000  |
| 雑費              | 50,000        | 50,000        | 0            |
| 経常費用計           | 1,466,365,000 | 1,521,781,000 | △ 55,416,000 |
| 評価損益等調整前当期経常増減額 | △ 62,081,000  | △ 97,369,000  | 35,288,000   |
| 特定資産評価損益等       | 0             | 0             | 0            |
| 評価損益等計          | 0             | 0             | 0            |
| 当期経常増減額         | △ 62,081,000  | △ 97,369,000  | 35,288,000   |
| 2. 経常外増減の部      |               |               | 0            |
| (1) 経常外収益       |               |               | 0            |
| 経常外収益計          | 0             | 0             | 0            |
| (2) 経常外費用       |               |               | 0            |
| 経常外費用計          | 0             | 0             | 0            |
| 当期経常外増減額        | 0             | 0             | 0            |
| 当期一般正味財産増減      | △ 62,081,000  | △ 97,369,000  | 35,288,000   |

令和8年度(2026年)収支予算書内訳表

自 令和8年 4月 1日 至 令和9年 3月 31日

公益社団法人日本理学療法士協会

(単位:円)

| 科 目          | 公益目的事業会計      | 収益事業等会計    | 法人会計        | 内部取引 | 合 計           |
|--------------|---------------|------------|-------------|------|---------------|
| I 一般正味財産増減の部 |               |            |             |      |               |
| 1. 経常増減の部    |               |            |             |      |               |
| (1) 経常収益     |               |            |             |      |               |
| 特定資産運用益      | 2,120,000     |            |             |      | 2,120,000     |
| 特定資産受取利息     | 2,120,000     |            |             |      | 2,120,000     |
| 受取入会金        | 36,100,000    |            |             |      | 36,100,000    |
| 受取入会金        | 35,550,000    |            |             |      | 35,550,000    |
| 受取特別入会金      | 550,000       |            |             |      | 550,000       |
| 受取会費         | 589,300,000   |            | 584,100,000 |      | 1,173,400,000 |
| 受取会費         | 584,100,000   |            | 584,100,000 |      | 1,168,200,000 |
| 受取賛助会費       | 5,200,000     |            |             |      | 5,200,000     |
| 事業収益         | 181,964,000   |            |             |      | 181,964,000   |
| 広告収益         | 700,000       |            |             |      | 700,000       |
| 研修会収益        | 85,626,000    |            |             |      | 85,626,000    |
| 学術研修大会収益     | 33,315,000    |            |             |      | 33,315,000    |
| 資格試験審査料等     | 62,323,000    |            |             |      | 62,323,000    |
| 雑収益          | 6,750,000     | 1,800,000  | 2,150,000   |      | 10,700,000    |
| 保険事務手数料      | 0             | 1,800,000  |             |      | 1,800,000     |
| 雑収益          | 6,750,000     |            | 2,150,000   |      | 8,900,000     |
| 経常収益計        | 816,234,000   | 1,800,000  | 586,250,000 | 0    | 1,404,284,000 |
| (2) 経常費用     |               |            |             |      |               |
| 事業費          | 1,035,293,000 | 18,750,000 |             |      | 1,054,043,000 |
| 役員報酬         | 53,384,000    |            |             |      | 53,384,000    |
| 給料手当         | 138,600,000   |            |             |      | 138,600,000   |
| 臨時雇賃金        | 316,000       |            |             |      | 316,000       |
| 賞与           | 24,850,000    |            |             |      | 24,850,000    |
| 賞与引当金繰入額     | 12,600,000    |            |             |      | 12,600,000    |
| 退職給付費用       | 11,200,000    |            |             |      | 11,200,000    |
| 役員退職慰労引当金繰入額 | 6,985,000     |            |             |      | 6,985,000     |
| 法定福利費        | 34,412,000    |            |             |      | 34,412,000    |
| 派遣料          | 22,890,000    |            |             |      | 22,890,000    |
| 会議費          | 1,511,000     |            |             |      | 1,511,000     |
| 旅費交通費        | 22,941,000    |            |             |      | 22,941,000    |
| 通信運搬費        | 73,657,000    |            |             |      | 73,657,000    |
| 減価償却費        | 98,000,000    |            |             |      | 98,000,000    |
| 消耗什器備品費      | 5,432,000     |            |             |      | 5,432,000     |
| 修繕費          | 70,000        |            |             |      | 70,000        |
| 印刷製本費        | 22,578,000    |            |             |      | 22,578,000    |
| 光熱水料費        | 2,940,000     |            |             |      | 2,940,000     |
| リース料         | 730,000       |            |             |      | 730,000       |
| 賃借料          | 8,770,000     |            |             |      | 8,770,000     |
| 諸謝金          | 32,027,000    |            |             |      | 32,027,000    |
| 諸会費          | 44,982,000    |            |             |      | 44,982,000    |
| 支払負担金        | 1,980,000     |            |             |      | 1,980,000     |
| 支払助成金        | 77,440,000    |            |             |      | 77,440,000    |
| 委託費          | 173,146,000   |            |             |      | 173,146,000   |
| 士会援助金        | 106,900,000   |            |             |      | 106,900,000   |
| ブロック援助金      | 15,850,000    |            |             |      | 15,850,000    |
| 保険料          | 0             | 17,550,000 |             |      | 17,550,000    |
| 手数料          | 1,659,000     |            |             |      | 1,659,000     |
| 租税公課         | 8,400,000     |            |             |      | 8,400,000     |
| 会費徴収手数料      | 29,450,000    | 1,200,000  |             |      | 30,650,000    |
| 雑費           | 1,593,000     |            |             |      | 1,593,000     |

| 科目              | 公益目的事業会計      | 収益事業等会計      | 法人会計        | 内部取引 | 合計            |
|-----------------|---------------|--------------|-------------|------|---------------|
| 管理費             |               |              | 412,322,000 |      | 412,322,000   |
| 役員報酬            |               |              | 21,346,000  |      | 21,346,000    |
| 給料手当            |               |              | 59,400,000  |      | 59,400,000    |
| 賞与              |               |              | 10,650,000  |      | 10,650,000    |
| 賞与引当金繰入額        |               |              | 5,400,000   |      | 5,400,000     |
| 退職給付費用          |               |              | 4,800,000   |      | 4,800,000     |
| 役員退職慰労引当金繰入額    |               |              | 2,190,000   |      | 2,190,000     |
| 法定福利費           |               |              | 14,748,000  |      | 14,748,000    |
| 派遣料             |               |              | 9,810,000   |      | 9,810,000     |
| 会議費             |               |              | 3,165,000   |      | 3,165,000     |
| 旅費交通費           |               |              | 22,981,000  |      | 22,981,000    |
| 通信運搬費           |               |              | 23,190,000  |      | 23,190,000    |
| 減価償却費           |               |              | 42,000,000  |      | 42,000,000    |
| 消耗什器備品費         |               |              | 16,332,000  |      | 16,332,000    |
| 修繕費             |               |              | 30,000      |      | 30,000        |
| 印刷製本費           |               |              | 8,764,000   |      | 8,764,000     |
| 光熱水料費           |               |              | 1,260,000   |      | 1,260,000     |
| 賃借料             |               |              | 11,248,000  |      | 11,248,000    |
| 委託費             |               |              | 105,371,000 |      | 105,371,000   |
| リース料            |               |              | 314,000     |      | 314,000       |
| 渉外費             |               |              | 3,800,000   |      | 3,800,000     |
| 手数料             |               |              | 711,000     |      | 711,000       |
| 租税公課            |               |              | 4,099,000   |      | 4,099,000     |
| 会費徴収手数料         |               |              | 30,650,000  |      | 30,650,000    |
| 保険料             |               |              | 880,000     |      | 880,000       |
| 諸謝金             |               |              | 5,432,000   |      | 5,432,000     |
| 諸会費             |               |              | 1,401,000   |      | 1,401,000     |
| 会員証発行費          |               |              | 2,300,000   |      | 2,300,000     |
| 雑費              |               |              | 50,000      |      | 50,000        |
| 経常費用計           | 1,035,293,000 | 18,750,000   | 412,322,000 | 0    | 1,466,365,000 |
| 評価損益等調整前当期経常増減額 | △ 219,059,000 | △ 16,950,000 | 173,928,000 | 0    | △ 62,081,000  |
| 特定資産評価損益等       | 0             | 0            | 0           | 0    | 0             |
| 評価損益等計          | 0             | 0            | 0           | 0    | 0             |
| 当期経常増減額         | △ 219,059,000 | △ 16,950,000 | 173,928,000 | 0    | △ 62,081,000  |
| 2. 経常外増減の部      |               |              |             |      |               |
| (1) 経常外収益       |               |              |             |      |               |
| 経常外収益計          | 0             | 0            | 0           | 0    | 0             |
| (2) 経常外費用       |               |              |             |      |               |
| 経常外費用計          | 0             | 0            | 0           | 0    | 0             |
| 当期経常外増減額        | 0             | 0            | 0           | 0    | 0             |
| 当期一般正味財産増減      | △ 219,059,000 | △ 16,950,000 | 173,928,000 | 0    | △ 62,081,000  |

資金調達及び設備投資の見込み  
(令和8年4月1日～令和9年3月31日)

1. 資金調達の見込みについて  
当年度における借入予定なし
2. 設備投資の見込みについて  
当年度における設備投資予定なし
3. その他(特定資産等の収支見込み)  
70周年記念事業積立金支出として、1,000万円を予定している。  
財政安定化積立金支出として、3,600万円を予定している。

## 報告事項

### 休会制度の運用変更について

## 休会制度の運用変更について

現在の休会制度については、年度ごとに申請を受け付けており、理由や回数等に特段の要件は設けていない。

一方で、休会会員の会員情報の管理、システムの維持運用及び各種手続きに係る経費は、継続的に発生しているところである。

このため、2027年度以降の休会申請に係る運用について、下記のとおり見直すこととしたので報告する。

### 記

#### 1 休会手数料の徴収

休会に伴う事務手続き及び会員情報の維持管理に要する経費の一部として、休会申請1件ごと（年度ごと）に1,000円（税別）の手数料を徴収する。

#### 2 次年度休会申請の受付及び手続き

休会会員が、所定の期間（毎年1月1日から2月20日まで）に休会申請を行わなかった場合には、当該会員について自動的に復会手続きを行うものとする。

この場合においては、年会費を請求し、当該年度の4月から在会会員として取り扱う。

なお、本運用変更は、2027年度から適用する。

以上

## 報告事項

# 2025年度本会会員の叙勲受賞について

## 2025年度本会会員の叙勲受賞について



令和7年（2025年）秋の叙勲において、高知県理学療法士協会元会長の山本双一氏が旭日双光章を受章された。

本章は、各分野において顕著な功績を挙げた者に授与されるものであり、今般の受章は保健衛生分野における長年の功績が評価されたものである。

山本氏は、高知県理学療法士協会会長をはじめ、本会代議員等の要職を歴任し、組織運営および職能の発展に尽力された。また、高知県における保健医療福祉の推進にも寄与し、その功績は誠に顕著である。

本受章を契機として、全国の理学療法士に関する保健医療福祉分野のさらなる発展が期待される。

# 資 料

1. 2025年度（44回）協会賞受賞者一覧
2. 要望書
3. 本会事業の基礎データ
4. 2025年度ブロック事業報告
5. 2026年度ブロック事業計画

## 2025年度（第44回）協会賞受賞者一覧

鈴木 英樹  
(すずき ひでき)  
年齢 59歳  
所属士会 北海道



横塚 美恵子  
(よこづか みえこ)  
年齢 55歳  
所属士会 福島県



石橋 晃仁  
(いしばし あきひと)  
年齢 59歳  
所属士会 北海道



浅野 信一  
(あさの しんいち)  
年齢 59歳  
所属士会 茨城県



対馬 栄輝(つしま えいき)  
年齢 56歳  
所属士会 青森県



白田 滋  
(うすだ しげる)  
年齢 66歳  
所属士会 群馬県



藤澤 宏幸  
(ふじさわ ひろゆき)  
年齢 59歳  
所属士会 宮城県



遠藤 浩士  
(えんどう こうじ)  
年齢 57歳  
所属士会 埼玉県



佐竹 将宏  
(さたけ まさひろ)  
年齢 64歳  
所属士会 秋田県



内山 覚  
(うちやま さとる)  
年齢 60歳  
所属士会 千葉県



小塚 和豊  
(こづか かずとよ)  
年齢 57歳  
所属士会 千葉県



中澤 幹夫  
(なかざわ みきお)  
年齢 56歳  
所属士会 東京都



高杉 潤  
(たかすぎ じゅん)  
年齢 55歳  
所属士会 千葉県



原田 憲二  
(はらだ けんじ)  
年齢 57歳  
所属士会 東京都



小野 晋  
(おの すすむ)  
年齢 73歳  
所属士会 東京都



仙波 浩幸  
(せんば ひろゆき)  
年齢 63歳  
所属士会 神奈川県



大淵 修一  
(おおぶち しゅういち)  
年齢 61歳  
所属士会 東京都



坂本 美喜  
(さかもと みき)  
年齢 57歳  
所属士会 神奈川県



高橋 雅人  
(たかはし まさと)  
年齢 60歳  
所属士会 東京都



菅原 憲一  
(すがわら けんいち)  
年齢 60歳  
所属士会 神奈川県



横田 一彦  
(よこた かずひこ)  
年齢 60歳  
所属士会 東京都



山崎 哲司  
(やまさき てつじ)  
年齢 57歳  
所属士会 神奈川県



渡邊 裕之  
(わたなべ ひろゆき)  
年齢 60歳  
所属士会 神奈川県



磯野 賢  
(いその さとし)  
年齢 57歳  
所属士会 山梨県



上路 拓美  
(じょうじ たくみ)  
年齢 62歳  
所属士会 新潟県



佐藤 博之  
(さとう ひろゆき)  
年齢 59歳  
所属士会 長野県



郷 貴大  
(ごう たかひろ)  
年齢 55歳  
所属士会 新潟県



瓜尾 昌恵  
(うりお まさえ)  
年齢 59歳  
所属士会 長野県



高鳥 真  
(たかとり まこと)  
年齢 57歳  
所属士会 新潟県



山本 良彦  
(やまもと よしひこ)  
年齢 63歳  
所属士会 長野県



小林 義文  
(こばやし よしふみ)  
年齢 67歳  
所属士会 福井県



大城 昌平  
(おおぎ しょうへい)  
年齢 65歳  
所属士会 静岡県



板本 直明  
(いたもと なおあき)  
年齢 56歳  
所属士会 福井県



磯崎 弘司  
(いそざき こうじ)  
年齢 65歳  
所属士会 静岡県



村上 忠洋  
(むらかみ ただひろ)  
年齢 60歳  
所属士会 愛知県



三谷 管雄  
(みたに すがお)  
年齢 57歳  
所属士会 鳥取県



坂本 親宣  
(さかもと ちかのり)  
年齢 62歳  
所属士会 滋賀県



原 由紀子  
(はら ゆきこ)  
年齢 64歳  
所属士会 岡山県



武田 正則  
(たけだ まさのり)  
年齢 60歳  
所属士会 兵庫県



大畑 剛  
(おおはた つよし)  
年齢 57歳  
所属士会 高知県



小森 昌彦  
(こもり まさひこ)  
年齢 59歳  
所属士会 兵庫県



中江 誠  
(なかえ まこと)  
年齢 65歳  
所属士会 福岡県



日高 正巳  
(ひだか まさみ)  
年齢 57歳  
所属士会 兵庫県



諫武 稔  
(いさたけ みのる)  
年齢 55歳  
所属士会 福岡県



堤 万佐子  
(つつみ まさこ)  
年齢 55歳  
所属士会 兵庫県



泉 清徳  
(いずみ きよのり)  
年齢 56歳  
所属士会 福岡県



浜口 正博  
(はまぐち まさひろ)  
年齢 63歳  
所属士会 宮崎県



湯地 忠彦  
(ゆじ ただひこ)  
年齢 61歳  
所属士会 宮崎県



中田 洋輔  
(なかた ようすけ)  
年齢 62歳  
所属士会 宮崎県



東條 夏也  
(とうじょう なつや)  
年齢 60歳  
所属士会 鹿児島県



※順不同

※年齢および所属士会は令和8年3月31日時点の会員情報を掲載しています

## 要望書

## ＜本会の要望活動＞

| 年月日             | 提出先  | 要望内容  |
|-----------------|--|---|
| 2025年<br>5月12日  | 厚生労働大臣<br>福岡資麿   | 社会の変化に応じた専門職教育に関する要望                                  |
| 2025年<br>6月4日   | 文部科学大臣<br>阿部俊子   | 社会の変化に応じた専門職教育に関する要望                                  |
| 2025年<br>6月4日   | 参議院自民党政策審議会  | 国民が期待する政策等における現状や課題について                               |
| 2025年<br>6月23日  | 観光庁長官<br>萩川直也  | 2026年度（令和8年度）予算概算要求に向けての要望                            |
| 2025年<br>6月23日  | 国土交通大臣<br>中野洋昌   | 2026年度（令和8年度）予算概算要求に向けての要望                            |
| 2025年<br>6月23日  | 農林水産大臣<br>小泉進次郎  | 2026年度（令和8年度）予算概算要求に向けての要望                            |
| 2025年<br>6月27日  | 経済産業大臣<br>武藤容治   | 2026年度（令和8年度）予算概算要求に向けての要望                            |
| 2025年<br>7月2日   | こども家庭庁長官<br>渡辺由美子  | 2026年度（令和8年度）予算概算要求に向けての要望                            |
| 2025年<br>7月2日   | スポーツ庁長官<br>室伏広治  | 2026年度（令和8年度）予算概算要求に向けての要望                            |
| 2025年<br>7月2日   | 外務大臣<br>岩屋 毅   | 2026年度（令和8年度）予算概算要求に向けての要望                            |
| 2025年<br>7月2日   | 文部科学大臣<br>阿部俊子   | 2026年度（令和8年度）予算概算要求に向けての要望                            |
| 2025年<br>7月2日   | 法務大臣<br>鈴木馨祐   | 2026年度（令和8年度）予算概算要求に向けての要望                            |
| 2025年<br>7月2日   | 厚生労働大臣<br>福岡資麿   | 2026年度（令和8年度）予算概算要求に向けての要望                            |
| 2025年<br>11月12日 | 自由民主党<br>団体総局厚生関係団体委員会・厚生<br>労働部会<br>予算・税制等に関する政策懇談会<br>政務調査会長 小林鷹之<br>組織運動本部長 新藤義孝                        | 2025年度（令和7年度）補正予算および2026年度（令和8年度）予算・税制改正に関する要望        |
| 2025年<br>11月12日 | 公明党<br>リハビリテーション専門職制度推進<br>議員懇話会<br>会長 佐藤英道  | 2025年度（令和7年度）補正予算および2026年度（令和8年度）予算・税制改正に関する要望        |
| 2025年<br>11月12日 | 自由民主党政務調査<br>会長 小林鷹之   | 理学療法士の処遇改善に資する令和7年度補正予算および令和8年度予算に関する要望               |
| 2025年<br>11月18日 | 内閣府特命担当大臣（経済財政政策、<br>規制改革）日本成長戦略担当大臣、<br>賃上げ環境整備担当大臣<br>スタートアップ担当大臣、<br>全世代型社会保障改革担当大臣<br>感染症危機管理担当大臣 城内 実 | 令和7年度補正予算及び令和8年度本予算の編成における理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の賃上げ等に係る要望 |

|                 |  |  |
|-----------------|--|--|
| 2025年<br>11月25日 | 自由民主党 総務会長代理<br>労政局長代理 松野博一  | 令和7年度補正予算及び令和8年度本予算の編成における理学療法士の賃上げおよび公定価格の引き上げに係る財源確保に関する要望   |
| 2025年<br>12月2日  | 厚生労働大臣 上野賢一郎<br>自由民主党幹事長 鈴木俊一<br>自由民主党政務調査会長代行<br>田村憲久<br>自由民主党政治制度改革本部長<br>加藤勝信 | 令和7年度補正予算及び令和8年度本予算の編成における理学療法士の賃上げおよび公定価格の引き上げに係る財源確保に関する要望   |
| 2025年<br>12月11日 | 公明党<br>リハビリテーション専門職制度推進<br>議員懇話会<br>会長 佐藤英道<br>幹事長 谷合正明                          | 【日本作業療法士協会・日本言語聴覚士協会との共同要望】<br>1. 介護予防や自立した在宅生活を図ることのできる在宅リハビリテーション提供体制を充足させる、訪問リハビリテーション開設要件の緩和および検討会の設置<br>2. 厚生労働省におけるリハビリテーション課の新設、およびリハビリテーション政策を担う担当部局への理学療法士の配置 |
| 2025年<br>12月11日 | 自由民主党<br>税務調査会副会長 中西健治   | 令和7年度補正予算及び令和8年度本予算の編成における理学療法士の賃上げおよび公定価格の引き上げに係る財源確保に関する要望   |
| 2025年<br>12月15日 | 厚生労働政務官 栗原 渉   | 令和7年度補正予算及び令和8年度本予算の編成における理学療法士の賃上げおよび公定価格の引き上げに係る財源確保に関する要望   |
| 2025年<br>12月24日 | 前総理 石破 茂   | 理学療法士の卒後研修におけるキャリアアップおよび令和8年度本予算の編成における理学療法士の賃上げならびに公定価格の引き上げに係る財源確保に関する要望   |
| 2025年<br>12月24日 | 経済産業大臣 赤澤亮正<br>財務副大臣 舞立昇治<br>自民党 藤井一博  | 令和7年度補正予算及び令和8年度本予算の編成における理学療法士の賃上げおよび公定価格の引き上げに係る財源確保に関する要望   |

<他団体としての要望活動>

| 年月日            | 提出先          | 要望内容  |
|----------------|--------------|---|
| 2025年<br>7月4日  | 厚生労働省保険局医療課長 | 令和8年度診療報酬改定要望（日本リハビリテーション医療関連団体協議会提出）<br>1. 急性期医療におけるリハビリテーションの充実<br>2. 生活期リハビリテーション・社会参加支援の推進<br>3. 小児リハビリテーションの強化<br>4. 業務効率化   |
| 2025年<br>7月15日 | 厚生労働省保険局医療課長 | 令和8年度診療報酬改定要望（日本リハビリテーション専門職団体提出）<br>1. リハビリテーション専門職の処遇改善<br>2. 急性期から、回復期、在宅（居宅）までの切れ目のないリハビリテーション医療の推進<br>3. 認知症ケア、健康増進、予防、チーム医療および先端医療に係る理学療法士の役割の明確化<br>4. 未開拓分野の開拓と未発達分野の推進<br>5. 生産年齢人口の減少を見据えた新たな理学療法の評価<br>6. 年齢によらない障害児・者へのリハビリテーションの提供 |

## 本会事業の基礎データ

### 1. 会議

総会：第54回定時総会 2025年6月7日・8日 東京（ベルサール汐留）

理事会：第1回 2025年4月5日 第2回 2025年5月11日

第3回 2025年6月8日 第4回 2025年7月5日

第5回 2025年10月4日 第6回 2025年12月6日

第7回 2026年1月10日 第8回 2026年3月7日

常任理事会：

29回開催

業務執行理事会：

第1回 2025年4月22日 第2回 2025年5月27日

第3回 2025年7月1日 第4回 2025年9月24日

第5回 2025年11月24日 第6回 2025年12月23日

第7回 2026年2月24日 第8回 2026年3月24日

都道府県理学療法士会事務局長会議：2025年9月6日

組織運営協議会：2025年4月6日、2025年10月11日

監査：期末監査：2025年5月10日

中間監査：2025年11月24日

### 2. 発行物

|                                    |          |
|------------------------------------|----------|
| ・JPTANEWS vol.354 (2025. 4)        | 117,000部 |
| ・JPTANEWS vol.355 (2025. 6)        | 117,000部 |
| ・JPTANEWS vol.356 (2025. 8)        | 120,000部 |
| ・JPTANEWS vol.357 (2025.10)        | 125,000部 |
| ・JPTANEWS vol.358 (2025.12)        | 125,000部 |
| ・JPTANEWS vol.359 (2026. 2)        | 118,000部 |
| ・理学療法の日ポスター                        | 23,500部  |
| ・理学療法士ガイド（冊子）                      | 10,000部  |
| ・理学療法士ガイド（リーフレット）                  | 10,000部  |
| ・Enjoy Your Life ウィメンズ・メンズシリーズ（冊子） | 65,000部  |
| ・Enjoy Your Life シニアシリーズ（冊子）       | 65,000部  |
| ・Enjoy Your Lifeチラシ                | 電子版      |
| ・協会案内（日本語）                         | 1,000部   |
| ・協会案内（英語）                          | 200部     |
| ・入会案内リーフレット                        | 21,500部  |
| ・入会案内チラシ                           | 22,000部  |
| ・LINE登録促進チラシ                       | 20,000部  |
| ・60周年記念動画チラシ                       | 500部     |

### 3. 後援・協賛一覧

#### 【後援】

- (1) 第6回 CareTEX仙台'25
- (2) 第8回 CareTEX福岡'25
- (3) 第2回 CareTEX東京'25【夏】
- (4) 第5回 CareTEX札幌'25
- (5) 大阪ケアウィーク'25
- (6) 第1回 CareTEX北陸'25
- (7) 第7回 CareTEX名古屋'25
- (8) 第1回 CareTEX広島'26
- (9) 東京ケアウィーク'26
- (10) 第19回日本介護支援専門員協会20周年記念全国大会
- (11) 第20回医療の質・安全学会学術集会
- (12) 地域共生を支える医療・介護・市民全国ネットワーク 第4回 全国の集い in 鶴岡2025
- (13) 第54回 日本医療福祉設備学会
- (14) 第8回メディカルジャパン東京（医療・介護・薬局Week東京）  
第12回メディカルジャパン大阪（医療・介護・薬局Week大阪）
- (15) 第27回日本ボッチャ選手権大会
- (16) 第33回整形外科リハビリテーション学会学術集会
- (17) 第10回全国ボッチャ選抜甲子園
- (18) 第33回 日本慢性期医療学会
- (19) 第26回日本認知症グループホーム全国大会（兵庫大会）
- (20) 第36回 全国介護老人保健施設大会 山口
- (21) 第40回日本健康科学学会学術大会
- (22) 第14回日本がんリハビリテーション学会学術集会
- (23) 第60回公益社団法人日本精神保健福祉士協会全国大会  
第24回日本精神保健福祉士学会学術集会
- (24) 2025年度 在宅医療インテグレーター養成講座
- (25) 第12回日本小児診療多職種学会 in 山形
- (26) 第18回日本在宅薬学会学術大会
- (27) NPO法人日本リハビリテーション看護学会第37回学術大会
- (28) 2025 Kids Sporting School
- (29) 第26回フォーラム「医療の改善活動」全国大会in北九州
- (30) いきがい・助け合いオンラインフェスタ2025
- (31) 第32回公益社団法人日本介護福祉士会全国大会  
第23回日本介護学会inみえ
- (32) 第38回日本ハンドセラピー学会学術集会
- (33) 第47回総合リハビリテーション研究大会
- (34) 2025年度脳卒中月間ポスター事業
- (35) 一般社団法人全国ノーリフティング推進協会第11回全国大会
- (36) 訪問看護サミット2025

- (37) 第5回ボッチャオープンチャンピオンシップ
- (38) 第20回日本シーティング・シンポジウム
- (39) 日本転倒予防学会第12回学術集会
- (40) 第3回全国シルバーリハビリ体操指導士連合会交流会
- (41) 回復期リハビリテーション病棟協会第47回研究大会 in 米子
- (42) 第23回日本通所ケア研究大会・20回認知症ケア研修会in福山  
第1回訪問通所介護研究大会
- (43) きょうされん第48回全国大会in奈良
- (44) 第2回生活期 医療・介護イノベーションフォーラム 2026 IN NAGOYA
- (45) 第4回産業保健リハビリテーション研究会  
『『働く』を支援する産業医とりハビリ専門職の役割と展望』
- (46) 第52回全国デイ・ケア研究大会2026in名古屋・愛知
- (47) 第3回新潟県リハビリテーション専門職学術大会
- (48) 第76回日本病院学会
- (49) 日本関節運動学的アプローチ医学会  
理学・作業療法士会 第26回学術集会
- (50) 第28回日本医療マネジメント学会学術総会
- (51) 2025年度心房細動週間事業における啓発ポスター
- (52) バリアフリー 2026
- (53) 第9回日本リンパ浮腫学会総会
- (54) 第74回日本理学療法学会
- (55) 第36回日本臨床工学会
- (56) 生活行為向上リハビリテーション研修会
- (57) 2026年度失語症の日制定記念イベント
- (58) 2025年度シルバーリハビリ体操指導士養成認定講師フォローアップ研修会
- (59) 第48回国立大学リハビリテーション療法士学術大会
- (60) 第7回福祉用具専門相談員研究大会
- (61) 第67回全日本病院学会in埼玉
- (62) 第28回日本訪問リハビリテーション協会学術大会in北海道
- (63) 日本リハビリテーション連携科学学会第27回大会
- (64) がん緩和ケアに関する国際研究学会
- (65) 脳損傷者ケアリング・コミュニティ学会第15回全国大会東京大会
- (66) 第12回地域包括ケア推進病棟研究大会
- (67) 国際モダンホスピタルショウ2026
- (68) リハビリテーション・ケア合同研究大会 高知2026
- (69) 第27回日本言語聴覚学会
- (70) 地域共生を支える医療・介護・市民全国ネットワーク 第5回 全国の集いin 佐倉2025
- (71) 回復期リハビリテーション病棟協会第49回研究大会in浜松
- (72) 令和8年度リウマチの治療とケア教育研修会
- (73) 令和8年度「リウマチ月間」
- (74) 第8回日本在宅医療連合学会大会

- (75) 2026 Kids Sporting School
- (76) 第29回バイオフィリアリハビリテーション学会大会
- (77) 第30回バイオフィリアリハビリテーション学会大会

【協賛】

- (1) 第26回計測自動制御学会 システムインテグレーション部門講演会 (SI2025)
- (2) H.C.R2025第52回国際福祉機器展&フォーラム
- (3) 第35回「国民の健康会議」
- (4) 2025（令和7）年度てんかんを正しく理解する月間（てんかん月間2025）
- (5) 介護現場における生産性向上推進フォーラム
- (6) 第29回バイオメカニズム・シンポジウム
- (7) 第47回バイオメカニズム学術講演会
- (8) HOSPEX Japan 2026
- (9) LIFE2026
- (10) 第40回リハ工学カンファレンスin神戸

【共催】

- (1) ジョイントシンポジウム  
「腎不全患者における理学療法の役割と腎臓リハビリテーション」

4. 他団体委員（本会推薦）（2026年4月30日現在）※単年度事業含まず

厚生労働省 医道審議会 理学療法士作業療法士分科会 委員：斉藤秀之  
理学療法士作業療法士分科会倫理部会 委員：斉藤秀之

公益社団法人日本技師装具士協会 外部理事：斉藤秀之

公益社団法人日本脳卒中協会 理事：斉藤秀之

公益社団法人日本訪問看護財団 評議員：佐々木嘉光

公益社団法人日本リハビリテーション医学会 特任理事：斉藤秀之

公益財団法人医療研修推進財団 (PMET)：斉藤秀之

評議員：白石 浩

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士養成施設等教員講習会事業にかかわる運営委員会

運営委員：吉井智晴、淵岡 聡

地区協力委員：（東日本）山口育子、小宮山一樹、知脇 希

（西日本）平山朋子、幸田利敬

公益財団法人運動器の健康・日本協会 理事：大工谷新一

公益財団法人国際医療技術財団 (JIMTEF) 評議員：斉藤秀之

災害医療委員会：坪田朋子

公益財団法人テクノエイド協会 理事：板倉尚子

福祉用具プランナー指導者養成検討会 委員：吉井智晴

公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会 理事：板倉尚子

国際委員会委員：伊藤智典

- 公益財団法人日本AED財団 顧問：齊藤秀之
- 一般社団法人回復期リハビリテーション病棟協会 JJCRS 編集委員：齊藤秀之
- 一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会 理事：白石 浩
- 一般社団法人全国リハビリテーション学校協会 理事長選任理事：齊藤秀之
- 一般社団法人日本医学会連合「領域横断的なロコモ・フレイル対策の推進に向けたワーキンググループ」  
委員：佐々木嘉光
- 一般社団法人日本災害リハビリテーション支援協会（JRAT） 理事・副代表：齊藤秀之  
広報委員：下田栄次  
研修企画委員：松岡雅一  
地域JRAT組織化支援委員会委員：吉井智晴
- 一般社団法人日本脆弱性骨折ネットワーク（FFN-Japan） 評議員：吉井智晴
- 一般社団法人日本訪問リハビリテーション協会 監事：吉井智晴
- 一般社団法人日本理学療法学会連合 監事：吉井智晴
- 一般社団法人日本脳卒中医療ケア従事者連合 理事：齊藤秀之
- 一般社団法人日本脳損傷者ケアリング・コミュニティ学会 理事：吉井智晴
- 一般社団法人日本リハビリテーション病院・施設協会 外部理事：齊藤秀之  
広報委員会委員：吉井智晴
- 一般社団法人日本リハビリテーション医学教育推進機構 学術理事：齊藤秀之
- 一般社団法人日本リハビリテーション医療デジタルトランスフォーメーション学会  
理事：大工谷新一、小川克巳
- 一般社団法人歩行ケア協会 理事：佐々木嘉光
- 一般社団法人リハビリテーション教育評価機構（JCORE）  
常任理事：齊藤秀之  
理事：白石 浩、西田裕介  
顧問：半田一登
- 一般社団法人RainboW Walking 理事：齊藤秀之
- 一般財団法人訪問リハビリテーション振興財団 理事長：半田一登  
常務理事：湯元 均  
理事：松井一人
- 一般財団法人保健福祉広報協会 監事：半田一登
- 一般財団法人ライフ・プランニング・センター リンパ浮腫研修運営委員：高倉保幸、山本優一  
がんのリハビリテーション研修運営委員：高倉保幸、井上順一郎
- 特定非営利活動法人日本障害者協議会（JD） 理事：齊藤秀之
- がんのリハビリテーション・リンパ浮腫診療ネットワークコンソーシアム  
委員：高倉保幸、吉井智晴
- 健康日本21推進全国連絡協議会 委員：白石 浩
- 障害分野NGO連絡会（JANNET） 幹事：伊藤智典
- 健やか親子21推進協議会 委員：白石 浩
- 全国リハビリテーション医療関連団体協議会：齊藤秀之  
報酬対策委員：佐々木嘉光、長谷川大悟（医療・介護）

チーム医療推進協議会 副代表：吉井智晴  
代議員：山根一人  
補欠代議員：谷口千明  
相談役：半田一登  
日本小児リハビリテーション医学会 理事：斉藤秀之  
評議員：斉藤秀之、板倉尚子  
日本地域包括ケア学会 評議員：斉藤秀之  
日本糖尿病対策推進会議 幹事：白石 浩  
日本ニューロリハビリテーション学会 評議員：斉藤秀之  
ニューレジリエンスフォーラム 発起人／企画委員会委員：斉藤秀之

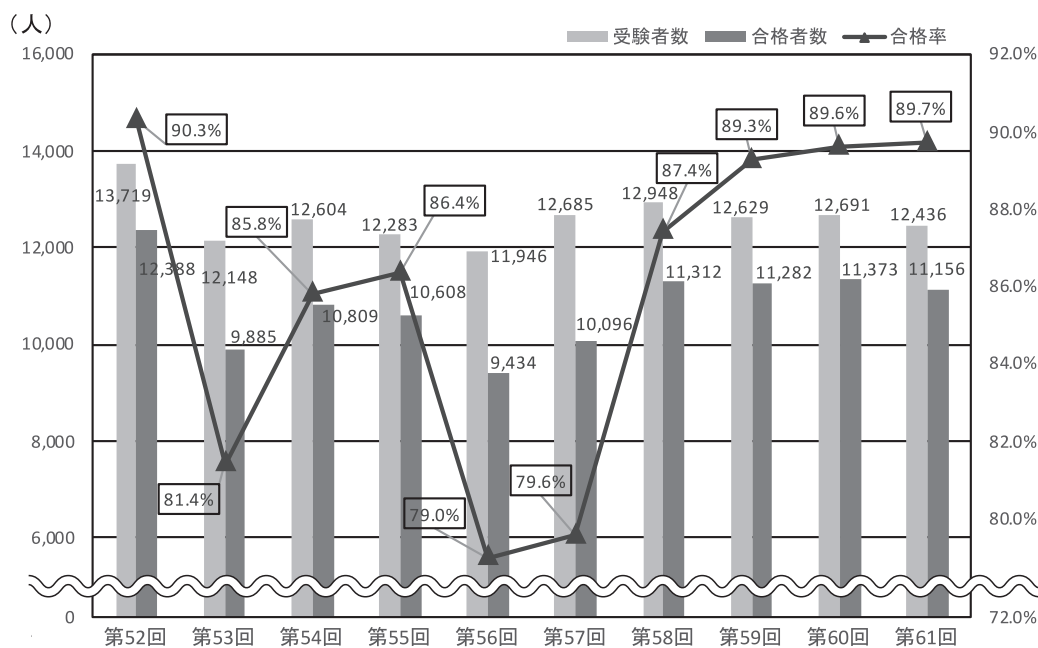
リハビリテーション専門職団体協議会：副会長：斉藤秀之  
障害福祉サービス等報酬担当：佐々木嘉光、長谷川大悟  
診療報酬担当：佐々木嘉光・高橋哲也  
介護報酬担当：佐々木嘉光・松井一人  
振興委員担当：長谷川大悟、新谷和文  
リハビリテーション先端機器研究会 幹事：斉藤秀之  
SPORTEC実行委員会 委員：斉藤秀之  
世界理学療法連盟（WPT） AWP地区理事：内山 靖  
AWP地区執行委員会委員：伊藤智典

## 5. 団体会員加盟先

- 1) 世界理学療法連盟（World Physiotherapy）
- 2) アジア理学療法連盟（ACPT）
- 3) アクセシブルデザイン推進協議会
- 4) 一般社団法人日本医療安全調査機構
- 5) 一般社団法人日本リハビリテーション医学教育推進機構
- 6) 一般社団法人リハビリテーション教育評価機構（JCORE）
- 7) 健康日本21推進全国連絡協議会
- 8) 公益財団法人医療研修推進財団（PMET）
- 9) 公益財団法人運動器の健康・日本協会
- 10) 公益財団法人公益法人協会
- 11) 公益財団法人国際医療技術財団（JIMTEF）
- 12) 公益財団法人日本訪問看護財団
- 13) 公益社団法人日本脳卒中協会
- 14) 障害分野NGO連絡会（JANNET）
- 15) 全国福祉用具相談・研修機関協議会
- 16) 全国リハビリテーション医療関連団体協議会
- 17) 一般社団法人日本災害リハビリテーション支援協会（JRAT）
- 18) チーム医療推進協議会
- 19) 特定非営利活動法人日本障害者協議会

- 20) リハビリテーション専門職団体協議会
- 21) 一般社団法人日本脳損傷者ケアリング・コミュニティ学会
- 22) ニューレジリエンス フォーラム
- 23) 一般社団法人日本在宅ケアアライアンス
- 24) 一般社団法人日本脳卒中医療ケア従事者連合
- 25) 日本ニューロリハビリテーション学会
- 26) 公益社団法人日本リハビリテーション医学会
- 27) 日本リハビリテーション医療デジタルトランスフォーメーション研究会
- 28) 中央労働災害防止協会
- 29) 日ASEANスマートシティ・ネットワーク官民協議会(JASCA)
- 30) がんのリハビリテーション・リンパ浮腫診療ネットワークコンソーシアム
- 31) 日本小児リハビリテーション医学会
- 32) 一般社団法人 RainboW Walking
- 33) 一般社団法人 歩行ケア協会

6. 理学療法士国家試験合格者数の推移（第52回～61回）



|      | 受験者数   | 合格者数   | 合格率   | 合格累計    |
|------|--------|--------|-------|---------|
| 第52回 | 13,719 | 12,388 | 90.3% | 151,591 |
| 第53回 | 12,148 | 9,885  | 81.4% | 161,476 |
| 第54回 | 12,604 | 10,809 | 85.8% | 172,285 |
| 第55回 | 12,283 | 10,608 | 86.4% | 182,893 |
| 第56回 | 11,946 | 9,434  | 79.0% | 192,327 |
| 第57回 | 12,685 | 10,096 | 79.6% | 202,423 |
| 第58回 | 12,948 | 11,312 | 87.4% | 213,735 |
| 第59回 | 12,629 | 11,282 | 89.3% | 225,017 |
| 第60回 | 12,691 | 11,373 | 89.6% | 236,390 |
| 第61回 | 12,436 | 11,156 | 89.7% | 247,546 |

7. 法人学会・研究会会員数調査

|                               | 専門A   | 専門B | 一般     | 学生  | 合計     | 国際会員<br>(内数) |
|-------------------------------|-------|-----|--------|-----|--------|--------------|
| 一般社団法人日本ウイメンズヘルス・メンズヘルス理学療法学会 | 130   | 12  | 605    | 8   | 755    | 132          |
| 一般社団法人日本運動器理学療法学会             | 847   | 1   | 2,532  | 75  | 3,455  | —            |
| 一般社団法人日本栄養・嚥下理学療法学会           | 127   | 11  | 689    | 2   | 829    | —            |
| 一般社団法人日本がん・リンパ浮腫理学療法学会        | 158   | 0   | 578    | 4   | 740    | 154          |
| 一般社団法人日本基礎理学療法学会              | 534   | 9   | 697    | 179 | 1,419  | —            |
| 一般社団法人日本呼吸理学療法学会              | 291   | 1   | 1,253  | 7   | 1,552  | 207          |
| 一般社団法人日本支援工学理学療法学会            | 213   | 7   | 723    | 3   | 946    | —            |
| 一般社団法人日本小児理学療法学会              | 172   | 1   | 610    | 13  | 796    | 155          |
| 一般社団法人日本神経理学療法学会              | 704   | 5   | 2,488  | 48  | 3,245  | 396          |
| 一般社団法人日本循環器理学療法学会             | 316   | 1   | 1,212  | 7   | 1,536  | 242          |
| 一般社団法人日本スポーツ理学療法学会            | 523   | 0   | 991    | 92  | 1,606  | 476          |
| 一般社団法人日本精神・心理領域理学療法学会         | 82    | 1   | 347    | 3   | 433    | 61           |
| 一般社団法人日本地域理学療法学会              | 310   | 1   | 1,537  | 11  | 1,859  | 101          |
| 一般社団法人日本糖尿病理学療法学会             | 160   | 0   | 663    | 5   | 828    | —            |
| 一般社団法人日本予防理学療法学会              | 408   | 4   | 1,530  | 11  | 1,953  | 314          |
| 一般社団法人日本理学療法管理学会              | 160   | 0   | 974    | 2   | 1,136  | —            |
| 一般社団法人日本理学療法教育学会              | 292   | 0   | 822    | 1   | 1,115  | —            |
| 日本筋骨格系徒手理学療法研究会               | 166   | 0   | 591    | 8   | 765    | 100          |
| 日本産業理学療法研究会                   | 162   | 0   | 646    | 7   | 815    | 158          |
| 日本物理療法研究会                     | 159   | 0   | 533    | 7   | 699    | 10           |
| 合 計                           | 5,784 | 42  | 19,416 | 485 | 25,727 | 2,374        |

会員数は2026年3月31日現在

以下の2研究会が2025年4月1日に一般社団法人へ移行

- ・日本ウイメンズヘルス・メンズヘルス理学療法研究会⇒日本ウイメンズヘルス・メンズヘルス理学療法学会
- ・日本精神・心理領域理学療法研究会⇒日本精神・心理領域理学療法学会

国際会員とは学会連合国際委員会下部組織であるWorld Physiotherapyのスペシャリティグループに対応する部会の登録者数である

World Physiotherapyのスペシャリティグループの登録人数とは一致しない場合がある

## 8. 2025年度生涯学習関連データ

2026年3月31日現在

| 都道府県 | 会員数     | 入会3年目以上の会員数 | 入会6年目以上の会員数 | 前期研修修了者 | 前期研修修了率*1 | 登録理学療法士取得者数 | 登録理学療法士取得率*2 | 認定理学療法士取得者数 | 会員対比認定理学療法士取得率 | 登録理学療法士取得者対比認定理学療法士取得率 | 専門理学療法士取得者数 | 会員対比専門理学療法士取得率 | 登録理学療法士取得者対比専門理学療法士取得率 |
|------|---------|-------------|-------------|---------|-----------|-------------|--------------|-------------|----------------|------------------------|-------------|----------------|------------------------|
| 北海道  | 7,702   | 6,513       | 5,493       | 4,445   | 68.2%     | 3,432       | 62.5%        | 897         | 11.6%          | 26.1%                  | 96          | 1.2%           | 2.8%                   |
| 青森県  | 1,175   | 1,050       | 892         | 850     | 81.0%     | 652         | 73.1%        | 112         | 9.5%           | 17.2%                  | 22          | 1.9%           | 3.4%                   |
| 岩手県  | 1,296   | 1,128       | 942         | 872     | 77.3%     | 640         | 67.9%        | 143         | 11.0%          | 22.3%                  | 15          | 1.2%           | 2.3%                   |
| 宮城県  | 1,991   | 1,784       | 1,538       | 1,047   | 58.7%     | 837         | 54.4%        | 182         | 9.1%           | 21.7%                  | 26          | 1.3%           | 3.1%                   |
| 秋田県  | 858     | 758         | 652         | 650     | 85.8%     | 501         | 76.8%        | 120         | 14.0%          | 24.0%                  | 14          | 1.6%           | 2.8%                   |
| 山形県  | 1,197   | 1,057       | 919         | 852     | 80.6%     | 643         | 70.0%        | 139         | 11.6%          | 21.6%                  | 13          | 1.1%           | 2.0%                   |
| 福島県  | 1,975   | 1,679       | 1,448       | 1,305   | 77.7%     | 951         | 65.7%        | 253         | 12.8%          | 26.6%                  | 28          | 1.4%           | 2.9%                   |
| 茨城県  | 2,634   | 2,307       | 1,987       | 1,584   | 68.7%     | 1,219       | 61.3%        | 304         | 11.5%          | 24.9%                  | 51          | 1.9%           | 4.2%                   |
| 栃木県  | 1,695   | 1,421       | 1,154       | 958     | 67.4%     | 659         | 57.1%        | 228         | 13.5%          | 34.6%                  | 13          | 0.8%           | 2.0%                   |
| 群馬県  | 2,478   | 2,148       | 1,794       | 1,483   | 69.0%     | 1,113       | 62.0%        | 262         | 10.6%          | 23.5%                  | 36          | 1.5%           | 3.2%                   |
| 埼玉県  | 6,444   | 5,451       | 4,559       | 3,739   | 68.6%     | 2,746       | 60.2%        | 810         | 12.6%          | 29.5%                  | 94          | 1.5%           | 3.4%                   |
| 千葉県  | 6,108   | 5,036       | 4,044       | 3,372   | 67.0%     | 2,411       | 59.6%        | 725         | 11.9%          | 30.1%                  | 76          | 1.2%           | 3.2%                   |
| 東京都  | 11,506  | 9,555       | 7,905       | 6,213   | 65.0%     | 4,563       | 57.7%        | 1,468       | 12.8%          | 32.2%                  | 197         | 1.7%           | 4.3%                   |
| 神奈川県 | 7,371   | 6,249       | 5,252       | 3,962   | 63.4%     | 3,030       | 57.7%        | 852         | 11.6%          | 28.1%                  | 112         | 1.5%           | 3.7%                   |
| 新潟県  | 1,993   | 1,780       | 1,603       | 1,396   | 78.4%     | 1,158       | 72.2%        | 235         | 11.8%          | 20.3%                  | 34          | 1.7%           | 2.9%                   |
| 富山県  | 1,147   | 997         | 838         | 780     | 78.2%     | 553         | 66.0%        | 132         | 11.5%          | 23.9%                  | 10          | 0.9%           | 1.8%                   |
| 石川県  | 1,440   | 1,257       | 1,120       | 921     | 73.3%     | 702         | 62.7%        | 107         | 7.4%           | 15.2%                  | 36          | 2.5%           | 5.1%                   |
| 福井県  | 1,100   | 962         | 873         | 679     | 70.6%     | 582         | 66.7%        | 142         | 12.9%          | 24.4%                  | 19          | 1.7%           | 3.3%                   |
| 山梨県  | 1,135   | 983         | 843         | 703     | 71.5%     | 539         | 63.9%        | 145         | 12.8%          | 26.9%                  | 6           | 0.5%           | 1.1%                   |
| 長野県  | 2,785   | 2,483       | 2,200       | 1,854   | 74.7%     | 1,457       | 66.2%        | 256         | 9.2%           | 17.6%                  | 23          | 0.8%           | 1.6%                   |
| 岐阜県  | 2,103   | 1,809       | 1,580       | 1,154   | 63.8%     | 916         | 58.0%        | 197         | 9.4%           | 21.5%                  | 15          | 0.7%           | 1.6%                   |
| 静岡県  | 4,439   | 3,837       | 3,240       | 2,712   | 70.7%     | 1,975       | 61.0%        | 486         | 10.9%          | 24.6%                  | 37          | 0.8%           | 1.9%                   |
| 愛知県  | 7,421   | 6,353       | 5,395       | 4,078   | 64.2%     | 3,145       | 58.3%        | 749         | 10.1%          | 23.8%                  | 128         | 1.7%           | 4.1%                   |
| 三重県  | 1,831   | 1,551       | 1,278       | 1,045   | 67.4%     | 787         | 61.6%        | 201         | 11.0%          | 25.5%                  | 20          | 1.1%           | 2.5%                   |
| 滋賀県  | 1,408   | 1,247       | 1,069       | 912     | 73.1%     | 694         | 64.9%        | 167         | 11.9%          | 24.1%                  | 14          | 1.0%           | 2.0%                   |
| 京都府  | 3,414   | 2,741       | 2,243       | 1,845   | 67.3%     | 1,304       | 58.1%        | 292         | 8.6%           | 22.4%                  | 48          | 1.4%           | 3.7%                   |
| 大阪府  | 10,751  | 8,896       | 7,246       | 5,796   | 65.2%     | 4,239       | 58.5%        | 1,339       | 12.5%          | 31.6%                  | 125         | 1.2%           | 2.9%                   |
| 兵庫県  | 7,197   | 5,921       | 4,901       | 3,801   | 64.2%     | 2,870       | 58.6%        | 724         | 10.1%          | 25.2%                  | 88          | 1.2%           | 3.1%                   |
| 奈良県  | 1,720   | 1,462       | 1,242       | 1,016   | 69.5%     | 782         | 63.0%        | 240         | 14.0%          | 30.7%                  | 40          | 2.3%           | 5.1%                   |
| 和歌山県 | 1,649   | 1,407       | 1,230       | 999     | 71.0%     | 777         | 63.2%        | 111         | 6.7%           | 14.3%                  | 17          | 1.0%           | 2.2%                   |
| 鳥取県  | 951     | 837         | 750         | 566     | 67.6%     | 473         | 63.1%        | 115         | 12.1%          | 24.3%                  | 11          | 1.2%           | 2.3%                   |
| 島根県  | 908     | 786         | 705         | 569     | 72.4%     | 480         | 68.1%        | 127         | 14.0%          | 26.5%                  | 3           | 0.3%           | 0.6%                   |
| 岡山県  | 2,301   | 2,052       | 1,769       | 1,335   | 65.1%     | 1,093       | 61.8%        | 280         | 12.2%          | 25.6%                  | 27          | 1.2%           | 2.5%                   |
| 広島県  | 3,970   | 3,422       | 2,929       | 2,283   | 66.7%     | 1,864       | 63.6%        | 406         | 10.2%          | 21.8%                  | 61          | 1.5%           | 3.3%                   |
| 山口県  | 1,913   | 1,675       | 1,470       | 1,050   | 62.7%     | 861         | 58.6%        | 219         | 11.4%          | 25.4%                  | 16          | 0.8%           | 1.9%                   |
| 徳島県  | 1,393   | 1,198       | 999         | 817     | 68.2%     | 592         | 59.3%        | 165         | 11.8%          | 27.9%                  | 8           | 0.6%           | 1.4%                   |
| 香川県  | 1,335   | 1,199       | 1,065       | 816     | 68.1%     | 677         | 63.6%        | 172         | 12.9%          | 25.4%                  | 20          | 1.5%           | 3.0%                   |
| 愛媛県  | 1,970   | 1,772       | 1,555       | 1,253   | 70.7%     | 1,029       | 66.2%        | 251         | 12.7%          | 24.4%                  | 21          | 1.1%           | 2.0%                   |
| 高知県  | 1,652   | 1,520       | 1,400       | 1,024   | 67.4%     | 866         | 61.9%        | 172         | 10.4%          | 19.9%                  | 23          | 1.4%           | 2.7%                   |
| 福岡県  | 7,363   | 6,364       | 5,560       | 4,329   | 68.0%     | 3,454       | 62.1%        | 917         | 12.5%          | 26.5%                  | 96          | 1.3%           | 2.8%                   |
| 佐賀県  | 1,476   | 1,282       | 1,130       | 985     | 76.8%     | 760         | 67.3%        | 108         | 7.3%           | 14.2%                  | 10          | 0.7%           | 1.3%                   |
| 長崎県  | 2,252   | 2,003       | 1,755       | 1,440   | 71.9%     | 1,119       | 63.8%        | 300         | 13.3%          | 26.8%                  | 27          | 1.2%           | 2.4%                   |
| 熊本県  | 3,053   | 2,687       | 2,338       | 1,653   | 61.5%     | 1,254       | 53.6%        | 288         | 9.4%           | 23.0%                  | 22          | 0.7%           | 1.8%                   |
| 大分県  | 2,001   | 1,730       | 1,457       | 1,152   | 66.6%     | 910         | 62.5%        | 192         | 9.6%           | 21.1%                  | 16          | 0.8%           | 1.8%                   |
| 宮崎県  | 1,291   | 1,166       | 1,060       | 760     | 65.2%     | 637         | 60.1%        | 171         | 13.2%          | 26.8%                  | 6           | 0.5%           | 0.9%                   |
| 鹿児島県 | 3,062   | 2,671       | 2,320       | 1,805   | 67.6%     | 1,384       | 59.7%        | 330         | 10.8%          | 23.8%                  | 23          | 0.8%           | 1.7%                   |
| 沖縄県  | 1,953   | 1,669       | 1,448       | 1,143   | 68.5%     | 914         | 63.1%        | 232         | 11.9%          | 25.4%                  | 9           | 0.5%           | 1.0%                   |
| 海外   | 136     | 132         | 116         | 80      | 60.6%     | 77          | 66.4%        | 10          | 7.4%           | 13.0%                  | 3           | 2.2%           | 3.9%                   |
|      | 144,943 | 123,987     | 105,306     | 84,083  | 67.8%     | 64,321      | 61.1%        | 16,473      | 11.4%          | 25.6%                  | 1,855       | 1.3%           | 2.9%                   |

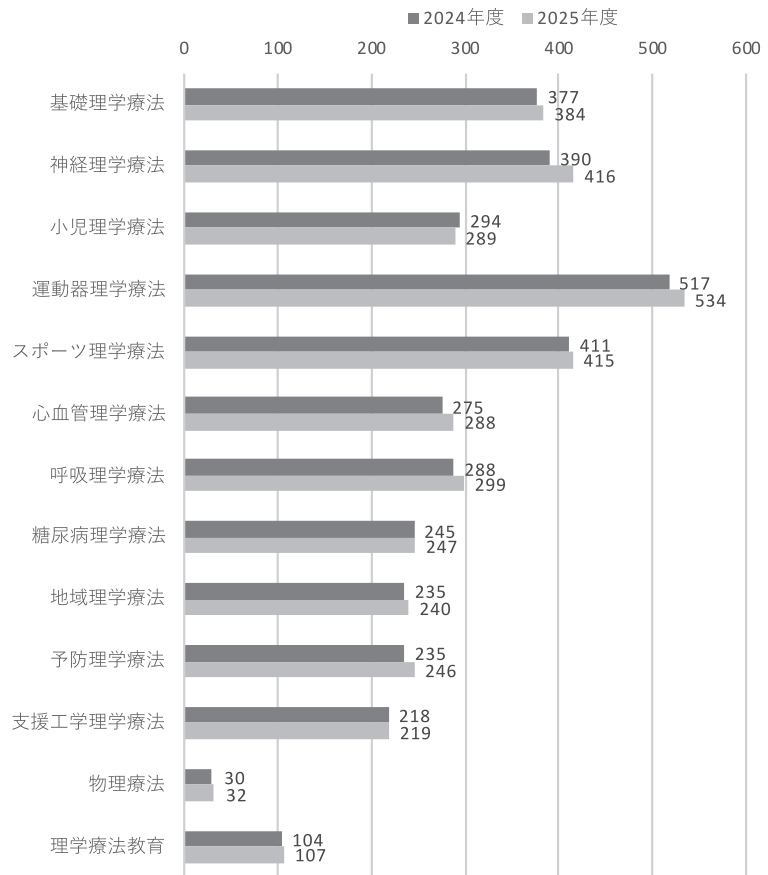
※会員数および各種取得者数に休会者を含む

\*1：前期研修修了者÷入会3年目以上の会員数

\*2：登録理学療法士取得者÷入会6年目以上の会員数

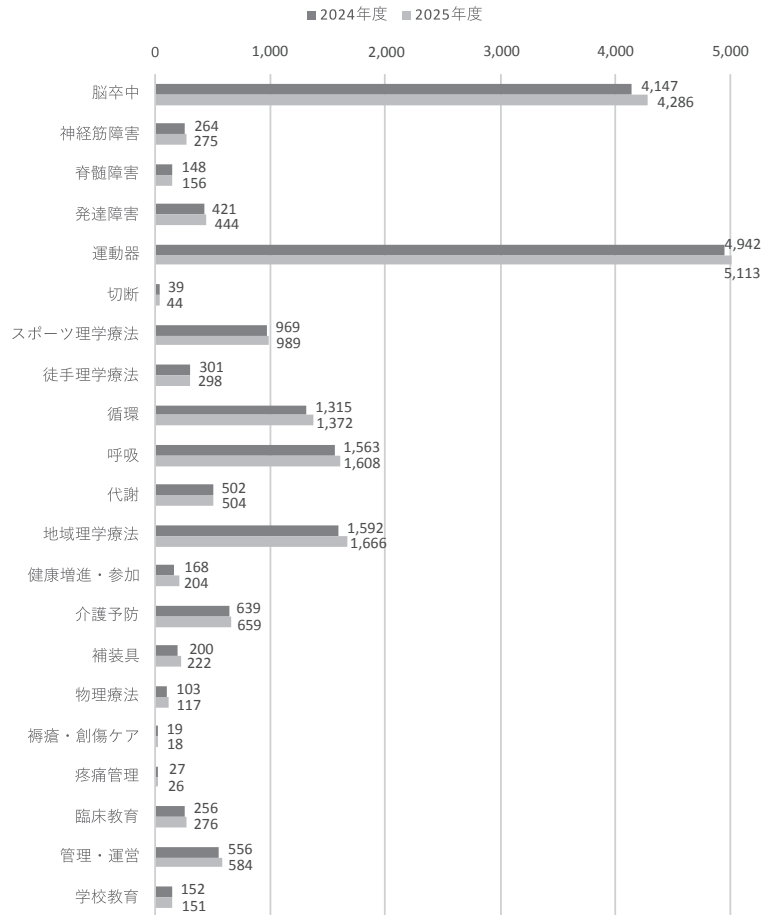
### 8-1. 専門理学療法士認定者数

|          | 2024年度 | 2025年度 |
|----------|--------|--------|
| 基礎理学療法   | 377    | 384    |
| 神経理学療法   | 390    | 416    |
| 小児理学療法   | 294    | 289    |
| 運動器理学療法  | 517    | 534    |
| スポーツ理学療法 | 411    | 415    |
| 心血管理学療法  | 275    | 288    |
| 呼吸理学療法   | 288    | 299    |
| 糖尿病理学療法  | 245    | 247    |
| 地域理学療法   | 235    | 240    |
| 予防理学療法   | 235    | 246    |
| 支援工学理学療法 | 218    | 219    |
| 物理療法     | 30     | 32     |
| 理学療法教育   | 104    | 107    |
| 合 計      | 3,619  | 3,716  |



### 8-2. 認定理学療法士認定者数

|          | 2024年度 | 2025年度 |
|----------|--------|--------|
| 脳卒中      | 4,147  | 4,286  |
| 神経筋障害    | 264    | 275    |
| 脊髄障害     | 148    | 156    |
| 発達障害     | 421    | 444    |
| 運動器      | 4,942  | 5,113  |
| 切断       | 39     | 44     |
| スポーツ理学療法 | 969    | 989    |
| 徒手理学療法   | 301    | 298    |
| 循環       | 1,315  | 1,372  |
| 呼吸       | 1,563  | 1,608  |
| 代謝       | 502    | 504    |
| 地域理学療法   | 1,592  | 1,666  |
| 健康増進・参加  | 168    | 204    |
| 介護予防     | 639    | 659    |
| 補装具      | 200    | 222    |
| 物理療法     | 103    | 117    |
| 褥瘡・創傷ケア  | 19     | 18     |
| 疼痛管理     | 27     | 26     |
| 臨床教育     | 256    | 276    |
| 管理・運営    | 556    | 584    |
| 学校教育     | 152    | 151    |
| 合 計      | 18,323 | 19,012 |



## 9. 賛助会員 計70社 (50音順)

|                    |                    |                   |
|--------------------|--------------------|-------------------|
| あい・さくらホーム株式会社      | 株式会社アイベック          | 株式会社アクセスプログレス     |
| 株式会社atseed         | アニメ株式会社            | アビリティーズ・ケアネット株式会社 |
| アルケア株式会社           | 株式会社アロー            | 株式会社医学書院          |
| 医歯薬出版株式会社          | 伊藤超短波株式会社          | イオン株式会社           |
| インターリハ株式会社         | 株式会社walkey         | EvoCare Japan株式会社 |
| オージー技研株式会社         | 株式会社小原工業           | 株式会社OMNIA         |
| オムロンヘルスケア株式会社      | 株式会社ガイアブックス        | 軽井沢ラジオ大学          |
| 株式会社協同医書出版社        | 株式会社神戸装具製作所        | 五洋医療器株式会社         |
| CYBERDYNE株式会社      | 酒井医療株式会社           | 株式会社サン・フレア        |
| 株式会社gene           | ストルツメディカル・ジャパン株式会社 |                   |
| 株式会社Sportip        | 関彰商事株式会社           | 損害保険ジャパン株式会社      |
| 株式会社第一興商           | ダイハツ工業株式会社         | 東京海上日動火災保険株式会社    |
| 株式会社東京プレス          | 東洋羽毛工業株式会社         | 徳武産業株式会社          |
| トヨタ自動車株式会社         | 株式会社トータル保険サービス     | 株式会社トーヨー富士工       |
| 中村ブレイス株式会社         | 株式会社南江堂            | 日東工器株式会社          |
| 日本電気株式会社           | 日本ケアリフトサービス株式会社    | 日本シグマックス株式会社      |
| 株式会社日本メディックス       | 株式会社メドレー           | 株式会社バックテック        |
| パラマウントベッド株式会社      | 富士フイルムシステムサービス株式会社 |                   |
| 株式会社フロンティア         | 株式会社文光堂            | 株式会社プロアシスト        |
| マイクロストーン株式会社       | 丸紅セーフネット株式会社       | 三井住友海上火災保険株式会社    |
| ミナト医科学株式会社         | 株式会社三輪書店           | 株式会社メジカルビュー社      |
| 株式会社メディクプランニングオフィス |                    | 株式会社メリコ           |
| 株式会社薬ゼミ情報教育センター    | 矢崎化工株式会社           | 株式会社ヤマシタ          |
| ユニ・チャーム株式会社        | ラッキー工業株式会社         | 株式会社ルネサンス         |
| 株式会社レイモンド・チル       |                    |                   |

10. 会員データ

会員動向（令和7年4月1日～令和8年3月31日）

令和8年3月31日現在の会員数：115,006名（休会者を含む会員数：144,943名）

新入会員数：7,334名 復会者数 1,611名 休会者数 6,322名 退会者数 4,984名 物故会員33名

会員年齢分布

| 年代区分  | 男性会員数  | 女性会員数  |
|-------|--------|--------|
| 21-25 | 10,147 | 7,972  |
| 26-30 | 17,192 | 12,025 |
| 31-35 | 16,604 | 11,098 |
| 36-40 | 16,124 | 8,950  |
| 41-45 | 10,487 | 6,820  |
| 46-50 | 7,916  | 5,329  |
| 51-55 | 4,998  | 2,802  |
| 56-60 | 2,464  | 1,423  |
| 61-65 | 1,242  | 524    |
| 66-70 | 422    | 72     |
| 71-75 | 183    | 23     |
| 76-80 | 83     | 5      |
| 81-85 | 19     | 1      |
| 86以上  | 16     | 2      |
| 総計    | 87,897 | 57,046 |

人数別施設数

| 人数別分類  | 施設数    |
|--------|--------|
| 1名     | 12,441 |
| 2名     | 4,251  |
| 3名     | 2,353  |
| 4名     | 1,418  |
| 5名     | 949    |
| 6名     | 700    |
| 7名     | 545    |
| 8名     | 394    |
| 9名     | 331    |
| 10名    | 307    |
| 11-15名 | 953    |
| 16-20名 | 601    |
| 21-30名 | 655    |
| 31名以上  | 715    |
| 自宅     | 16,765 |
| 海外     | 136    |
| 総計     | 43,514 |

平均年齢

|      | 男性   | 女性   |
|------|------|------|
| 平均年齢 | 36.9 | 35.9 |

小数点以下第2位切り捨て

## 会員の分布

| 施設分類A         | 施設分類B      | 施設分類C                  | 会員数<br>(休会者除く) | 会員数<br>(休会者含む) | 施設数<br>(休会者除く) | 施設数<br>(休会者含む) |     |
|---------------|------------|------------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|-----|
| 医療施設          | 病院・センター    | 高度急性期                  | 5,602          | 6,149          | 419            | 422            |     |
|               |            | 急性期                    | 24,101         | 26,896         | 3,008          | 3,113          |     |
|               |            | 回復期（回復期リハビリテーション病棟）    | 19,102         | 21,645         | 1,322          | 1,351          |     |
|               |            | 回復期（地域包括ケア病棟）          | 3,811          | 4,630          | 1,249          | 1,446          |     |
|               |            | 慢性期（療養病棟）              | 3,126          | 4,048          | 1,131          | 1,381          |     |
|               |            | 慢性期（特殊疾患）              | 1,060          | 1,273          | 327            | 376            |     |
|               |            | 精神病床                   | 232            | 285            | 94             | 125            |     |
|               |            | 感染症病床                  | 3              | 3              | 3              | 3              |     |
|               |            | 結核病床                   | 16             | 20             | 10             | 13             |     |
|               |            | 小児（病院・発達センター・療育センター等）  | 421            | 474            | 99             | 119            |     |
|               | その他        | 14,986                 | 16,401         | 1,058          | 1,138          |                |     |
|               | 診療所（クリニック） | 診療所（有床）                | 2,475          | 3,029          | 781            | 910            |     |
|               |            | 診療所（無床）                | 9,169          | 11,395         | 3,448          | 4,015          |     |
| 介護サービス施設・事業所  | 訪問型        | 訪問リハビリテーション            | 1,142          | 1,580          | 747            | 1,009          |     |
|               |            | 訪問看護ステーション             | 4,996          | 7,404          | 2,961          | 3,965          |     |
|               |            | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護       | 19             | 31             | 16             | 24             |     |
|               |            | 訪問介護                   | 34             | 74             | 34             | 68             |     |
|               | 通所型        | 通所リハビリテーション            | 1,629          | 2,314          | 1,148          | 1,615          |     |
|               |            | 通所介護                   | 1,495          | 2,211          | 1,169          | 1,725          |     |
|               |            | 地域密着型通所介護              | 358            | 572            | 292            | 464            |     |
|               |            | 療養通所介護                 | 1              | 2              | 1              | 2              |     |
|               |            | 認知症対応型通所介護             | 15             | 19             | 14             | 18             |     |
|               | 施設型        | 介護老人保健施設               | 5,380          | 6,903          | 2,263          | 2,645          |     |
|               |            | 介護療養型医療施設              | 31             | 51             | 28             | 43             |     |
|               |            | 介護医療院                  | 116            | 159            | 75             | 98             |     |
|               |            | 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）    | 699            | 1,005          | 585            | 836            |     |
|               |            | 有料老人ホーム                | 220            | 391            | 190            | 335            |     |
|               |            | 軽費老人ホーム（ケアハウス）         | 15             | 18             | 15             | 18             |     |
|               |            | サービス付き高齢者向け住宅          | 25             | 35             | 23             | 30             |     |
|               |            | 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）  | 20             | 25             | 16             | 21             |     |
|               |            | 小規模多機能型居宅介護            | 22             | 39             | 22             | 37             |     |
|               |            | 看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス） | 21             | 33             | 21             | 33             |     |
|               |            | ケアプラン                  | 居宅介護支援         | 141            | 221            | 113            | 186 |
|               | 福祉用具       | 福祉用具貸与                 | 24             | 59             | 21             | 52             |     |
|               |            | 特定福祉用具販売               | 4              | 10             | 1              | 5              |     |
|               | ショートステイ    | 短期入所生活介護               | 32             | 54             | 31             | 53             |     |
|               |            | 介護老人保健施設               | 269            | 398            | 209            | 308            |     |
|               |            | 介護療養型医療施設              | 78             | 88             | 19             | 27             |     |
|               | 障害福祉施設     | 障害者支援施設等               | 障害者支援施設        | 185            | 238            | 138            | 167 |
|               |            |                        | 地域活動支援センター     | 18             | 21             | 8              | 10  |
|               |            |                        | 福祉ホーム          | 1              | 2              | 1              | 2   |
|               |            | 保護施設                   | 救護施設           | 0              | 0              | 0              | 0   |
|               |            |                        | 更生施設           | 0              | 0              | 0              | 0   |
| 医療保護施設        |            |                        | 0              | 0              | 0              | 0              |     |
| 授産施設          |            |                        | 0              | 0              | 0              | 0              |     |
| 宿所提供施設        |            |                        | 0              | 0              | 0              | 0              |     |
| 身体障害者社会参加支援施設 |            | 身体障害者福祉センター（A型、B型）     | 28             | 36             | 23             | 28             |     |
|               |            | 障害者更生センター              | 14             | 17             | 11             | 14             |     |
|               |            | 補装具製作施設                | 0              | 0              | 0              | 0              |     |
|               |            | 盲導犬訓練施設                | 0              | 0              | 0              | 0              |     |
|               |            | 点字図書館                  | 0              | 0              | 0              | 0              |     |
|               |            | 点字出版施設                 | 0              | 0              | 0              | 0              |     |
|               |            |                        | 聴覚障害者情報提供施設    | 0              | 0              | 0              | 0   |

| 施設分類A                  | 施設分類B       | 施設分類C                     | 会員数<br>(休会者除く)       | 会員数<br>(休会者含む) | 施設数<br>(休会者除く) | 施設数<br>(休会者含む) |   |
|------------------------|-------------|---------------------------|----------------------|----------------|----------------|----------------|---|
|                        | 児童福祉施設等     | 助産施設                      | 0                    | 1              | 0              | 1              |   |
|                        |             | 乳児院                       | 1                    | 1              | 1              | 1              |   |
|                        |             | 母子生活支援施設                  | 0                    | 0              | 0              | 0              |   |
|                        |             | 保育所等 5)                   | 0                    | 0              | 0              | 0              |   |
|                        |             | 小規模保育事業所                  | 1                    | 4              | 1              | 4              |   |
|                        |             | 児童養護施設                    | 0                    | 1              | 0              | 1              |   |
|                        |             | 障害児入所施設 (福祉型)             | 273                  | 335            | 113            | 132            |   |
|                        |             | 障害児入所施設 (医療型)             | 20                   | 20             | 5              | 5              |   |
|                        |             | 児童発達支援センター (福祉型)          | 171                  | 209            | 88             | 112            |   |
|                        |             | 児童発達支援センター (医療型)          | 249                  | 274            | 74             | 81             |   |
|                        |             | 情緒障害児短期治療施設               | 0                    | 0              | 0              | 0              |   |
|                        |             | 児童心理治療施設                  | 0                    | 0              | 0              | 0              |   |
|                        |             | 児童自立支援施設                  | 2                    | 4              | 2              | 4              |   |
|                        |             | 児童家庭支援センター                | 0                    | 0              | 0              | 0              |   |
|                        |             | 児童館 (小型児童館、児童センター、大型児童館等) | 0                    | 0              | 0              | 0              |   |
|                        | 児童遊園        | 0                         | 0                    | 0              | 0              |                |   |
|                        | 母子・父子福祉施設   | 母子・父子福祉センター               | 0                    | 0              | 0              | 0              |   |
|                        |             | 母子・父子休養ホーム                | 0                    | 0              | 0              | 0              |   |
|                        | 老人福祉施設      | 有料老人ホーム                   | 16                   | 21             | 12             | 16             |   |
|                        |             | 養護老人ホーム (一般、盲)            | 0                    | 1              | 0              | 1              |   |
|                        |             | 軽費老人ホーム (A型、B型、ケアハウス、都市型) | 0                    | 0              | 0              | 0              |   |
|                        |             | 老人福祉センター (特A型、A型、B型)      | 19                   | 24             | 7              | 10             |   |
|                        | その他の社会福祉施設等 | 授産施設                      | 2                    | 3              | 2              | 3              |   |
|                        |             | 宿所提供施設                    | 0                    | 0              | 0              | 0              |   |
|                        |             | 盲人ホーム                     | 0                    | 0              | 0              | 0              |   |
|                        |             | 無料低額診療施設                  | 0                    | 0              | 0              | 0              |   |
|                        |             | 隣保館                       | 0                    | 0              | 0              | 0              |   |
|                        |             | へき地保健福祉館                  | 0                    | 0              | 0              | 0              |   |
|                        |             | へき地保育所                    | 0                    | 0              | 0              | 0              |   |
|                        |             | 障害福祉サービス事業所               | 障害福祉サービス事業所及び相談支援事業所 | 居宅介護           | 2              | 3              | 2 |
|                        | 重度訪問介護      |                           |                      | 2              | 2              | 2              | 2 |
|                        | 同行援護        |                           |                      | 0              | 0              | 0              | 0 |
|                        | 行動援護        |                           |                      | 0              | 0              | 0              | 0 |
| 療養介護                   | 0           |                           |                      | 1              | 0              | 1              |   |
| 生活介護                   | 51          |                           |                      | 68             | 45             | 60             |   |
| 重度障害者等包括支援             | 0           |                           |                      | 0              | 0              | 0              |   |
| 計画相談支援                 | 20          |                           |                      | 26             | 17             | 20             |   |
| 地域相談支援 (地域移行支援)        | 0           |                           |                      | 0              | 0              | 0              |   |
| 地域相談支援 (地域定着支援)        | 4           |                           |                      | 4              | 2              | 2              |   |
| 短期入所                   | 1           |                           |                      | 1              | 1              | 1              |   |
| 共同生活援助                 | 3           |                           |                      | 5              | 3              | 5              |   |
| 自立訓練 (機能訓練)            | 64          |                           |                      | 78             | 47             | 58             |   |
| 自立訓練 (生活訓練)            | 2           |                           |                      | 2              | 2              | 2              |   |
| 宿泊型自立訓練                | 0           |                           |                      | 0              | 0              | 0              |   |
| 就労移行支援                 | 2           |                           | 3                    | 2              | 3              |                |   |
| 就労継続支援 (A型)            | 0           |                           | 2                    | 0              | 2              |                |   |
| 就労継続支援 (B型)            | 6           |                           | 15                   | 5              | 13             |                |   |
| 障害児通所支援事業所及び障害児相談支援事業所 | 児童発達支援      |                           | 147                  | 227            | 138            | 212            |   |
|                        | 放課後等デイサービス  |                           | 199                  | 338            | 185            | 311            |   |
|                        | 保育所等訪問支援    | 8                         | 11                   | 8              | 11             |                |   |
|                        | 障害児相談支援     | 3                         | 3                    | 3              | 3              |                |   |
| 教育研究施設                 | 専門学校        | 3年制専門学校                   | 565                  | 580            | 80             | 82             |   |
|                        |             | 4年制専門学校                   | 472                  | 490            | 66             | 66             |   |
|                        | 大学 (院)      | 短期大学                      | 43                   | 43             | 5              | 5              |   |
|                        |             | 専門職大学                     | 63                   | 63             | 6              | 6              |   |
|                        |             | 大学                        | 1,570                | 1,593          | 197            | 201            |   |
|                        |             | 大学院                       | 114                  | 122            | 38             | 40             |   |
|                        |             | 理学療法以外の大学 (院)             | 40                   | 43             | 37             | 38             |   |
|                        | 研究施設        | 国公立の研究施設                  | 63                   | 74             | 21             | 23             |   |
|                        |             | 民間の研究施設 (シンクタンク等)         | 28                   | 29             | 17             | 17             |   |

| 施設分類A                                     | 施設分類B   | 施設分類C   | 会員数<br>(休会者除く)                                      | 会員数<br>(休会者含む) | 施設数<br>(休会者除く) | 施設数<br>(休会者含む) |
|---|---|---|---|----------------|----------------|----------------|
|   | 特別支援学校  | 肢体不自由児特別支援学校  | 30  | 38             | 22             | 28             |
|   |   | 知的障害児特別支援学校   | 13  | 15             | 12             | 14             |
|   |   | 視覚障害特別支援学校  | 0   | 0              | 0              | 0              |
|   |   | 聴覚障害特別支援学校  | 0   | 0              | 0              | 0              |
|   |   | 病弱・身体虚弱特別支援学校   | 0   | 0              | 0              | 0              |
|   |   | その他特別支援学校   | 23  | 28             | 20             | 24             |
|   | その他教育施設   |   | 7   | 9              | 7              | 7              |
| 行政・自治体・団体・<br>機構等（病院・介護保険・<br>障害者関連施設を除く） | 行政機関  | 国   | 11  | 15             | 7              | 10             |
|   |   | 都道府県（本庁）  | 58  | 69             | 40             | 46             |
|   |   | 政令指定都市  | 14  | 19             | 12             | 16             |
|   |   | 市区町村  | 273   | 339            | 216            | 259            |
|   | 保健所   |   | 3   | 3              | 3              | 3              |
|   | 市町村保健センター   |   | 3   | 5              | 3              | 5              |
|   | 地域包括支援センター  | 直営  | 36  | 39             | 34             | 34             |
|   |   | 委託  | 138   | 181            | 82             | 101            |
|   | 精神保健福祉センター  |   | 1   | 1              | 1              | 1              |
|   | 児童相談所   |   | 0   | 0              | 0              | 0              |
|   | 更生相談所   |   | 0   | 5              | 0              | 4              |
|   | 職業センター  |   | 0   | 0              | 0              | 0              |
|   | 社会福祉協議会   |   | 7   | 8              | 7              | 8              |
|   | 団体  | 日本理学療法士協会   | 20  | 21             | 1              | 1              |
| 都道府県理学療法士会                                |   | 21  | 22  | 12             | 13             |                |
| その他団体                                     |   | 73  | 85  | 48             | 54             |                |
| 法人本部等                                     | 国   |   | 0   | 1              | 0              | 1              |
|   | 公的医療機関  |   | 0   | 0              | 0              | 0              |
|   | 社会保険関係団体  |   | 0   | 0              | 0              | 0              |
|   | 医療法人  |   | 20  | 21             | 10             | 11             |
|   | 社会福祉法人  |   | 15  | 17             | 13             | 14             |
|   | 個人  |   | 25  | 35             | 25             | 34             |
|   | その他法人本部等  |   | 279   | 325            | 132            | 142            |
| 企業、起業、公的保険外<br>（ヘルスケア産業・健康<br>予防等）サービス    | ヘルスケア産業（健康<br>保持増進）                                     | 知識分野（健康保持増進に役立つ情報を<br>提供する商品およびサービス）  | 48  | 71             | 45             | 67             |
|   |   | 測定分野（自身や家族の健康状態を把握<br>するためのデバイス及びサービス）  | 6   | 11             | 6              | 11             |
|   |   | 健康経営を支えるサービス（従業員が<br>健康的に働けるように職場環境を整える<br>ための企業・保健者向けサービス）                           | 25  | 26             | 25             | 26             |
|   |   | 運動（健康を保持・増進するために必要<br>な適度な運動を提供するための機器・用<br>具及び、運動機会を提供する場所（施設）、<br>及び運動に関する教育指導サービス） | 206   | 261            | 156            | 199            |
|   |   | 遊・学（健康の保持・増進するための<br>遊びや学びを提供する商品（知的玩具）<br>及びサービス）                                    | 1   | 3              | 1              | 3              |
|   |   | 衣・食・住・睡眠（健康を保持増進し、<br>身体的負荷のかかりにくい住環境、衣<br>服、食、睡眠を提供するために必要な<br>商品及びサービス）             | 51  | 64             | 34             | 42             |
|   |   | ヘルスケア産業（患者<br>/要支援・要介護者の<br>生活を支援するもの）  | 患者向け向け商品・サービス（疾患を<br>抱える方向けの健康保持・増進のため<br>の商品・サービス） | 32             | 48             | 28             |
|   | 要支援・介護者向け商品・サービス（要<br>支援・要介護者向けの健康保持・増進<br>のための商品・サービス） | 17  | 18  | 14             | 15             |                |
|   | スポーツ関連  | スポーツトレーナー（プロチーム契約）  | 35  | 48             | 29             | 37             |
|   |   | スポーツトレーナー（企業チーム提携）  | 8   | 10             | 8              | 10             |
|   | その他企業等  | 介護サービス（公的保険外）   | 153   | 186            | 117            | 134            |
| 一般企業                                      |   | 725   | 923   | 505            | 617            |                |
| 補装具作成                                     |   | 6   | 8   | 5              | 7              |                |
| その他（上記すべてに該当なし）                           | その他（上記すべてに該当なし）   | 107   | 223   | 103            | 203            |                |

## 2025年度 ブロック事業報告

北海道ブロック代表会長 森山 武

### 1 運営会議

1) 会議1回／年（年月：2026年3月14日）

#### 2) 中心議題

- ・ブロック学会の2025年度事業報告及び決算書について
- ・ブロック学会の2026年度事業計画及び予算案について

### 2 学術関係

1) ブロック学会（名称：第76回北海道理学療法士学術大会）

学会長：林 達也

テーマ：一体性

日時：2025年12月13日（土）～12月14日（日）

会場：とまちプラザ（北海道帯広市西4条南13丁目1）

内容：基調講演、特別講演Ⅰ・Ⅱ、シンポジウム、教育講演Ⅰ～Ⅳ、特別企画セミナー、自主企画セミナーⅠ～Ⅶ、ランチョンセミナー①・②、市民公開体験会、口述演題68題、ポスター演題46題

参加者：723人（事前登録者656人 非会員10人 当日参加者30人 学生23人  
市民4人／対面で723人、オンデマンド4人）

東北ブロック代表会長 菅原慶勇

### 1 運営会議

1) 会議2回／年（年月：2025年4月19日、9月26日）

#### 2) 中心議題

- ・協議会予算・決算
- ・学術大会の収支予算、計画及び報告
- ・協議会主催学術局教育研修部研修会の計画及び報告
- ・東北理学療法学術大会 演題審査員・座長・審査委員候補者情報抽出・選定方法
- ・IT人材育成の状況報告および学会システム運用（案）
- ・東北理学療法学の投稿規定
- ・東北理学療法学術大会のブロックからの支援金
- ・協議会保有の銀行口座について
- ・機器備品購入時の申し合わせ
- ・養成校との連携と臨床実習への対応

- ・生涯学習制度に関する研修の東北6県での共有について

## 2 学術関係

### 1) ブロック学会（名称：第43回東北理学療法学会）

学会長：高橋仁美

テーマ：次世代の理学療法士へ伝えること ～継続すべきことと新たな挑戦のために～

日時：2025年9月27日（土）～9月28日（日）

会場：パルセいいざか（福島県福島市）

内容：大会長基調講演、特別講演、教育講演、セミナー、シンポジウム、一般演題発表、ポスター発表、学生セッション、体験型市民公開講座、機器展示等

参加者：619名（対面事前参加登録498名、対面当日参加登録34名、デイパス79名、非会員5名、他職種3名）、学生197名、オンデマンド事前参加登録1,205名

## 3 その他

### (ア) 会議

- ・学術局会議
- ・生涯学習担当会議
- ・学術大会部会議
- ・機関誌編集部拡大会議

### (イ) 研修会

- ・教育研修部主催研修会2025年9月28日（日）10:00～11:00

会場：パルセいいざか

テーマ「誰でも明日から始められる臨床研究 ～症例研究のすすめかた～」

講師 古川勉寛 氏

関東甲信越ブロック代表会長 水田宗達

## 1 運営会議

### 1) 会議 2 回／年（年月：2025年11月15日、2026年2月28日）

### 2) 中心議題

- ・学会報告、学会準備報告について
- ・2024年度事業報告、決算報告について
- ・2025年度予算経過報告について
- ・50周年記念誌会計報告
- ・各委員会報告について
- ・協議会各種規程について

## 2 学術関係

### 1) ブロック学会（名称：第44回関東甲信越ブロック理学療法士学会）

学会長：磯野 賢（山梨県士会）

テーマ：今いる場所とその先の未来へ～新時代を生きる理学療法～

日 時：2025年11月15日（土）～11月16日（日）

会 場：アピオ甲府タワー館

内 容：基調講演、特別講演、教育講演、シンポジウム、セレクション演題、ポスター演題他

参加者：874人

## 3 その他

東海北陸ブロック代表会長 南出光章

## 1 運営会議

### 1) 会議2回／年（年月：2025年5月・10月）

### 2) 中心議題

・学術大会・ブロック運営について

・災害対策・生涯学習・働き方改革・政策企画・士会運営意見交換他

## 2 学術関係

### 1) ブロック学会（名称：第41回東海北陸理学療法学会）

学会長：小澤純一

テーマ：The Beginning ―ポスト2025理学療法学の実装―

日 時：2025年10月25日（土）～10月26日（土）

会 場： AOSSA（アオッサ）・ハピリン

内 容：大会長基調講演・特別講演・教育セミナー・セレクション演題・一般演題・  
政経セミナー・共催セミナー・公開講座

参加者：2,150人

## 3 その他

演題登録システム導入の検討会

近畿ブロック代表会長 麻田博之

## 1 運営会議

1) 会議3回/年(年月:2025年6/28(Web)、11/17(Web)、2026年1/24(対面))

## 2) 中心議題

- ・各局会議(士会長・事務局長会議、学術局長会議、社会局長会議、災害対策会議、倫理担当者会議)
- ・学術大会報告、次年度・次次年度学術大会準備報告
- ・近畿ブロック理学療法士協議会規約改定

## 2 学術関係

1) ブロック学会(名称:第65回近畿理学療法学術大会)

学会長:堀江 淳

テーマ:無限学統

日時:2026年1月25日(日)

会場:京都テルサ

内容:140演題、特別講演(1)、教育講演(6)、シンポジウム(2)

参加者:1,505人

## 3 その他

- ・事務局長会議:2025年8月23日(土)(対面にて)
- ・近畿ブロック役員意見交換会:2026年1月24日

中国ブロック代表会長 甲田宗嗣

## 1 運営会議

1) 会議2回/年(年月:2025年8月30日、2026年2月21日)

## 2) 中心議題

- ・ブロック学会計画及び報告、学会運営検討、士会運営の情報交換等

## 2 学術関係

1) ブロック学会(名称:第38回中国ブロック理学療法士学会)

学会長:山出宏一

テーマ:理学療法士の魅力的な未来のための学びと持続可能性

日時:2025年8月30日(土)~8月31日(日)

会場:KDDI維新ホール

内容:59演題、基調講演・特別講演(2)・教育講演・体験型セミナー・モーニングセミナー・学生参加企画・日本理学療法士連盟合同企画・シンポジウム・ランチョンセミナー・オ

ンデマンド教育講演（４）

参加者：885人

3 その他

- 1) 学会評議委員会 第1回 2025年8月2日（岡山）、第2回 2026年1月24日（Web）
- 2) 働き方・就労に関する部門担当者会議 2025年11月28日（Web）

四国ブロック代表会長 大畑 剛

1 運営会議

- 1) 会議2回／年（年月：2025年11月30日（日）、2026年3月6日（金））

2) 中心議題

- ・ 令和6年度決算報告、令和7年度中間決算報告、令和8年度予算案
- ・ 第52回四国理学療法士学会（愛媛）報告
- ・ 第53回四国理学療法士学会（香川）準備状況報告
- ・ 第54回四国理学療法士学会（徳島）企画（案）
- ・ 四国理学療法士学会における学術大会支援サービス（Confit）の導入について

2 学術関係

- 1) ブロック学会（名称：第53回四国理学療法士学会）

学会長：藤井保貴

テーマ：理学療法の深化と進化

日時：2025年11月29日（土）～11月30日（日）

会場：サンポートホール高松

内容：1) 特別講演2題

2) 教育講演3題

3) 演題発表（口述60題）

参加者：644人

3 その他

- ・ 学会評議員会 2025年8月、11月、2026年2月
- ・ ワークライフバランス検討委員会 2025年8月、11月

## 1 運営会議

## 1) 会長会議：3回／年

2025年7月12日（対面）九州理学療法士サミット開催時

2025年11月28日（対面）九州理学療法士学術大会in大分 前日

2025年3月14日（対面）

中心議題

- ・九州ブロック決算報告・予算案
- ・各担当者会議、各県研修事業計画
- ・各担当者会議、各研修会進捗状況
- ・九州理学療法士学術大会進捗状況報告 等

## 2) 役員（会長・副会長・事務局）会議

2025年5月10日（対面）：役員ならびに事務局申し送り

2025年10月4日（対面）：会長会議の運営および事業進捗の確認

2026年1月17日（対面）：決算状況、予算案、各種取り扱いの確認

## 3) 九州ブロック事務局長会議

2026年2月26日（WEB）：2026年度九州ブロック会予算案

## 2 学術関係

## 1) ブロック学会（名称：九州理学療法士学術大会 2025 in 大分）

学会長：市川泰朗（公益社団法人 大分県理学療法士協会 会長/ 藤華医療技術専門学校）

テーマ：「LET'S HAVE FUN! ～未来へ繋ぐ源泉～」

日 時：2025年11月29日（土）～11月30日（日）

会 場：J:COM ホルトホール大分

内 容：演題発表185演題（口述105 演題・ポスター 80演題）

特別講演、シンポジウム1・2・3、教育講演①②③、公募企画、市民公開講座

各県推薦演題発表、レセプション歓迎会

参加者：1,256人

## 3 その他

- |                       |                |         |
|-----------------------|----------------|---------|
| 1) 九州ブロック教育・学術担当者会議   | 2025年7月12日（対面） | サミット分科会 |
| 2) 九州ブロック災害対応担当者会議    | 2025年7月12日（対面） | サミット分科会 |
| 3) 九州ブロック政策対策活動委員会    | 2025年7月12日（対面） | サミット分科会 |
| 4) 九州ブロック管理運営研修会      | 2025年7月12日（対面） | サミット分科会 |
| 5) 九州ブロック職能関連担当者会議    | 2025年7月12日（対面） | サミット分科会 |
| 6) 九州理学療法士サミット分科会報告   | 2025年7月12日（対面） | サミット全体会 |
| 7) 九州各県士会会長・県連盟会長連絡会議 | 2026年3月14日（対面） | 会長会議前   |

## 2026年度 ブロック事業計画

北海道ブロック代表会長 森山 武

### 1 運営会議

- 1) 会議1回／年（年月：2027年3月13日）
- 2) 中心議題
  - ・2026年度事業報告及び決算書について
  - ・2027年度事業計画及び予算案について

### 2 学術関係

- 1) ブロック学会（名称：第77回北海道理学療法士学術大会）

学会長：浮城健吾

テーマ：Hub for Physical Therapists' Action

～北海道の理学療法士をつなぐ学びの拠点として～

日 時：2026年9月26日（土）～9月27日（日）

会 場：ウィングベイ小樽（北海道小樽市築港11番5号）

内 容：基調講演、特別講演Ⅰ、Ⅱ、教育講演Ⅰ～Ⅴ、市民公開講座、ランチョンセミナー  
一般演題（口述、ポスター）

東北ブロック代表会長 菅原慶勇

### 1 運営会議

- 1) 会議2回／年（年月：2026年4月18日、9月25日（予定））
- 2) 中心議題
  - ・協議会予算・決算
  - ・学術大会の収支予算、計画及び報告
  - ・協議会主催学術局教育研修部研修会の計画および報告

### 2 学術関係

- 1) ブロック学会（名称：第44回東北理学療法学術大会）

学会長：黒田昌宏

テーマ：理学療法とファシリテーション ～課題解決のための理学療法士の場づくり～

日 時：2026年9月26日（土）～9月27日（日）

会 場：山形テルサ（山形県山形市）

内 容：大会長基調講演、特別講演、教育講演、セミナー、シンポジウム、一般演題発表（口述・ポスター）、市民公開講座

### 3 その他

#### (ア) 会議

- ・ 学術局会議
- ・ 生涯学習担当者会議
- ・ 学術大会部会議
- ・ 機関誌編集部拡大会議

#### (イ) 研修会

- ・ 教育研修部主催研修会 2026年9月26日もしくは27日  
会 場：山形テルサ  
テーマ：「誰でも明日から始められる臨床研究 ～ N-of-1 研究がつなぐ臨床とエビデンス～」  
講 師：未定

関東甲信越ブロック代表会長 水田宗達

### 1 運営会議

1) 会議 2回／年（年月：2026年2月28日 2026年10月10日）

#### 2) 中心議題

- ・ 学会報告、学会準備報告について
- ・ 事業報告、決算報告について
- ・ 2025年度事業報告、決算報告について
- ・ 2026年度事業計画・予算案
- ・ 各委員会報告について

### 2 学術関係

1) ブロック学会（名称：第45回関東甲信越ブロック理学療法士学会）

学会長：内田賢一（神奈川県理学療法士会）

テーマ：理学療法を楽しんでいますか？～後進へつなぐ理学療法士の未来～

日 時：2026年10月10日（土）～10月11日（日）

会 場：パシフィコ横浜会議センター

内 容：シンポジウム、特別講演、教育講演、各部局主催企画、公開講座、セレクション  
演題、ポスター演題他

### 3 その他

1 運営会議

1) 会議 2 回／年（年月：2026年 4 月・11月）

2) 中心議題

- ・ 学術大会・ブロック運営について
- ・ 災害対策・生涯学習・働き方改革・政策企画・士会運営意見交換他

2 学術関係

1) ブロック学会（名称：第42回東海北陸理学療法学術大会）

学会長：南出光章

テーマ：理学療法の社会貢献～「いきる」を支えるプロフェッショナル～

日 時：2026年11月21日（土）～11月22日（日）

会 場：四日市市文化会館

内 容：特別講演・セミナー・一般演題・公開講座・機器展示他

3 その他

1 運営会議

1) 会議 3 回／年（年月：2026年 6 月、11月（Web）、2027年 3 月（対面）予定）

2) 中心議題

- ・ 各局会議（士会長・事務局長会議、学術局長会議、社会局長会議、災害対策会議、倫理担当者会議）
- ・ 学術大会報告、次年度学術大会準備報告

2 学術関係

1) ブロック学会（名称：第66回近畿理学療法学術大会）

学会長：鈴木俊明

テーマ：原点にもどる

日 時：2027年 3 月28日（日）

会 場：大阪府立国際会議場

内 容：特別講演、シンポジウム、教育講演、一般演題（ポスター）、共催セミナー等

3 その他

- ・ 事務局長会議：2025年 8 月予定（対面にて）
- ・ 近畿ブロック役員意見交換会：2027年 3 月27日予定

中国ブロック代表会長 甲田宗嗣

## 1 運営会議

- 1) 会議 2回／年（年月：2026年8月、2027年3月予定）
- 2) 中心議題
  - ・ブロック学会計画及び報告、学会運営検討、士会運営の情報交換等

## 2 学術関係

## 1) 第39回中国ブロック理学療法士学会

学会長：江草典政

テーマ：明日への約束

日時：2026年8月29日（土）～8月30日（日）

会場：鳥根県立産業交流会館 くにびきメッセ

内容：口述発表48演題・ポスター発表40演題予定、学会長講演・特別講演・基調講演、教育講演・シンポジウム・Pros Cons・モーニングセミナー・プレセミナー

## 3 その他

- 1) 学会評議委員会 第1回2026年8月、第2回2027年1月予定
- 2) 働き方・就労に関する部門担当者会議 2026年8月30日（鳥根）
- 3) 生涯学習担当者会議 2026年8月30日（鳥根）

四国ブロック代表会長 木口大輔

## 1 運営会議

- 1) 会議 2回／年（年月：2026年11月、2027年3月）
- 2) 中心議題
  - ・令和7年度決算報告、令和8年度中間決算報告、令和9年度予算案
  - ・第53回四国理学療法士学会（香川）報告
  - ・第54回四国理学療法士学会（徳島）準備状況報告
  - ・第55回四国理学療法士学会（高知）企画（案）

## 2 学術関係

## 1) ブロック学会（名称：第54回四国理学療法士学会）

学会長：鴛 春夫

テーマ：革新開拓 ～理学療法士の未来像～

日時：2026年11月28日（土）～11月29日（日）

会場：徳島文理大学

- 内 容： 1) 大会長基調講演 1 題  
2) 特別講演・実技 2 題  
3) スキルアップセミナー 2 題  
4) シンポジウム 1 題  
5) 演題発表 (口述80題程度)

### 3 その他

- ・学会評議員会 2026年 8 月、11月予定
- ・ワークライフバランス検討委員会 2026年 8 月、11月予定

九州ブロック代表会長 大山盛樹

### 1 運営会議

- 1) 会長会議： 3 回／年 2026年 7 月11日 (対面) 九州理学療法士サミット開催時  
2026年11月13日 (対面) 九州理学療法士学術大会 in 大分宮崎 前日  
2027年 3 月13日 (対面)

#### 中心議題

- ・九州ブロック決算報告・予算案
  - ・各担当国会議、各県研修事業計画
  - ・各担当国会議、各研修会進捗状況
  - ・九州理学療法士学術大会進捗状況報告 等
- 2) 役員 (会長・副会長・事務局) 会議
- 2026年 5 月30日 (対面)：サミット、会長会議運営
  - 2026年10月予定 (対面)：会長会議の運営および事業進捗の確認
  - 2026年 1 月予定 (対面)：決算状況、予算案、各種取り扱いの確認
- 3) 九州ブロック事務局長会議
- 2027年 2 月予定 (WEB)：2027年度九州ブロック会予算案

### 2. 学術関係

- 1) ブロック学会 (名称：九州理学療法士学術大会 2026 in 宮崎)
- 学会長：竜田庸平 (一般社団法人 宮崎県理学療法士会 会長/宮崎医療専門学校)
- テーマ：「未来への躍進～『現在 (いま)』を見つめ直す力が『未来』を変える～」
- 日 時：2026年11月14日 (土)～11月15日 (日)
- 会 場：シーガイアコンベンションセンター
- 内 容：演題発表 (口述・ポスター) 特別講演、企画①②③④、教育講演①②、  
各県推薦演題発表

## 3. その他

- |                       |                         |
|-----------------------|-------------------------|
| 1) 九州ブロック教育・学術担当者会議   | 2026年7月11日 (対面) サミット分科会 |
| 2) 九州ブロック災害対応担当者会議    | 2026年7月11日 (対面) サミット分科会 |
| 3) 九州ブロック政策対策活動委員会    | 2026年7月11日 (対面) サミット分科会 |
| 4) 九州ブロック管理運営研修会      | 2026年7月11日 (対面) サミット分科  |
| 5) 九州ブロック職能関連担当者会議    | 2026年7月11日 (対面) サミット分科  |
| 6) 九州理学療法士サミット分科会報告   | 2026年7月11日 (対面) サミット全体会 |
| 7) 九州各県士会会長・県連盟会長連絡会議 | 2027年3月13日 (対面) 会長会議前   |

# MEMO

# MEMO

# MEMO

# MEMO

# MEMO

# MEMO

# MEMO





公益社団法人

日本理学療法士協会

Japanese Physical Therapy Association

〒106-0032 東京都港区六本木7-11-10

TEL 03-5843-1747 / FAX 03-5843-1748

E-mail [jpta@japanpt.or.jp](mailto:jpta@japanpt.or.jp)

URL <http://www.japanpt.or.jp/>